

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれその項目の進捗状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均接単数/年度の工事平均接単数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の 適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状 況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					設計変更ガイドラインの策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準価格の公表	(さ) 債務負担行為の積極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目標設定		
			本格導入時期	試行導入時期													平成30年度総合評価落札方式実施件数	
衆議院	一定額超の下限額を設定	2011	-	17	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	89.8		実施	未実施	未実施	実施	実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
参議院	一定額超の下限額を設定	2009	-	11	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	89.9		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
最高裁判所	一定額超の下限額を設定	2008	-	176	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	86.8		実施	未実施	実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している	
内閣府	一定額以上の下限額を設定	2011	-	161	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	92.5		実施	実施	実施	実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している	
宮内庁	一定額超の下限額を設定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成25年5月中央公営モデル以上平成28年4月中央公営モデル未満の水準)	原則非公表、一部案件で事後公表	全案件非公表	設置済み	-		実施	実施	実施	実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
警察庁	一定額超の下限額を設定	2016	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	その他	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	85.4		実施	未実施	実施	未実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
総務省	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	監督委員等の既存の組織を活用している	99.5		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	設計変更を実施していない	
法務省	一定額超の下限額を設定	2006	-	3	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	82.3		実施	実施	実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している	
外務省	一定額超の下限額を設定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	74.3		実施	未実施	実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
財務省	一定額超の下限額を設定	2003	-	10	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	75.8		実施	未実施	実施	実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
文部科学省	一定額以上の下限額を設定	2005	-	2	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	82.3		実施	未実施	実施	実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
厚生労働省	一定額超の下限額を設定	2008	-	18	一定額以上の下限額を設定	平成28年4月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	設置済み	83.4		実施	未実施	実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している	
農林水産省	一定額超の下限額を設定	2001	-	1,466	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	94.4		実施	実施	実施	実施	実施	指針を策定し、設計変更を実施している	
経済産業省	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件非公表	原則非公表、一部案件で事後公表	設置済み	-		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	設計変更を実施していない	
国土交通省	一定額以上の下限額を設定	2000	-	8,763	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	93.3		実施	実施	実施	実施	実施	指針を策定し、設計変更を実施している	
環境省	一定額以上の下限額を設定	2007	-	64	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	94.1		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している	
防衛省	一定額超の下限額を設定	2008	-	689	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	86.7		実施	未実施	実施	実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している	
会計検査院	一定額超の下限額を設定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	65.3		実施	未実施	未実施	実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
人事院	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	独自モデルを採用(平成25年5月中央公営モデル以上平成28年4月中央公営モデル未満の水準)	全案件事後公表	原則非公表、一部案件で事後公表	設置済み	76.1		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	設計変更を実施していない	
内閣府	沖縄科学技術大学院大学	一定額以上の下限額を設定	2011	1	一定額以上の下限額を設定	その他	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	90.7		未実施	未実施	実施	実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している	
総務省	独立行政法人情報通信研究機構	一定額超の下限額を設定	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	80.8		未実施	未実施	未実施	未実施	実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
外務省	独立行政法人国際協力機構	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	平成25年5月中央公営モデルを採用	全案件非公表	全案件非公表	設置済み	78.9		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
文部科学省	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	一定額超の下限額を設定	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成25年5月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	監督委員等の既存の組織を活用している	85.7		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
文部科学省	国立研究開発法人科学技術振興機構	一定額超の下限額を設定	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	84.5		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
文部科学省	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	一定額超の下限額を設定	2008	0	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	90.6		実施	未実施	実施	実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している	

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずくせ」それぞれ独自の進捗状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均後発件数/年度の工事平均後発件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の 適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状 況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 旅行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					設計変更ガイドラインの策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定		
			本格導入時期	試行導入時期														
文部科学省	独立行政法人 日本芸術文化 振興会	一定額超の下限額を設定	2004	-	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	85.1		未実施	実施	実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
文部科学省	独立行政法人 日本スポーツ振 興センター	一定額超の下限額を設定	2006	-	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	77.8		未実施	未実施	未実施	実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していない が、設計変更を実施している	
文部科学省	独立行政法人 国立文化財機 構	一定額超の下限額を設定	2008	-	3	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	91.2		実施	未実施	未実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
文部科学省	独立行政法人 国立美術館	一定額超の下限額を設定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	独自モデルを採用(平成29年4月中央公 営住宅モデル以上平成31年3月中央公 営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	90.7		未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していない が、設計変更を実施している	
文部科学省	独立行政法人 国立科学博物 館	一定額超の下限額を設定	2005	-	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	89.0		未実施	未実施	実施	実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していない が、設計変更を実施している	
文部科学省	独立行政法人 国立女性教育 会館	一定額超の下限額を設定	2003	-	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	97.8		未実施	未実施	実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
文部科学省	独立行政法人 国立少年教 育振興機構	一定額以上の下限額を設定	2010	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	原則非公表、一部案件 で事後公表	原則非公表、一部案件 で事後公表	設置済み	96.8		未実施	実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していない が、設計変更を実施している	
文部科学省	独立行政法人 国立高等専門 学校機構	一定額超の下限額を設定	2004	-	164	一定額超の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	85.8		実施	未実施	未実施	実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していない が、設計変更を実施している	
文部科学省	独立行政法人 日本学生支援 機構	一定額超の下限額を設定	2006	-	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	84.0		未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していない が、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人 北海道大学	一定額以上の下限額を設定	2007	-	7	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	85.5		未実施	未実施	未実施	実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していない が、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人 北海道教育大 学	一定額超の下限額を設定	2006	-	1	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	84.3		未実施	未実施	未実施	実施	指針を策定し、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人 室蘭工業大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	3	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	90.8		未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人 小樽商科大学	一定額超の下限額を設定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	92.0		未実施	未実施	実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人 帯広畜産大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	89.6		未実施	未実施	実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していない が、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人 旭川医科大学	一定額以上の下限額を設定	2008	-	4	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	91.7		実施	実施	実施	実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していない が、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人 北見工業大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	1	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	97.7		未実施	未実施	未実施	実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していない が、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人 弘前大学	一定額超の下限額を設定	2008	-	12	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	86.7		実施	実施	実施	実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していない が、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人 岩手大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	19	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	93.3		未実施	実施	実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していない が、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人 東北大学	一定額超の下限額を設定	2008	-	7	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	82.7		実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人 宮城教育大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	3	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	89.7		未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していない が、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人 秋田大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	19	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	84.3		実施	未実施	未実施	実施	指針を策定し、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人 山形大学	一定額超の下限額を設定	2004	-	1	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	88.8		未実施	未実施	実施	実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人 福島大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	13	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	78.6		未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人 茨城大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	5	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	78.0		未実施	未実施	実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人 筑波大学	一定額超の下限額を設定	2006	-	6	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	84.6		実施	未実施	未実施	実施	指針を策定し、設計変更を実施している	

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずく」をそれぞれそれぞれの項目の達成状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していない場合は「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均後発件数/年度の工事平均後発件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の 適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状 況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					設計変更ガイドラインの策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな経路手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定		
			本格導入時期	試行導入時期													平成30年度総 合評価落札方 式実施件数	
文部科学省	国立大学法人 筑波技術大学	一定額超の下限額を設定	2008	-	1	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	100.0		実施	実施	未実施	未実施	未実施	設計変更を実施していない
文部科学省	国立大学法人 宇都宮大学	一定額超の下限額を設定	2005	-	4	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	78.6		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 群馬大学	一定額以上の下限額を設定	2006	-	7	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	89.5		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 埼玉大学	一定額以上の下限額を設定	2007	-	10	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	80.2		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 千葉大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	3	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	92.5		実施	実施	未実施	未実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 東京大学	一定額以上の下限額を設定	2005	-	8	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	90.8		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 東京理科大学	一定額以上の下限額を設定	2006	-	2	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	83.1		未実施	未実施	未実施	未実施	実施	指針を策定し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 東京外国語大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	0	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	72.9		実施	実施	実施	実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 東京学芸大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	23	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	84.9		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 東京農工大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	5	一定額超の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	84.2		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 東京芸術大学	一定額以上の下限額を設定	2004	-	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	76.0	他の発注機関 の第三者機関 に委任している	未実施	実施	実施	実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 東京工業大学	一定額以上の下限額を設定	2007	-	10	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	84.5		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 東京海洋大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	3	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	84.8		未実施	未実施	実施	実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 お茶の水女子 大学	一定額超の下限額を設定	2013	-	4	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	85.7		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 電気通信大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	8	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	90.3		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 一橋大学	一定額以上の下限額を設定	2006	-	6	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	88.8		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 横浜国立大学	一定額以上の下限額を設定	2006	-	5	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	84.6		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 新潟大学	一定額以上の下限額を設定	2004	-	20	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	87.1		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 長岡技術科学 大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	88.5	他の発注機関 の第三者機関 に委任している	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 上越教育大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	84.2		実施	未実施	実施	実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 富山大学	一定額超の下限額を設定	2005	-	6	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	82.5		未実施	実施	実施	実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 金沢大学	一定額以上の下限額を設定	2006	-	18	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	86.0		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 福井大学	一定額以上の下限額を設定	2004	-	10	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	84.0		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 山梨大学	一定額以上の下限額を設定	2008	-	3	一定額以上の下限額を設定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	96.1	他の発注機関 の第三者機関 に委任している	実施	未実施	実施	実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 信州大学	一定額超の下限額を設定	2006	-	23	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	89.5		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29.4モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずく」をそれぞれ別の項目の選択のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均発注件数/年度の工事平均発注件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の 適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					設計変更ガイドラインの策定
			総合評価落札方式の導入時期		平成30年度総 合評価落札方 式実施件数	総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表				(さ) 債務負担行為の積 極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定	
			本格導入時期	試行導入時期														
文部科学省	国立大学法人 岐阜大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	15	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	他の発注機関 の第三者機関 に委任している	91.6		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も採用していない が、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 静岡大学	一定額超の下限額を設定	2008	-	8	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	他の発注機関 の第三者機関 に委任している	93.8		未実施	未実施	未実施	実施	実施	指針を策定し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 浜松医科大学	一定額超の下限額を設定	2006	-	16	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	他の発注機関 の第三者機関 に委任している	97.6		実施	未実施	未実施	実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も採用していない が、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 名古屋大学	一定額以上の下限額を設定	2006	-	5	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	74.9		実施	実施	未実施	実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も採用していない が、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 愛知教育大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	他の発注機関 の第三者機関 に委任している	91.4		実施	実施	実施	実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 名古屋工業大 学	一定額超の下限額を設定	2007	-	7	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	他の発注機関 の第三者機関 に委任している	90.7		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も採用していない が、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 豊橋技術科学 大学	一定額超の下限額を設定	2008	-	9	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	他の発注機関 の第三者機関 に委任している	91.9		未実施	未実施	実施	実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も採用していない が、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 三重大学	一定額以上の下限額を設定	2007	-	5	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	他の発注機関 の第三者機関 に委任している	81.0		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 滋賀大学	一定額以上の下限額を設定	2007	-	4	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	84.3		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も採用していない が、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 滋賀医科大学	一定額以上の下限額を設定	2008	-	6	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	94.5		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 京都大学	一定額以上の下限額を設定	2006	-	11	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	87.8		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 京都教育大学	一定額超の下限額を設定	2008	-	6	一定額超の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	90.7		未実施	実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も採用していない が、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 京橋工芸繊維 大学	一定額超の下限額を設定	2006	-	6	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	82.5		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 大阪大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	17	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	83.0		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 大阪教育大学	一定額以上の下限額を設定	2007	-	13	下限額は設定せずに対象 工事を選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	79.1		未実施	未実施	実施	実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も採用していない が、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 兵庫教育大学	一定額以上の下限額を設定	2010	-	5	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	90.0		実施	未実施	未実施	実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 神戸大学	一定額以上の下限額を設定	2006	-	35	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	82.5		実施	未実施	実施	実施	実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 奈良教育大学	一定額以上の下限額を設定	2007	-	2	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	74.4		未実施	未実施	実施	実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 奈良女子大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	1	下限額は設定せずに対象 工事を選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	78.7		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 和歌山大学	一定額以上の下限額を設定	2006	-	10	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	他の発注機関 の第三者機関 に委任している	85.3		未実施	実施	実施	実施	実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も採用していない が、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 鳥取大学	一定額以上の下限額を設定	2005	-	5	下限額は設定せずに対象 工事を選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	88.8		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も採用していない が、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 鳥根大学	一定額以上の下限額を設定	2006	-	4	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	62.6		未実施	未実施	実施	実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も採用していない が、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 岡山大学	一定額以上の下限額を設定	2007	-	20	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	91.3		実施	未実施	実施	実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も採用していない が、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 広島大学	一定額超の下限額を設定	2006	-	28	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	91.2		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
文部科学省	国立大学法人 山口大学	一定額以上の下限額を設定	2006	-	11	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	94.2		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取組みについては、「しずせそ」それぞれそれぞれの項目の進捗状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していない場合は「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均発注件数/年度の工事平均発注件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の適切な活用		総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			H30年度競争入札平均落札率(%)	入札契約適正化法及び施行令において実施すべき事項	平準化の取組み					設計変更ガイドラインの策定
		一般競争入札の導入状況(下限金額)	総合評価落札方式の導入時期	総合評価落札方式の導入状況(下限金額)		低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準価格の公表	第三者機関等の設置状況	(さ) 債務負担行為の積極的な活用			(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目標設定		
				本格導入時期	試行導入時期												平成30年度総合評価落札方式実施件数	
文部科学省	国立大学法人徳島大学	一定額以上の下限額を設定	2006	-	5	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	85.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人専門教育大学	一定額以上の下限額を設定	2007	-	2	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	83.2	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人香川大学	一定額以上の下限額を設定	2007	-	3	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	94.2	未実施	実施	未実施	実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人愛媛大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	26	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	88.3	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人高知大学	一定額超の下限額を設定	2006	-	13	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	92.0	実施	未実施	未実施	実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人福岡教育大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	5	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	75.4	未実施	未実施	実施	実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人九州大学	一定額超の下限額を設定	2006	-	12	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	90.3	実施	実施	未実施	実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人九州工業大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	7	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	77.9	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人佐賀大学	一定額超の下限額を設定	2008	-	17	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	90.5	実施	実施	実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人長崎大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	10	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	97.5	実施	未実施	未実施	実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人熊本大学	一定額以上の下限額を設定	2006	-	7	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	87.8	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人大分大学	一定額超の下限額を設定	2008	-	12	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	89.5	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人宮崎大学	一定額超の下限額を設定	2006	-	3	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	80.6	実施	未実施	未実施	実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人鹿児島大学	一定額超の下限額を設定	2007	-	7	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	83.9	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人鹿児島体育大学	一定額超の下限額を設定	2008	-	2	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	82.9	未実施	実施	実施	実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人琉球大学	一定額以上の下限額を設定	2005	-	23	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	88.7	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人政策研究大学院大学	一定額以上の下限額を設定	2003	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成20年6月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	74.7	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人総合研究大学院大学	一定額以上の下限額を設定	2006	-	3	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件非公表	全案件非公表	設置済み	53.0	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	設計変更を実施していない	
文部科学省	国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学	一定額超の下限額を設定	2006	-	5	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	79.1	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している	
文部科学省	国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学	一定額超の下限額を設定	2008	-	10	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	82.1	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している	
文部科学省	大学共同利用機関法人人間文化研究機構	一定額以上の下限額を設定	2006	-	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	91.2	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
文部科学省	大学共同利用機関法人自然科学研究機構	一定額以上の下限額を設定	2005	-	2	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	89.2	実施	未実施	未実施	実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
文部科学省	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	一定額以上の下限額を設定	2006	-	10	一定額以上の下限額を設定	平成23年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	85.0	未実施	実施	実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している	
文部科学省	大学共同利用機関法人情報システム研究機構	一定額以上の下限額を設定	2005	-	1	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	89.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している	
厚生労働省	独立行政法人労働者健康安全機構	一定額超の下限額を設定	-	2006	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	原則非公表、一部案件で事後公表	原則非公表、一部案件で事後公表	設置済み	91.2	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 (注3) 平準化の取り組みについて、「しずく」をそれぞれ項目内の進捗表のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の 適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状 況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					設計変更ガイドラインの策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準 価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	債務負担行為の積 極的な活用	(シ) 柔軟な工期の設定				(サ) 速やかな繰越手続	(セ) 積算の前倒し	(ソ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期														
厚生労働省	独立行政法人 高齢・障害・求 職者雇用支援 機構	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	平成29年4月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	81.0		未実施	実施	未実施	実施	実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も採用していないが、設計変更を実施している
農林水産省	日本中央競馬 会	一定額超の下限額を設定	2008	-	14	一定額超の下限額を設定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公 営モデル以上平成23年4月中央公 営モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	84.2		未実施	未実施	未実施	未実施	実施	指針を策定し、設計変更を実施している
農林水産省	国立研究開発 法人森林研究 整備機構	一定額超の下限額を設定	2009	-	0	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	設置済み	87.1	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
経済産業省	独立行政法人 中小企業基盤 整備機構	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	70.7		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	設計変更を実施していない
国土交通省	独立行政法人 水資源機構	一定額超の下限額を設定	2004	-	353	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	87.8		実施	実施	実施	実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
国土交通省	独立行政法人 鉄道建設・運輸 施設整備支援 機構	一定額超の下限額を設定	-	2005	60	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	92.4		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
国土交通省	成田国際空港 株式会社	一定額以上の下限額を設定	-	2005	47	一定額以上の下限額を設定	平成20年6月中央公営モデルに準拠 案件により事後公表及 び事前公表を併用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	93.6		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も採用していないが、設計変更を実施している
国土交通省	独立行政法人 日本高速道路 保有・債務返済 機構	一定額超の下限額を設定	2013	-	0	一定額超の下限額を設定	平成25年5月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	-		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も採用していないが、設計変更を実施している
国土交通省	東日本高速道 路株式会社	一定額超の下限額を設定	2007	-	91	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	93.5		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
国土交通省	中日本高速道 路株式会社	一定額以上の下限額を設定	2005	-	284	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	89.2		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
国土交通省	西日本高速道 路株式会社	一定額超の下限額を設定	2006	-	177	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	90.9		実施	実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
国土交通省	首都高速道路 株式会社	一定額超の下限額を設定	2007	-	48	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	93.8		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
国土交通省	阪神高速道路 株式会社	一定額超の下限額を設定	2006	-	42	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	95.2		未実施	実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
国土交通省	本州四国連絡 高速道路株式 会社	一定額超の下限額を設定	2012	-	2	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	90.6		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
国土交通省	独立行政法人 都市再生機構	一定額以上の下限額を設定	2006	-	966	下限額は設定せずに対象 工事を選定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	90.5		未実施	実施	未実施	実施	未実施	指針を策定しておらず、他の団体の指針も採用していないが、設計変更を実施している
国土交通省	新関西国際空 港株式会社	一定額以上の下限額を設定	2012	-	0	一定額以上の下限額を設定	昭和61年6月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	-		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
国土交通省	独立行政法人 自動車事故対 策機構	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	平成25年5月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	設置済み	86.4	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	設計変更を実施していない
国土交通省	独立行政法人 空海備忘整備 機構	一定額超の下限額を設定	2009	-	0	一定額超の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公 営モデル以上の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	73.4		未実施	実施	未実施	実施	未実施	指針を策定し、設計変更を実施している
環境省	中間貯蔵・環境 安全事業株式 会社	一定額超の下限額を設定	2004	-	1	下限額は設定せずに対象 工事を選定	平成31年3月中央公営モデルを採用	原則非公表、一部案件 で事後公表	全案件非公表	設置済み	91.8		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれその項目の進捗状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均発注件数/年度の工事平均発注件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の適切な活用		総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関等の設置状況	H30年度競争入札平均落札率(%)	入札契約適正化法及び施行令において実施すべき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドラインの策定
		一般競争入札の導入状況(下限金額)		総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式の導入状況(下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準価格の公表	(さ)債務負担行為の積極的な活用				(し)柔軟な工期の設定	(す)速やかな経手続	(せ)積算の前倒し	(そ)早期執行のための目標設定			
		本格導入時期	試行導入時期	平成30年度総合評価落札方式実施件数	本格導入時期													試行導入時期		
北海道	一定額以上の下限額を設定	-	2004	1,172	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	94.5	実施	実施	実施	実施	未実施	0.70	指針を策定し、設計変更を実施している			
青森県	一定額以上の下限額を設定	2009	-	284	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	93.8	実施	実施	実施	実施	実施	0.73	指針を策定し、設計変更を実施している			
岩手県	一定額超の下限額を設定	2011	-	405	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	92.8	実施	実施	実施	実施	実施	0.88	指針を策定し、設計変更を実施している			
宮城県	一定額超の下限額を設定	2006	-	829	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	92.7	実施	実施	未実施	実施	未実施	0.93	指針を策定し、設計変更を実施している			
秋田県	一定額超の下限額を設定	-	2002	149	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	設置済み	96.1	実施	実施	実施	実施	実施	0.84	指針を策定し、設計変更を実施している			
山形県	一定額超の下限額を設定	2009	-	466	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	96.2	実施	実施	実施	未実施	実施	0.77	指針を策定し、設計変更を実施している			
福島県	一定額超の下限額を設定	2007	-	1,169	一定額以上の下限額を設定	算定式は非公表	全案件事後公表	全案件非公表	設置済み	94.2	実施	実施	実施	実施	実施	0.76	指針を策定し、設計変更を実施している			
茨城県	一定額以上の下限額を設定	-	2005	815	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	93.2	実施	実施	未実施	実施	実施	0.64	指針を策定し、設計変更を実施している			
栃木県	一定額以上の下限額を設定	-	2005	99	一定額以上の下限額を設定	その他	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	設置済み	96.1	実施	実施	実施	実施	実施	0.72	指針を策定し、設計変更を実施している			
群馬県	一定額以上の下限額を設定	2005	-	158	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	97.0	実施	実施	実施	実施	実施	0.75	指針を策定し、設計変更を実施している			
埼玉県	一定額以上の下限額を設定	2006	-	345	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	91.0	実施	実施	実施	実施	実施	0.70	指針を策定し、設計変更を実施している			
千葉県	一定額以上の下限額を設定	2007	-	558	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	設置済み	94.4	実施	実施	実施	実施	実施	0.60	指針を策定し、設計変更を実施している			
東京都	一定額以上の下限額を設定	2001	-	951	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	92.9	実施	実施	実施	実施	実施	0.76	指針を策定し、設計変更を実施している			
神奈川県	一定額超の下限額を設定	2005	-	58	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	93.5	実施	未実施	実施	未実施	実施	0.64	指針を策定し、設計変更を実施している			
新潟県	一定額以上の下限額を設定	-	2006	148	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	95.3	実施	実施	未実施	未実施	実施	0.88	指針を策定し、設計変更を実施している			
富山県	一定額以上の下限額を設定	-	2006	690	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	96.9	実施	実施	実施	未実施	未実施	0.79	指針を策定し、設計変更を実施している			
石川県	一定額以上の下限額を設定	-	2006	266	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	93.0	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.71	指針を策定し、設計変更を実施している			
福井県	一定額超の下限額を設定	2008	-	513	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	93.8	実施	実施	実施	実施	未実施	0.84	指針を策定し、設計変更を実施している			
山梨県	一定額以上の下限額を設定	2007	-	679	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	設置済み	95.5	実施	実施	実施	実施	実施	0.72	指針を策定し、設計変更を実施している			
長野県	一定額超の下限額を設定	2008	-	688	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	93.0	実施	実施	未実施	未実施	実施	0.80	指針を策定し、設計変更を実施している			
岐阜県	一定額以上の下限額を設定	2006	-	716	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	設置済み	94.8	実施	実施	実施	実施	実施	0.78	指針を策定し、設計変更を実施している			
静岡県	一定額以上の下限額を設定	2007	-	397	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	94.5	実施	実施	実施	未実施	実施	0.67	指針を策定し、設計変更を実施している			
愛知県	一定額以上の下限額を設定	-	2004	825	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	92.0	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.66	指針を策定し、設計変更を実施している			
三重県	一定額超の下限額を設定	2015	-	380	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	設置済み	91.2	実施	実施	実施	未実施	実施	0.76	指針を策定し、設計変更を実施している			
滋賀県	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2006	-	167	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	89.5	実施	未実施	実施	実施	実施	0.75	指針を策定し、設計変更を実施している			

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれ独自の進捗状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均発注件数/年度の工事平均発注件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の適切な活用		総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関等の設置状況	H30年度競争入札平均落札率(%)	入札契約適正化法及び施行令において実施すべき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドラインの策定
		一般競争入札の導入状況(下限金額)	総合評価落札方式の導入時期			総合評価落札方式の導入状況(下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準価格の公表	(さ) 債務負担行為の積極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目標設定			
			本格導入時期	試行導入時期	平成30年度総合評価落札方式実施件数															
京都府	一定額以上の下限額を設定	2008	-	173	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	89.7		実施	実施	実施	未実施	実施	0.79	指針を策定し、設計変更を実施している		
大阪府	一定額超の下限額を設定	2006	-	24	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	88.8		実施	未実施	実施	実施	実施	0.76	指針を策定し、設計変更を実施している		
兵庫県	一定額以上の下限額を設定	2002	-	253	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	90.7		実施	実施	未実施	実施	実施	0.81	指針を策定し、設計変更を実施している		
奈良県	一定額以上の下限額を設定	2007	-	205	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	設置済み	88.4		実施	実施	実施	実施	実施	0.77	指針を策定し、設計変更を実施している		
和歌山県	一定額超の下限額を設定	2008	-	718	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	90.8		実施	実施	実施	実施	実施	0.72	指針を策定し、設計変更を実施している		
鳥取県	一定額超の下限額を設定	2007	-	1,060	一定額超の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	設置済み	93.7		実施	実施	実施	未実施	実施	0.83	指針を策定し、設計変更を実施している		
島根県	一定額以上の下限額を設定	2006	-	434	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	96.1		実施	実施	実施	未実施	未実施	0.82	指針を策定し、設計変更を実施している		
岡山県	一定額以上の下限額を設定	2007	-	111	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	91.4		実施	実施	実施	未実施	実施	0.56	指針を策定し、設計変更を実施している		
広島県	一定額以上の下限額を設定	2011	-	183	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	設置済み	93.7		実施	実施	実施	実施	実施	0.61	指針を策定し、設計変更を実施している		
山口県	一定額以上の下限額を設定	2006	-	476	一定額以上の下限額を設定	その他	全案件事後公表	原則非公表、一部案件で事後公表	設置済み	92.3		実施	未実施	実施	実施	実施	0.80	指針を策定し、設計変更を実施している		
徳島県	一定額以上の下限額を設定	2006	-	366	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	91.9		実施	実施	未実施	未実施	実施	0.68	指針を策定し、設計変更を実施している		
香川県	一定額以上の下限額を設定	2006	-	645	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	設置済み	94.8		実施	実施	実施	実施	実施	0.82	指針を策定し、設計変更を実施している		
愛媛県	一定額以上の下限額を設定	2005	-	805	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	94.8		実施	実施	実施	実施	実施	0.72	指針を策定し、設計変更を実施している		
高知県	一定額以上の下限額を設定	2007	-	302	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	設置済み	90.3		実施	実施	実施	実施	実施	0.63	指針を策定し、設計変更を実施している		
福岡県	一定額以上の下限額を設定	2007	-	240	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	設置済み	92.6		実施	実施	実施	実施	未実施	0.71	指針を策定し、設計変更を実施している		
佐賀県	一定額超の下限額を設定	2007	-	365	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	93.9		実施	実施	実施	未実施	実施	0.81	指針を策定し、設計変更を実施している		
長崎県	一定額以上の下限額を設定	2006	-	212	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	91.9		実施	未実施	実施	未実施	実施	0.65	指針を策定し、設計変更を実施している		
熊本県	一定額以上の下限額を設定	-	2005	383	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	96.1		実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.87	指針を策定し、設計変更を実施している		
大分県	一定額以上の下限額を設定	-	2006	326	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	94.5		実施	未実施	実施	実施	実施	0.87	指針を策定し、設計変更を実施している		
宮崎県	一定額以上の下限額を設定	2011	-	569	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	92.7		実施	実施	実施	実施	実施	0.76	指針を策定し、設計変更を実施している		
鹿児島県	一定額以上の下限額を設定	-	2007	152	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	93.6		実施	実施	未実施	実施	実施	0.65	指針を策定し、設計変更を実施している		
沖縄県	一定額以上の下限額を設定	2007	-	162	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	93.2		実施	実施	実施	実施	実施	0.71	指針を策定し、設計変更を実施している		
札幌市	一定額超の下限額を設定	-	2006	195	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	91.2		実施	実施	実施	実施	実施	0.79	指針を策定し、設計変更を実施している		
仙台市	一定額以上の下限額を設定	2009	-	253	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成23年4月中央公営住宅モデル以上平成25年5月中央公営住宅モデル未満の水準)	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	92.2		実施	実施	未実施	実施	未実施	0.66	指針を策定し、設計変更を実施している		
さいたま市	一定額以上の下限額を設定	-	2006	11	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	設置済み	89.7		実施	未実施	実施	実施	実施	0.63	指針を策定し、設計変更を実施している		

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれ独自の進捗状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均発注件数/年度の工事平均発注件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
千葉県	千葉市	一定額超の下限額を設定	2010	-	165	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	91.2		実施	実施	未実施	実施	実施	0.42	指針を策定し、設計変更を実施している
千葉県	横浜市	一定額超の下限額を設定	2008	-	166	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	91.6		実施	実施	未実施	実施	実施	0.75	指針を策定し、設計変更を実施している
千葉県	川崎市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	26	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	91.0		実施	実施	実施	実施	未実施	0.67	指針を策定し、設計変更を実施している
千葉県	相模原市	一定額以上の下限額を設定	2018	-	45	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	90.4		実施	実施	実施	未実施	未実施	0.45	指針を策定し、設計変更を実施している
千葉県	新潟市	一定額以上の下限額を設定	-	2006	49	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	91.3		実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.69	指針を策定し、設計変更を実施している
千葉県	静岡市	一定額超の下限額を設定	2012	-	209	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	91.7		実施	実施	実施	未実施	実施	0.70	指針を策定し、設計変更を実施している
千葉県	浜松市	一定額以上の下限額を設定	2006	-	302	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	94.5		実施	実施	実施	実施	実施	0.46	指針を策定し、設計変更を実施している
千葉県	名古屋市	一定額以上の下限額を設定	2011	-	461	一定額以上の下限額を設定	その他	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	91.6		実施	実施	実施	実施	未実施	0.71	指針を策定し、設計変更を実施している
千葉県	京都市	一定額超の下限額を設定	2004	-	20	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	90.3		実施	実施	実施	実施	実施	0.65	指針を策定し、設計変更を実施している
千葉県	大阪市	一定額超の下限額を設定	2019	-	6	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	90.7		実施	実施	未実施	未実施	実施	0.64	指針を策定し、設計変更を実施している
千葉県	堺市	一定額超の下限額を設定	2009	-	28	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	88.1		実施	未実施	実施	実施	未実施	0.65	指針を策定し、設計変更を実施している
千葉県	神戸市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	34	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	92.1		実施	実施	実施	実施	実施	0.61	指針を策定し、設計変更を実施している
千葉県	岡山市	一定額超の下限額を設定	-	2008	32	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	90.6		実施	未実施	実施	実施	未実施	0.69	指針を策定し、設計変更を実施している
千葉県	広島市	一定額超の下限額を設定	-	2006	22	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	92.0		実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.80	指針を策定し、設計変更を実施している
千葉県	北九州市	一定額以上の下限額を設定	2006	-	48	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	89.6		実施	実施	実施	実施	実施	0.61	指針を策定し、設計変更を実施している
千葉県	福岡市	一定額以上の下限額を設定	2009	-	118	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	91.8		実施	未実施	実施	未実施	実施	0.59	指針を策定し、設計変更を実施している
千葉県	熊本市	一定額以上の下限額を設定	2012	-	111	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	93.2		実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.75	指針を策定し、設計変更を実施している
北海道	函館市	一定額超の下限額を設定	-	2009	8	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	95.6		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.43	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	小樽市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	91.3		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.51	指針を策定し、設計変更を実施している
北海道	旭川市	一定額超の下限額を設定	-	2008	11	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事前公表	原則非公表、一部案件で事後公表	設置済み	93.2		実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.67	指針を策定し、設計変更を実施している
北海道	室蘭市	一定額超の下限額を設定	-	2018	2	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	93.5	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.31	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	網走市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	95.4		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.63	指針を策定し、設計変更を実施している
北海道	帯広市	一定額超の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	95.6		実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.80	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	北見市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	設置済み	96.0		実施	実施	未実施	実施	未実施	0.64	指針を策定し、設計変更を実施している
北海道	夕張市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.6	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.30	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれその項目の進捗状況のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令に おいて実施 すべき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期													平成30年度総 合評価落札方 式実施件数		
北海道	岩見沢市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	設置済み	95.3		未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.65	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	網走市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	95.4		未実施	未実施	実施	実施	実施	1.74	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	留萌市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	97.5	未実施事項あり	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.29	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	苫小牧市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	97.0		実施	実施	未実施	実施	実施	0.51	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	稚内市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.44	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	美幌市	一定額以上の下限額を設定	-	2013	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	96.5	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.40	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	芦別市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.8		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.84	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	江別市	一定額以上の下限額を設定	-	2010	6	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	95.2		実施	未実施	実施	実施	未実施	0.57	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	赤平市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	97.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	1.20	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	紋別市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	98.5		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.46	指針を策定し、設計変更を実施している
北海道	士別市	一定額以上の下限額を設定	2015	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	97.6		実施	未実施	未実施	実施	実施	0.63	指針を策定し、設計変更を実施している
北海道	名寄市	一定額超の下限額を設定	-	2010	0	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	97.0		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.51	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	三笠市	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	99.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.58	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	根室市	一定額以上の下限額を設定	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	96.3		未実施	実施	未実施	実施	未実施	0.52	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	千歳市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	設置済み	96.5		実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.64	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	滝川市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	97.5		実施	未実施	実施	実施	未実施	0.68	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	砂川市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.0		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.67	指針を策定し、設計変更を実施している
北海道	歌志内市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	監査委員等の既存の組織を活用している	96.6	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	-	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	深川市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	96.7		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.56	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	富良野市	一定額超の下限額を設定	-	2009	0	一定額超の下限額を設定	算定式は非公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	96.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.46	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	登別市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	-	未設置	97.5		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.50	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	恵庭市	一定額超の下限額を設定	-	2017	2	一定額超の下限額を設定	平成28年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件非公表	設置済み	96.6		実施	実施	実施	実施	未実施	0.47	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	伊達市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	97.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.21	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	北広島市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	96.4		未実施	実施	実施	実施	未実施	0.54	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	石狩市	一定額超の下限額を設定	-	2013	4	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	監査委員等の既存の組織を活用している	95.5	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.71	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれ項目内の進捗状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均発注額/年度の工事平均発注額

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
北海道	北斗市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	-	原則事前公表、一部の 案件で事後公表を試行	-	未設置	97.0	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.60	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
北海道	当別町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	95.6	未実施	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.24	指針を策定し、設計変更を実施して いる
北海道	新篠津村	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	94.9	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.69	指針を策定しておらず、他の団体 の指針も準用していないが、設計 変更を実施している
北海道	松前町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.22	指針を策定しておらず、他の団体 の指針も準用していないが、設計 変更を実施している
北海道	福島町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.31	指針を策定しておらず、他の団体 の指針も準用していないが、設計 変更を実施している
北海道	知内町	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	-	未設置	94.8	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.43	設計変更を実施していない
北海道	木古内町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	93.6	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.63	指針を策定しておらず、他の団体 の指針も準用していないが、設計 変更を実施している
北海道	七飯町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	20	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及 び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	95.2	未実施	未実施	未実施	実施	実施	0.57	指針を策定しておらず、他の団体 の指針も準用していないが、設計 変更を実施している	
北海道	鹿部町	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	-	-	-	-	-	原則事前公表、一部の 案件で事後公表を試行	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体 の指針も準用していないが、設計 変更を実施している
北海道	森町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.4	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.33	指針を策定しておらず、他の団体 の指針も準用していないが、設計 変更を実施している
北海道	八雲町	一定額以上の下限額を設定	2010	-	0	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成29年4月中央公 営住宅モデル以上平成31年3月中央公 営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	97.0	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.39	指針を策定し、設計変更を実施して いる
北海道	長万部町	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体 の指針も準用していないが、設計 変更を実施している
北海道	江差町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成20年6月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	94.7	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.38	指針を策定しておらず、他の団体 の指針も準用していないが、設計 変更を実施している
北海道	上ノ国町	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	-	2016	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成20年6月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	96.6	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.62	指針を策定しておらず、他の団体 の指針も準用していないが、設計 変更を実施している
北海道	厚沢部町	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.24	指針を策定しておらず、他の団体 の指針も準用していないが、設計 変更を実施している
北海道	乙部町	-	-	-	-	-	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及 び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	95.9	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.00	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
北海道	奥尻町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	97.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.57	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
北海道	今金町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	97.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.94	指針を策定しておらず、他の団体 の指針も準用していないが、設計 変更を実施している
北海道	せたな町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	昭和61年6月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	97.7	未実施事項あり	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.53	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
北海道	島牧村	-	-	-	-	-	昭和61年6月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	96.5	未実施事項あり	実施	実施	未実施	実施	実施	-	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
北海道	寿都町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	設置済み	97.8	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	-	設計変更を実施していない
北海道	黒松内町	-	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	95.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.31	指針を策定しておらず、他の団体 の指針も準用していないが、設計 変更を実施している
北海道	蘭越町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	98.7	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.50	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
北海道	ニセコ町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	95.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
北海道	真狩村	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.2	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.57	指針を策定しておらず、他の団体 の指針も準用していないが、設計 変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営連モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営連モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営連モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営連モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営連モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営連モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営連モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営連モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営連モデルとの違いは、「範囲」(H29.4モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれ項目内の選択肢のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していないれば「未実施」と累計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて累計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均後働件数/年度の工事平均後働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状 況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(ず) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期													平成30年度総 合評価落札方 式実施件数		
北海道	留寿都村	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	-	設計変更を実施していない		
北海道	喜茂別町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	全案件事後公表	-	監督委員等の 既存の組織を活 用している	-	未実施事項あり	実施	実施	未実施	実施	未実施	1.07	指針を策定し、設計変更を実施している	
北海道	京極町	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	95.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.19	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
北海道	倶知安町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	3.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	共和町	一定額超の下限額を設定	2008	-	0	一定額超の下限額を設定	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	岩内町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	94.9	-	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.51	指針を策定し、設計変更を実施している	
北海道	泊村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.38	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	神恵内村	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	積丹町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	95.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	古平町	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.2	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.20	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	仁木町	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.57	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	余市町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成20年6月中央公営連モデルを採用	原則非公表、一部案件で事後公表	全案件事後公表	未設置	97.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.69	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	赤井川村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	-	-	未設置	93.5	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	-	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	南幌町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	-	-	未設置	95.3	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.89	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	奈井江町	-	-	-	-	-	独自モデルを採用(平成23年4月中央公営連モデル以上平成25年5月中央公営連モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	97.2	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
北海道	上砂川町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	-	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	-	設計変更を実施していない	
北海道	由仁町	-	-	-	-	-	昭和61年6月中央公営連モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	96.7	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.40	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
北海道	長沼町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	原則非公表、一部案件で事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	0.84	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	栗山町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.67	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
北海道	月形町	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	-	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	浦臼町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	新十津川町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定し、設計変更を実施している	
北海道	妹背牛町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	-	未設置	94.6	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
北海道	秋分別町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	平成28年4月中央公営連モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	97.7	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.44	指針を策定し、設計変更を実施している	
北海道	雨竜町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	99.1	未実施	未実施	実施	実施	未実施	2.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれその項目内の選択例のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していない場合は「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 旅行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
北海道	北竜町	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	96.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	沼田町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	全案件事後公表	-	監査委員等の既存の組織を活用している	97.5	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.36	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	鷹栖町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成21年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.75	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	東神楽町	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.55	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
北海道	当麻町	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	95.9	未実施	実施	実施	実施	未実施	未実施	0.79	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	比布町	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.74	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
北海道	愛別町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	その他	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件非公表	未設置	95.4	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.00	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
北海道	上川町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	97.3	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.24	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	東川町	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.33	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	美瑛町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	96.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.85	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	上富良野町	一定額以上の下限額を設定	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件非公表	全案件非公表	設置済み	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.61	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	中富良野町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	95.7	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	1.12	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	南富良野町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	-	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
北海道	占冠村	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	94.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	-	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
北海道	和歌町	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.31	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
北海道	剣淵町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	昭和61年6月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	97.5	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	下川町	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.3	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	美深町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	96.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	-	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	音威子府村	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.2	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.14	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	中川町	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	97.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.58	設計変更を実施していない	
北海道	幌加内町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	94.7	未実施事項あり	実施	実施	実施	実施	未実施	-	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	増毛町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	実施	未実施	-	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
北海道	小平町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.7	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	苫前町	-	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	96.9	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	4.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	羽幌町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	96.4	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	実施	-	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれその項目の進捗状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期				低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表				(さ) 債務負担行為の積 極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定		
			本格導入時期	試行導入時期	平成30年度総 合評価落札方 式実施件数	総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)													
北海道	初山別村	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.5	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	-	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	遠別町	-	-	-	-	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	97.8	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.73	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	天塩町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2013	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	95.7	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.60	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	猿払村	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	97.0	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	-	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
北海道	浜頓別町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.67	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	中頓別町	-	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	97.4	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.78	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
北海道	枝幸町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.1	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.60	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	豊富町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2015	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	その他	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	原則非公表、一部の案件で事後公表	未設置	-	実施	実施	実施	実施	未実施	0.80	指針を策定し、設計変更を実施している	
北海道	礼文町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	-	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.55	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	利尻町	-	-	-	-	-	その他	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	未設置	94.7	実施	未実施	未実施	実施	未実施	-	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	利尻富士町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	95.8	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.91	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	襟裳町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	算定式は非公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	96.1	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.31	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	美幌町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.5	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.82	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	津別町	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	斜里町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.71	指針を策定し、設計変更を実施している
北海道	清里町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.5	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	2.00	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	小清水町	-	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	96.3	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.00	指針を策定し、設計変更を実施している
北海道	訓子府町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	97.3	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	-	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	置戸町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	佐呂間町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	設置済み	96.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.50	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	遠軽町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.53	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	湧別町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	94.2	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.73	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	滝上町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	97.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	-	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	興部町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	98.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.61	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	西興部村	-	-	2017	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	97.7	実施	未実施	未実施	未実施	実施	-	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営連モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営連モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営連モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営連モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営連モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年5月中央公営連モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営連モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営連モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営連モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取組内容について、「しずく」をそれぞれ項目内の進捗状況の「実施」、いずれも実施していないは「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均稼働数/年度の工事平均稼働数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の 適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(X)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
北海道	雄武町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	未集計	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.33	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	大空町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	97.9	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.68	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	豊浦町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.6	-	未実施	未実施	未実施	実施	実施	0.84	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	仕舞町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	94.8	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	-	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	白老町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	95.0	-	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.31	指針を策定し、設計変更を実施している
北海道	厚真町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.4	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.44	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	洞爺湖町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	安平町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	94.3	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.73	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	むかわ町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.7	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.09	指針を策定し、設計変更を実施している
北海道	日高町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	95.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.96	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	平取町	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	-	未実施	実施	実施	実施	未実施	0.44	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	新冠町	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.60	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	浦河町	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	95.5	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.41	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	様似町	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	97.2	-	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	-	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	えりも町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	91.8	未実施事項あり	実施	実施	未実施	未実施	未実施	-	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	新ひだか町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.54	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	音更町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	96.0	-	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.69	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	土樽町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.6	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.40	指針を策定し、設計変更を実施している
北海道	上士幌町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.9	-	実施	実施	未実施	実施	未実施	0.80	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	鹿追町	一定額以上の下限額を設定	-	2013	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	97.5	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
北海道	新得町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	実施	実施	実施	実施	実施	0.55	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	清水町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	97.7	-	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	1.00	指針を策定し、設計変更を実施している
北海道	芽室町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2018	-	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営連モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	95.8	-	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.53	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
北海道	中札内村	-	-	-	-	-	-	原則非公表、一部案件で事前公表	-	未設置	95.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.40	指針を策定し、設計変更を実施している
北海道	更別村	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	95.3	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	-	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれの項目の選択状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していない場合は「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
北海道	大樹町	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び 事前公表を併用	-	未設置	98.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.33	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	広尾町	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	幕別町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	全案件事後公表	-	監査委員等の取組の組織を活用している	94.6	未実施事項あり	実施	実施	実施	実施	未実施	-	指針を策定し、設計変更を実施している	
北海道	池田町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	全案件事後公表	-	設置済み	96.0	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	-	指針を策定し、設計変更を実施している	
北海道	豊頃町	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	97.2	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	本別町	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	94.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.80	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
北海道	足寄町	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	陸別町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	原則非公表、一部案件で事前公表	-	未設置	96.5	-	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	-	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	浦幌町	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	-	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	釧路町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	97.1	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	厚岸町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	94.9	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.56	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	浜中町	-	-	-	-	-	原則非公表、一部案件で事後公表	-	未設置	96.9	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	実施	未実施	0.33	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	標茶町	一定額以上の下限額を設定	2015	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	98.3	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.54	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	弟子屈町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	平成25年5月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	97.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.64	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	鶴居村	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル以上平成23年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	94.3	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.21	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
北海道	白糠町	-	-	-	-	-	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.4	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.22	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
北海道	別海町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	-	未設置	96.1	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	0.54	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	中標津町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	算定式は非公表	全案件事前公表	未回答	未設置	96.5	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	-	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
北海道	標津町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.3	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
北海道	羅臼町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	98.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	-	指針を策定し、設計変更を実施している	
青森県	青森市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	2	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	原則非公表、一部案件で事後公表	設置済み	89.1	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	0.74	指針を策定し、設計変更を実施している	
青森県	弘前市	一定額以上の下限額を設定	2010	-	24	一定額以上の下限額を設定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	90.7	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.35	指針を策定し、設計変更を実施している	
青森県	八戸市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	89.9	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.75	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
青森県	黒石市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.6	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.14	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
青森県	五所川原市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	93.4	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.60	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずく」をそれぞれ項目の進捗状況のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の 適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
青森県	十和田市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	96.4		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.67	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
青森県	三沢市	一定額以上の下限額を設定	-	2010	1	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成29年4月中央公営住宅モデル以上平成31年3月中央公営住宅モデル未満の水準)	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件非公表	未設置	95.4	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.52	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
青森県	むつ市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	95.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.42	指針を策定し、設計変更を実施している
青森県	つがる市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	95.7		未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.29	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
青森県	平川市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	-	未設置	95.7		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.43	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
青森県	平内町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	94.5		未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.55	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
青森県	今別町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	92.6	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.73	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
青森県	蓬田村	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	95.8		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
青森県	外ヶ浜町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	94.4	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
青森県	鯉ヶ沢町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	97.2		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.26	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
青森県	深浦町	-	-	-	-	平成21年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	95.0		未実施	未実施	実施	実施	実施	実施	0.57	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
青森県	西目屋村	-	-	-	-	平成23年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	-		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.55	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
青森県	藤崎町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.7		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.45	設計変更を実施していない
青森県	大野町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	95.5	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.12	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
青森県	田舎館村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	95.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.53	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
青森県	板柳町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	91.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.48	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
青森県	鶴田町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.4	未実施事項あり	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.07	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
青森県	中泊町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	95.4	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.16	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
青森県	野辺地町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	90.4	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	1.03	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
青森県	七戸町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	96.3	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.62	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
青森県	六戸町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	94.9	未実施事項あり	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.45	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
青森県	横浜町	-	-	2011	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	97.5		実施	実施	実施	実施	未実施	0.42	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
青森県	東北町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	95.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.54	指針を策定し、設計変更を実施している
青森県	六ヶ所村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	96.7	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.26	指針を策定し、設計変更を実施している
青森県	おいらせ町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	95.3		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.56	指針を策定し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれ項目の進捗状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していない場合は「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均稼働数/年度の工事平均稼働数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の 適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(X)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
青森県	大間町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.41	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
青森県	東通村	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	98.9	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.38	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
青森県	風間浦村	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
青森県	佐井村	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	87.7	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
青森県	三戸町	-	2007	-	0	一定額以上の下限額を設定	算定式は非公表	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	92.9	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.00	設計変更を実施していない
青森県	五戸町	-	-	-	-	-	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	-	未設置	96.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.11	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
青森県	田子町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	95.8	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.27	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
青森県	南部町	一定額以上の下限額を設定	-	2011	0	一定額以上の下限額を設定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	92.2	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.37	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
青森県	階上町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	87.3	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.19	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
青森県	新郷村	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	94.8	未実施	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.53	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
岩手県	盛岡市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	16	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	92.7	未実施事項あり	実施	実施	実施	実施	実施	0.55	指針を策定し、設計変更を実施している
岩手県	宮古市	一定額超の下限額を設定	-	2009	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	設置済み	93.7	未実施	実施	実施	実施	未実施	未実施	0.79	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
岩手県	大船渡市	-	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成21年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	97.2	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.70	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
岩手県	花巻市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	設置済み	95.7	未実施	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.71	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
岩手県	北上市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	91.5	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.51	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
岩手県	久慈市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	97.3	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.89	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
岩手県	遠野市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	97.0	未実施	実施	実施	実施	未実施	実施	0.52	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
岩手県	一関市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	3	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	96.9	未実施事項あり	実施	実施	未実施	実施	実施	0.45	指針を策定し、設計変更を実施している
岩手県	陸前高田市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	設置済み	97.3	未実施	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.71	設計変更を実施していない
岩手県	釜石市	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	96.1	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.88	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
岩手県	二戸市	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.59	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
岩手県	八幡平市	一定額超の下限額を設定	-	2009	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	96.7	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.57	指針を策定し、設計変更を実施している
岩手県	奥州市	-	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.7	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.38	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
岩手県	滝沢市	-	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	95.8	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.62	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
岩手県	常石町	-	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	96.4	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.34	指針を策定し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずく」をそれぞれ項目別の選択のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期				低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表				(さ) 債務負担行為の積 極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定		
			本格導入時期	試行導入時期	平成30年度総 合評価落札方 式実施件数	総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)													
岩手県	葛巻町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.77	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
岩手県	岩手町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	83.1	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.46	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
岩手県	紫波町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	84.7	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.18	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
岩手県	矢巾町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	91.1	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.67	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
岩手県	西和賀町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.6	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.69	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
岩手県	金ヶ崎町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.5	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
岩手県	平泉町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	原則非公表、一部案件で事後公表	-	未設置	90.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.25	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
岩手県	住田町	-	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	94.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.38	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
岩手県	大槌町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2018	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	設置済み	87.3	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.73	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
岩手県	山田町	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	89.8	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.65	指針を策定し、設計変更を実施している
岩手県	岩泉町	-	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	97.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.98	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
岩手県	田野畑村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.82	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
岩手県	普代村	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	1.25	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
岩手県	軽米町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.5	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.44	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
岩手県	野田村	-	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	95.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.66	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
岩手県	九戸村	一定額以上の下限額を設定	2008	-	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	原則非公表、一部案件で事後公表	-	未設置	90.4	未実施	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.86	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
岩手県	洋野町	-	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.29	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
岩手県	一戸町	一定額以上の下限額を設定	-	1999	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	95.1	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.47	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
宮城県	石巻市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	5	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	94.4	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.79	指針を策定し、設計変更を実施している
宮城県	塩竈市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	22	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	90.1	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.69	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
宮城県	気仙沼市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	92.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.88	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
宮城県	白石市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	96.0	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.88	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
宮城県	名取市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	8	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成29年4月中央公営住宅モデル以上平成31年3月中央公営住宅モデル未満の水準)	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	92.8	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.65	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
宮城県	角田市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	93.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.83	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
宮城県	多賀城市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	12	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	71.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.70	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取組みについては、「しずくせ」それぞれ独自の進捗状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していない場合は「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の適切な活用		総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			H30年度競争入札平均落札率(%)	入札契約適正化法及び施行令において実施すべき事項	平準化の取組み					平準化率	設計変更ガイドラインの策定
		一般競争入札の導入状況(下限金額)	本格導入時期	試行導入時期	平成30年度総合評価落札方式実施件数	総合評価落札方式の導入状況(下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準価格の公表	第三者機関等の設置状況			(さ) 債務負担行為の積極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目標設定		
宮城県	岩沼市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.9	未実施事項あり	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.59	指針を策定し、設計変更を実施している
宮城県	登米市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	4	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	91.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.59	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
宮城県	栗原市	一定額以上の下限額を設定	-	2017	0	一定額以上の下限額を設定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	94.3		実施	実施	未実施	実施	未実施	0.63	指針を策定し、設計変更を実施している
宮城県	東松島市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	-	86.2		実施	未実施	実施	実施	未実施	0.77	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
宮城県	大崎市	一定額超の下限額を設定	2011	-	35	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	94.5		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.55	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
宮城県	富谷市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	14	一定額以上の下限額を設定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	83.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.64	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
宮城県	蔵王町	一定額以上の下限額を設定	-	2009	3	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	91.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.17	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
宮城県	七ヶ宿町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.87	設計変更を実施していない
宮城県	大河原町	一定額以上の下限額を設定	2009	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	-		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.58	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
宮城県	村田町	一定額以上の下限額を設定	2010	-	0	一定額超の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	90.9		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
宮城県	柴田町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	6	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	監督委員等の既存の組織を活用している	94.4	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.77	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
宮城県	川崎町	一定額以上の下限額を設定	2008	-	2	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	87.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.55	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
宮城県	丸森町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2010	-	2	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	原則非公表、一部案件で事後公表	-	未設置	95.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.71	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
宮城県	亶理町	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	設置済み	85.0	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.65	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
宮城県	山元町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2008	-	0	一定額以上の下限額を設定	算定式は非公表	全案件事前公表	全案件非公表	設置済み	88.9		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.91	指針を策定し、設計変更を実施している
宮城県	松島町	一定額超の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	87.3		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.79	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
宮城県	七ヶ浜町	一定額以上の下限額を設定	-	2010	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	監督委員等の既存の組織を活用している	87.7		実施	実施	実施	実施	実施	0.87	設計変更を実施していない
宮城県	利府町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	3	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成25年5月中央公営住宅モデル以上平成28年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	監督委員等の既存の組織を活用している	86.2		実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.86	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
宮城県	大和町	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	79.3	未実施事項あり	実施	実施	未実施	未実施	実施	0.51	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
宮城県	大郷町	一定額以上の下限額を設定	2016	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	90.1		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.74	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
宮城県	大衡村	一定額以上の下限額を設定	-	2008	2	一定額以上の下限額を設定	算定式は非公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	88.2		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.59	指針を策定し、設計変更を実施している
宮城県	色麻町	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	昭和61年6月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	87.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.26	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
宮城県	加美町	一定額以上の下限額を設定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.77	指針を策定し、設計変更を実施している
宮城県	涌谷町	一定額超の下限額を設定	2009	-	0	一定額超の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	設置済み	-		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	1.03	設計変更を実施していない
宮城県	美里町	一定額以上の下限額を設定	2008	-	13	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.4		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.21	指針を策定し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれ独自の進捗状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していないが「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均発注額/年度の工事平均発注額

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状 況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		平成30年度 総合評価落 札方式実施 件数	総合評価落 札方式の 導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準 価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表				(さ) 債務負担行為の積 極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(ず) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定		
			本格導入時期	試行導入時期															
宮城県	女川町	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	設置済み	98.1	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.80	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している	
宮城県	南三陸町	一定額以上の下限額を設定	-	2015	0	一定額以上の下限額を設定	昭和61年6月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	94.4	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.95	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している	
秋田県	秋田市	一定額超の下限額を設定	2014	-	63	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成28年4月中央公営住宅モデル以上平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	94.2	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.62	指針を策定し、設計変更を実施している	
秋田県	能代市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	その他	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	96.1	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.34	指針を策定し、設計変更を実施している	
秋田県	横手市	一定額超の下限額を設定	-	2008	9	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	97.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.62	指針を策定し、設計変更を実施している	
秋田県	大館市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2008	1	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	設置済み	97.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.74	指針を策定し、設計変更を実施している	
秋田県	男鹿市	一定額超の下限額を設定	-	2011	0	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	97.2	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.80	指針を策定し、設計変更を実施している	
秋田県	湯沢市	一定額超の下限額を設定	-	2010	0	一定額超の下限額を設定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	97.1	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.38	指針を策定し、設計変更を実施している	
秋田県	鹿角市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	97.5	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.48	指針を策定し、設計変更を実施している	
秋田県	由利本荘市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	97.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.81	指針を策定し、設計変更を実施している	
秋田県	潟上市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	94.8	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.15	指針を策定し、設計変更を実施している	
秋田県	大仙市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	30	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	97.6	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.78	指針を策定し、設計変更を実施している	
秋田県	北秋田市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル以上平成23年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	98.5	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.55	指針を策定し、設計変更を実施している	
秋田県	にかほ市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	原則非公表、一部の案件で事前公表	-	未設置	97.3	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.34	指針を策定し、設計変更を実施している	
秋田県	仙北市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	独自モデルを採用(平成25年5月中央公営住宅モデル以上平成28年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	98.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.83	指針を策定し、設計変更を実施している	
秋田県	小坂町	-	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	98.2	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.33	指針を策定し、設計変更を実施している	
秋田県	上小阿仁村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	その他	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している	
秋田県	藤里町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している	
秋田県	三種町	-	-	-	-	-	独自モデルを採用(平成25年5月中央公営住宅モデル以上平成28年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	96.5	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定し、設計変更を実施している	
秋田県	八峰町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	その他	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	92.2	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.64	指針を策定し、設計変更を実施している	
秋田県	五城目町	-	-	-	-	-	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	97.2	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	0.48	指針を策定し、設計変更を実施している	
秋田県	八戸周町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.22	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している	
秋田県	井川町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	1997	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	設置済み	95.6	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.00	指針を策定し、設計変更を実施している	
秋田県	大湯村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	88.3	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.57	指針を策定し、設計変更を実施している	
秋田県	美郷町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	独自モデルを採用(平成25年5月中央公営住宅モデル以上平成28年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	96.3	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.44	指針を策定し、設計変更を実施している	

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29.4モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれ独自の進捗状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の適切な活用		総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関等の設置状況	H30年度競争入札平均落札率(%)	入札契約適正化法及び旅行令において実施すべき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドラインの策定
		総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式の導入状況(下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準価格の公表	(さ) 債務負担行為の積極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな経手続				(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目標設定					
		本格導入時期	試行導入時期													平成30年度総合評価落札方式実施件数				
秋田県	羽後町	-	-	-	-	独自モデルを採用(平成28年4月中央公営住宅モデル以上平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	98.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.46	指針を策定し、設計変更を実施している			
秋田県	東成基村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	98.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.38	指針を策定し、設計変更を実施している			
山形県	山形市	一定額以上の下限額を設定	2018	-	7	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	94.2	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.44	指針を策定し、設計変更を実施している		
山形県	米沢市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2006	0	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成25年5月中央公営住宅モデル以上平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	95.8	実施	実施	実施	未実施	未実施	0.73	指針を策定し、設計変更を実施している		
山形県	鶴岡市	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	96.5	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.55	指針を策定し、設計変更を実施している		
山形県	酒田市	一定額超の下限額を設定	2007	-	76	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	94.9	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.46	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している		
山形県	新庄市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	95.2	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.63	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している		
山形県	寒河江市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	97.9	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.56	設計変更を実施していない		
山形県	上山市	一定額超の下限額を設定	-	2010	0	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	96.6	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.46	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
山形県	村山市	一定額以上の下限額を設定	2011	-	0	一定額超の下限額を設定	独自モデルを採用(平成28年4月中央公営住宅モデル以上平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	95.6	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.97	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
山形県	長井市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	昭和61年6月中央公営住宅モデルに準拠	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	97.5	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.43	設計変更を実施していない		
山形県	天童市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	監査委員等の既存の組織を活用している	97.5	実施	実施	実施	実施	未実施	0.30	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している		
山形県	東根市	一定額以上の下限額を設定	-	2011	2	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成25年5月中央公営住宅モデル以上平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	94.5	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.47	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
山形県	尾花沢市	一定額以上の下限額を設定	2017	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	97.6	未実施事項あり	未実施	実施	実施	未実施	0.78	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
山形県	南陽市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	94.4	実施	実施	実施	実施	未実施	0.49	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
山形県	山辺町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	83.3	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
山形県	中山町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	独自モデルを採用(平成25年5月中央公営住宅モデル以上平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	95.3	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.33	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
山形県	河北町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	その他	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	96.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.58	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
山形県	西川町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	98.1	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.55	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
山形県	朝日町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	算定式は非公表	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	97.2	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	1.00	設計変更を実施していない		
山形県	大江町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	90.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.24	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
山形県	大石町	-	2010	-	0	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル以上平成23年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	91.9	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.43	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している		
山形県	金山町	-	2012	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	その他	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	94.3	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.28	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
山形県	最上町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	監査委員等の既存の組織を活用している	95.1	未実施	実施	未実施	実施	未実施	0.41	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
山形県	舟形町	一定額以上の下限額を設定	-	2011	0	一定額以上の下限額を設定	平成20年6月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	96.5	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれの項目の選択のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均発注額/年度の工事平均発注額

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の適切な活用		総合評価落札方式の適切な活用			ダンピング対策			第三者機関等の設置状況	H30年度競争入札平均落札率(%)	入札契約適正化法及び施行令において実施すべき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドラインの策定
		総合評価落札方式の導入時期		平成30年度総合評価落札方式実施件数	総合評価落札方式の導入状況(下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準価格の公表	(さ)債務負担行為の積極的な活用				(し)美観な工期の設定	(す)速やかな繰越手続	(せ)積算の前倒し	(そ)早期執行のための目標設定			
		本格導入時期	試行導入時期																
山形県	真室川町	-	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.6		未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.24	設計変更を実施していない
山形県	大蔵村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	算定式は非公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	95.9		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.56	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山形県	鮭川村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル以上平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	監督委員等の取付の組織を活用している	98.2	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.57	設計変更を実施していない
山形県	戸沢村	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.80	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山形県	高畠町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	94.2		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.34	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
山形県	川西町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	98.4		未実施	未実施	未実施	未実施	実施	1.60	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山形県	小国町	-	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成28年4月中央公営住宅モデル以上平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件非公表	設置済み	97.1		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.06	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山形県	白鷹町	-	-	-	-	-	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	96.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.82	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山形県	飯豊町	一定額以上の下限額を設定	2010	-	8	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成21年4月中央公営住宅モデルを採用	原則非公表、一部案件で事前公表	全案件非公表	未設置	-	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.29	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山形県	三川町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2016	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.31	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山形県	庄内町	一定額超の下限額を設定	-	2018	3	一定額超の下限額を設定	算定式は非公表	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.59	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
山形県	遊佐町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	94.1		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.31	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福島県	福島市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	2	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件非公表	設置済み	92.2	未実施事項あり	実施	実施	未実施	実施	未実施	0.56	指針を策定し、設計変更を実施している
福島県	会津若松市	一定額超の下限額を設定	2018	-	1	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	91.5		実施	実施	実施	実施	未実施	0.59	指針を策定し、設計変更を実施している
福島県	郡山市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	5	一定額以上の下限額を設定	算定式は非公表	全案件事後公表	全案件非公表	設置済み	88.3		実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.32	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
福島県	いわき市	一定額以上の下限額を設定	2010	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	93.0		未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.53	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福島県	白河市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	算定式は非公表	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	98.4		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.45	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福島県	須賀川市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	97.6		未実施	未実施	実施	実施	実施	0.69	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
福島県	喜多方市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	91.1		実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.46	指針を策定し、設計変更を実施している
福島県	相馬市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	98.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.78	指針を策定し、設計変更を実施している
福島県	二本松市	一定額超の下限額を設定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	算定式は非公表	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	88.4		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.61	指針を策定し、設計変更を実施している
福島県	田村市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	93.6	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.36	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福島県	南相馬市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	94.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.54	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
福島県	伊達市	一定額超の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	設置済み	94.3	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	実施	0.35	指針を策定し、設計変更を実施している
福島県	本宮市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	19	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	97.3	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.48	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれの項目の進捗状況のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していない場合は「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均発注件数/年度の工事平均発注件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の適切な活用		総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関等の設置状況	H30年度競争入札平均落札率(%)	入札契約適正化法及び施行令において実施すべき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドラインの策定
		一般競争入札の導入状況(下限金額)	総合評価落札方式の導入時期			総合評価落札方式の導入状況(下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準価格の公表	(さ) 債務負担行為の積極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目標設定			
			本格導入時期	試行導入時期	平成30年度総合評価落札方式実施件数															
福島県	桑折町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	97.1	-	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.20	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福島県	国見町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	監査委員等の既存の組織を活用している	97.8	-	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.62	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福島県	川俣町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	監査委員等の既存の組織を活用している	97.9	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.51	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福島県	大玉村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	96.7	未実施事項あり	未実施	実施	実施	実施	未実施	0.26	設計変更を実施していない	
福島県	鏡石町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	算定式は非公表	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	97.3	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福島県	天栄村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.48	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
福島県	下郷町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.66	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福島県	楢枝枝村	-	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	未集計	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.42	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福島県	只見町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	98.2	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.90	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
福島県	南会津町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	97.0	-	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.75	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
福島県	北塩原村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.69	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福島県	西会津町	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	96.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.46	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福島県	磐梯町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.57	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福島県	猪苗代町	-	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成21年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件非公表	全案件非公表	未設置	95.4	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.50	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福島県	会津坂下町	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	一定額以上の下限額を設定	平成20年6月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	監査委員等の既存の組織を活用している	94.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.24	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福島県	湯川村	一定額超の下限額を設定	-	2018	1	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	設計変更を実施していない	
福島県	柳津町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	92.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.41	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福島県	三島町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2018	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	監査委員等の既存の組織を活用している	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.63	指針を策定し、設計変更を実施している	
福島県	金山町	一定額以上の下限額を設定	-	2011	0	一定額超の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	-	-	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.77	設計変更を実施していない	
福島県	昭和村	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	2.40	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福島県	会津美里町	一定額以上の下限額を設定	-	2009	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	96.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.28	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福島県	西郷村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	算定式は非公表	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	96.5	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.65	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福島県	泉崎村	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	算定式は非公表	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	95.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定し、設計変更を実施している	
福島県	中島村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	98.4	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定し、設計変更を実施している	
福島県	矢吹町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	算定式は非公表	全案件事後公表	原則非公表、一部案件で事後公表	設置済み	97.2	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.49	指針を策定し、設計変更を実施している	

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取組みについては、「し」をそれぞれ項目の選択状況のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していない場合は「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化の取組み4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の 適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定	
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	第三者機関 等の設置状 況			(さ) 債務負担行為の積 極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															平成30年度総 合評価落札方 式実施件数
福島県	棚倉町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.0	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.06	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福島県	矢祭町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.53	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福島県	楨町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	94.1	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.32	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
福島県	鮫川村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.4	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.74	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福島県	石川町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	95.5	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.39	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
福島県	玉川村	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.9	-	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福島県	平田村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	監査委員等の既存の組織を活用している	100.0	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.24	設計変更を実施していない
福島県	浅川町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	85.2	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.05	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
福島県	古殿町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	97.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.37	指針を策定し、設計変更を実施している
福島県	三香町	-	-	-	-	-	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.63	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福島県	小野町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.4	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.58	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福島県	広野町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	94.3	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.68	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福島県	楢葉町	-	2019	-	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	96.3	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	実施	未実施	1.05	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福島県	富岡町	一定額以上の下限額を設定	2016	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.4	-	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.76	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福島県	川内村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2012	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	監査委員等の既存の組織を活用している	未集計	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.75	設計変更を実施していない
福島県	大熊町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	不明	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	未集計	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.96	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福島県	双葉町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	95.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.23	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福島県	浪江町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	算定式は非公表	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	95.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.58	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
福島県	葛尾村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.0	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.51	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福島県	新地町	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.71	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福島県	飯舘村	-	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.62	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
茨城県	水戸市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	10	一定額以上の下限額を設定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	94.0	-	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.70	指針を策定し、設計変更を実施している
茨城県	日立市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	算定式は非公表	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	97.4	-	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.42	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
茨城県	土浦市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	その他	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	95.6	-	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.51	指針を策定し、設計変更を実施している
茨城県	古河市	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	91.3	-	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.44	指針を策定し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれ項目の進捗状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均後発件数/年度の工事平均後発件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定		
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	第三者機関 等の設置状 況			(さ) 債務負担行為の積 極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定				
			本格導入時期	試行導入時期															平成30年度 総合評価落札方 式実施件数	低入札価格調査基準 価格の公表
茨城県	石岡市	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	案件により事後公表及び 事前公表を併用		全案件事後公表	未設置						89.7		未実施	未実施
茨城県	結城市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	-	全案件事後公表	-	未設置	95.6	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.22	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
茨城県	龍ヶ崎市	一定額超の下限額を設定	2008	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び 事前公表を併用	全案件非公表	未設置	96.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.27	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
茨城県	下妻市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	監査委員等の既存の組織を活用している	96.8		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.25	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
茨城県	常総市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	-	監査委員等の既存の組織を活用している	95.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.60	設計変更を実施していない
茨城県	常陸太田市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	4	一定額以上の下限額を設定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び 事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	94.7	未実施	未実施	未実施	実施	実施	実施	0.15	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
茨城県	高萩市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	95.6	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.64	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
茨城県	北茨城市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成23年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	96.3	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.51	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
茨城県	笠間市	一定額超の下限額を設定	2008	-	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び 事前公表を併用	全案件非公表	未設置	95.5	未実施事項あり	実施	実施	実施	未実施	実施	0.50	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
茨城県	取手市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成23年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び 事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	96.1	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.71	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
茨城県	牛久市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	案件により事後公表及び 事前公表を併用	-	未設置	91.9	未実施	実施	実施	実施	実施	未実施	未実施	0.50	指針を策定し、設計変更を実施している
茨城県	つくば市	一定額超の下限額を設定	-	2009	5	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び 事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	89.3	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.70	指針を策定し、設計変更を実施している
茨城県	ひたちなか市	一定額超の下限額を設定	-	2008	1	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成23年4月中央公営住宅モデル以上平成25年5月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	88.4	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.40	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
茨城県	鹿嶋市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	一定額超の下限額を設定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	96.0	未実施	未実施	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.39	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
茨城県	潮来市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	その他	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	94.9	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.72	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
茨城県	守谷市	一定額超の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	84.7	未実施	実施	未実施	未実施	実施	実施	0.96	指針を策定し、設計変更を実施している	
茨城県	常陸大宮市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	1	一定額以上の下限額を設定	平成23年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	設置済み	95.7	未実施	未実施	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.43	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
茨城県	那珂市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	1	一定額以上の下限額を設定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	87.8	未実施	未実施	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.37	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
茨城県	筑西市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	設置済み	93.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.37	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
茨城県	坂東市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	算定式は非公表	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	88.6	未実施	未実施	未実施	実施	実施	実施	実施	0.68	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
茨城県	稲敷市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び 事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	89.1	未実施	未実施	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.53	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
茨城県	かすみがうら市	一定額以上の下限額を設定	-	2011	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	設置済み	86.4	未実施	実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.27	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
茨城県	桜川市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	91.8	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.39	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
茨城県	神栖市	一定額以上の下限額を設定	-	2012	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	87.6	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	実施	未実施	0.29	指針を策定し、設計変更を実施している
茨城県	行方市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	96.5	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.25	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれ項目の選択状況
 (注4) 平準化率4~6月間の工事平均後働件数/年度の工事平均後働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状 況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 旅行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
茨城県	銚田市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の 案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	90.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.62	指針を策定し、設計変更を実施している
茨城県	つくばみらい市	一定額以上の下限額を設定	-	2013	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	93.6	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	実施	0.53	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
茨城県	小美玉市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	96.8	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.46	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
茨城県	茨城町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	94.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.24	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
茨城県	大洗町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	98.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.69	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
茨城県	城里町	一定額以上の下限額を設定	-	2010	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	91.7	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.60	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
茨城県	東海村	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	96.5	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.42	指針を策定し、設計変更を実施している
茨城県	大子町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	95.9	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.16	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
茨城県	美浦村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	97.2	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.44	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
茨城県	阿見町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び 事前公表を併用	全案件事後公表	監督委員等の 存在の組織を活用している	87.5	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.75	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
茨城県	河内町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.13	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
茨城県	八千代町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.3	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.24	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
茨城県	五霞町	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	94.2	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.50	指針を策定し、設計変更を実施している
茨城県	境町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	97.1	未実施	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.38	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
茨城県	利根町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	97.4	未実施事項あり	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.33	指針を策定し、設計変更を実施している
栃木県	宇都宮市	一定額超の下限額を設定	2006	-	51	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	90.6	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.38	指針を策定し、設計変更を実施している
栃木県	足利市	一定額以上の下限額を設定	2019	-	0	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成29年4月中央公 営住宅モデル以上平成31年3月中央公 営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	96.8	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.73	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
栃木県	栃木市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	96.3	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.35	指針を策定し、設計変更を実施している
栃木県	佐野市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	95.9	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	実施	0.32	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
栃木県	鹿沼市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公 営住宅モデル以上の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	93.4	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.49	指針を策定し、設計変更を実施している
栃木県	日光市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	独自モデルを採用(平成29年4月中央公 営住宅モデル以上平成31年3月中央公 営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	91.8	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.50	指針を策定し、設計変更を実施している
栃木県	小山市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	91.8	未実施	未実施	未実施	実施	実施	実施	0.41	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
栃木県	真岡市	一定額超の下限額を設定	-	2007	3	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	94.2	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.35	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
栃木県	大田原市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	算定式は非公表	案件により事後公表及び 事前公表を併用	全案件非公表	未設置	95.8	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.51	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
栃木県	矢板市	一定額超の下限額を設定	2007	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	監督委員等の 存在の組織を活用している	96.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	実施	0.40	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」はそれぞれその項目の進捗のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均後働件数/年度の工事平均後働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定	
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定				
			本格導入時期	試行導入時期																
栃木県	那須塩原市	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	昭和61年6月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	96.1		実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.66	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
栃木県	さくら市	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	90.5		未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.19	指針を策定し、設計変更を実施している
栃木県	那須烏山市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	その他	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	96.3		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.31	指針を策定し、設計変更を実施している
栃木県	下野市	一定額超の下限額を設定	-	2007	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	93.7		未実施	実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.39	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
栃木県	上三川町	一定額以上の下限額を設定	2007	-	5	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成25年5月中央公営住宅モデル以上平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	93.0		実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.48	指針を策定し、設計変更を実施している
栃木県	益子町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	94.9		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.39	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
栃木県	茂木町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	全案件事前公表	-	未設置	97.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.38	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
栃木県	市貝町	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	96.0		未実施	未実施	実施	未実施	実施	0.00	指針を策定し、設計変更を実施している
栃木県	芳賀町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	その他	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	96.7		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.59	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
栃木県	壬生町	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	94.4		実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.47	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
栃木県	野木町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	95.0		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.55	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
栃木県	塩谷町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	1998	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.77	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
栃木県	高根沢町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	89.2		未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	実施	0.59	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
栃木県	那須町	一定額以上の下限額を設定	2015	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	96.8		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.50	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
栃木県	那珂川町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成23年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	93.7		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.44	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
群馬県	前橋市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	9	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	95.5		実施	未実施	実施	実施	実施	実施	0.39	指針を策定し、設計変更を実施している
群馬県	高崎市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	平成21年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	96.8		実施	未実施	実施	実施	実施	未実施	0.61	指針を策定し、設計変更を実施している
群馬県	桐生市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	2	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事前公表	設置済み	96.8		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.39	指針を策定し、設計変更を実施している
群馬県	伊勢崎市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	10	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	93.2		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.55	指針を策定し、設計変更を実施している
群馬県	太田市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	設置済み	85.3		未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.51	指針を策定し、設計変更を実施している
群馬県	沼田市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	4	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	91.7		未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.50	指針を策定し、設計変更を実施している
群馬県	館林市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	5	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	92.4		未実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.24	指針を策定し、設計変更を実施している
群馬県	渋川市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	-	未設置	95.5		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.35	指針を策定し、設計変更を実施している
群馬県	藤岡市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	96.1		未実施	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.56	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
群馬県	富岡市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	1	一定額以上の下限額を設定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	96.7		未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.51	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれの項目の進捗のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していない場合は「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均後働件数/年度の工事平均後働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の 適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
群馬県	安中市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.2	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.36	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
群馬県	みどり市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	設置済み	88.7	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.29	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
群馬県	榛東村	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.37	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
群馬県	吉岡町	一定額以上の下限額を設定	-	2013	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	原則非公表、一部案件で事前公表	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.49	設計変更を実施していない
群馬県	上野村	-	-	2012	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
群馬県	神流町	-	-	2013	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件非公表	-	他の発注機関の第三者機関に委任している	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
群馬県	下仁田町	一定額超の下限額を設定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	設置済み	97.9	未実施	未実施	実施	実施	未実施	未実施	1.11	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
群馬県	南牧村	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	98.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.85	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
群馬県	甘楽町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	95.6	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.48	指針を策定し、設計変更を実施している
群馬県	中之条町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.7	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.68	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
群馬県	長野原町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.84	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
群馬県	鳩志村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	94.2	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.86	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
群馬県	草津町	-	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件非公表	-	未設置	94.4	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.33	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
群馬県	高山村	-	2010	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	94.6	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.22	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
群馬県	東吾妻町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	94.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.75	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
群馬県	片品村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	1.71	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
群馬県	川場村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	実施	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.65	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
群馬県	昭和村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	その他	全案件事後公表	全案件非公表	監査委員等の既存の組織を活用している	-	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.59	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
群馬県	みなかみ町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	設置済み	96.3	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.41	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
群馬県	玉村町	一定額以上の下限額を設定	2010	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	95.5	実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.77	指針を策定し、設計変更を実施している
群馬県	板倉町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	95.8	未実施	未実施	実施	実施	未実施	未実施	1.16	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
群馬県	明和町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	97.0	実施	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.50	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
群馬県	千代田町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	91.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.24	設計変更を実施していない
群馬県	大泉町	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	96.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.12	指針を策定し、設計変更を実施している
群馬県	邑楽町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	96.1	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.59	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 (注3) 平準化の取組みについては、「し」をそれぞれ項目の選択肢のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均発注件数/年度の工事平均発注件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
埼玉県	川越市	一定額超の下限額を設定	2012	-	4	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	90.9		実施	実施	実施	未実施	実施	0.43	指針を策定し、設計変更を実施している
埼玉県	熊谷市	一定額以上の下限額を設定	2019	-	1	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	91.4	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	実施	実施	0.37	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
埼玉県	川口市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	2	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	94.0		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.59	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
埼玉県	行田市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	2	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	94.7		未実施	未実施	実施	実施	実施	0.43	指針を策定し、設計変更を実施している
埼玉県	秩父市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	91.1		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.58	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
埼玉県	所沢市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	6	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	93.2		未実施	未実施	未実施	実施	実施	0.28	指針を策定し、設計変更を実施している
埼玉県	飯能市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	1	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	94.4		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.48	指針を策定し、設計変更を実施している
埼玉県	加須市	一定額以上の下限額を設定	2010	-	1	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	96.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	実施	0.48	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
埼玉県	本庄市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	2	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	監査委員等の取付の組織を活用している	93.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.43	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
埼玉県	東松山市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	88.8		未実施	実施	実施	実施	実施	0.43	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
埼玉県	春日部市	一定額超の下限額を設定	-	2006	24	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	94.0	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	実施	0.40	指針を策定し、設計変更を実施している
埼玉県	狭山市	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	91.3		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.43	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
埼玉県	羽生市	一定額超の下限額を設定	-	2007	1	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	96.4		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.18	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
埼玉県	鴻巣市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	6	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	92.3	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.23	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
埼玉県	深谷市	一定額超の下限額を設定	-	2008	11	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	88.9		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.35	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
埼玉県	上尾市	一定額以上の下限額を設定	2009	-	1	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	94.0	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.43	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
埼玉県	草加市	一定額超の下限額を設定	-	2008	5	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	93.7	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.57	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
埼玉県	越谷市	一定額以上の下限額を設定	2017	-	21	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	92.9		実施	未実施	未実施	実施	実施	0.39	指針を策定し、設計変更を実施している
埼玉県	蕨市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	83.4		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.75	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
埼玉県	戸田市	一定額超の下限額を設定	2015	-	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	93.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	実施	0.60	指針を策定し、設計変更を実施している
埼玉県	入間市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	90.1		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.70	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
埼玉県	朝霞市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	90.0		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.69	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
埼玉県	志木市	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	95.7		実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.42	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
埼玉県	和光市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	1	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	93.1	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.64	指針を策定し、設計変更を実施している
埼玉県	新産市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	1	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	94.1		実施	未実施	実施	実施	実施	0.79	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 (注3) 平準化の取組みについては、「し」をそれぞれ項目の選択肢のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化の取組みは4~6月期の工事平均発注件数/年度の工事平均発注件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
埼玉県	橘川市	一定額以上の下限額を設定	2011	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	90.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.63	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
埼玉県	久喜市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2007	3	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.9	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.25	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
埼玉県	北本市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	96.1	未実施事項あり	実施	実施	実施	未実施	未実施	0.44	指針を策定し、設計変更を実施している
埼玉県	八潮市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	96.5	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.50	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
埼玉県	富士見市	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	90.2	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.44	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
埼玉県	三郷市	一定額超の下限額を設定	-	2007	2	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	95.6	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.66	指針を策定し、設計変更を実施している
埼玉県	蓮田市	一定額超の下限額を設定	2001	-	2	一定額以上の下限額を設定	算定式は非公表	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	85.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.56	指針を策定し、設計変更を実施している
埼玉県	坂戸市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	92.5	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.48	指針を策定し、設計変更を実施している
埼玉県	幸手市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	1	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	94.6	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.52	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
埼玉県	鶴ヶ島市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	91.0	未実施	実施	実施	実施	実施	未実施	0.56	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
埼玉県	日高市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	88.9	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.59	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
埼玉県	吉川市	一定額超の下限額を設定	-	2007	7	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	91.7	未実施事項あり	実施	実施	未実施	実施	未実施	0.48	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
埼玉県	ふじみ野市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	89.1	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	実施	0.51	指針を策定し、設計変更を実施している
埼玉県	白岡市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	97.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.27	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
埼玉県	伊奈町	一定額以上の下限額を設定	2011	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	97.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.49	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
埼玉県	三芳町	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	92.5	未実施	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.73	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
埼玉県	毛呂山町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	85.3	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.41	指針を策定し、設計変更を実施している
埼玉県	越生町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	84.0	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.35	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
埼玉県	滑川町	一定額以上の下限額を設定	-	2010	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	94.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.37	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
埼玉県	嵐山町	一定額以上の下限額を設定	-	2011	0	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	92.6	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.21	指針を策定し、設計変更を実施している
埼玉県	小川町	一定額超の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	92.0	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.43	設計変更を実施していない
埼玉県	川島町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	1	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	93.7	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.39	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
埼玉県	吉見町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	94.3	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.40	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
埼玉県	鳩山町	一定額超の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	89.9	未実施	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.42	指針を策定し、設計変更を実施している
埼玉県	ときがわ町	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	100.0	未実施	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.20	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通通設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通通設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通通設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通通設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通通設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通通設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通通設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通通設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取組内容については、「しずけ」それぞれ項目の進捗のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均発注額/年度の工事平均発注額

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の適切な活用		総合評価落札方式の適切な活用		ダンピング対策			第三者機関等の設置状況	H30年度競争入札平均落札率(%)	入札契約適正化法及び旅行令において実施すべき事項	平準化の取組み					平準化率	設計変更ガイドラインの策定		
		一般競争入札の導入状況(下限金額)		総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式の導入状況(下限金額)		低入札価格調査基準価格の算定式				(さ) 債務負担行為の積極的な活用								
		本格導入時期	試行導入時期	平成30年度総合評価落札方式実施件数	総合評価落札方式の導入状況(下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準価格の公表				(さ)	(し)	(す)	(せ)	(そ)				
埼玉県	横瀬町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成21年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	92.3	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.16	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
埼玉県	皆野町	下限額は設定せずに対象工事を選定	2008	-	1	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.38	設計変更を実施していない		
埼玉県	長瀬町	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成21年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	76.6	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.17	設計変更を実施していない		
埼玉県	小鹿野町	一定額以上の下限額を設定	2008	-	1	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	96.2	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.59	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している		
埼玉県	東秩父村	-	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件非公表	未回答	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	0.00	指針を策定し、設計変更を実施している		
埼玉県	美里町	一定額以上の下限額を設定	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件事後公表	-	未設置	94.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.53	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
埼玉県	神川町	一定額以上の下限額を設定	2016	-	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	89.5	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	0.53	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
埼玉県	上里町	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件非公表	-	未設置	90.2	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.24	設計変更を実施していない		
埼玉県	寄居町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	2	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	85.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.26	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している		
埼玉県	宮代町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	92.2	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.40	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
埼玉県	杉戸町	一定額以上の下限額を設定	2018	-	1	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	91.2	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	0.52	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
埼玉県	松伏町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	92.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
千葉県	綾子市	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	93.6	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.72	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
千葉県	市川市	一定額超の下限額を設定	2006	-	17	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	95.0	実施	未実施	実施	未実施	実施	0.41	指針を策定し、設計変更を実施している		
千葉県	船橋市	一定額以上の下限額を設定	2009	-	16	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を併用	全案件事後公表	設置済み	91.0	実施	未実施	実施	実施	実施	0.74	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
千葉県	館山市	一定額超の下限額を設定	2007	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	95.1	未実施	未実施	実施	実施	実施	0.37	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
千葉県	木更津市	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	93.4	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.43	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
千葉県	松戸市	一定額以上の下限額を設定	2011	-	4	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	93.1	未実施	実施	未実施	未実施	実施	0.49	指針を策定し、設計変更を実施している		
千葉県	野田市	一定額以上の下限額を設定	2010	-	16	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	97.2	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.16	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している		
千葉県	茂原市	一定額超の下限額を設定	-	2011	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.6	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.40	指針を策定し、設計変更を実施している		
千葉県	成田市	一定額超の下限額を設定	2009	-	59	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	89.8	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.58	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
千葉県	佐倉市	一定額超の下限額を設定	2017	-	29	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	設置済み	89.1	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.49	指針を策定し、設計変更を実施している		
千葉県	東金市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	92.9	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.37	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
千葉県	旭市	一定額超の下限額を設定	2019	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	82.8	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.55	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している		
千葉県	習志野市	一定額以上の下限額を設定	-	2010	1	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	96.8	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.65	指針を策定し、設計変更を実施している		

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれその項目の進捗状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していない場合は「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均発注件数/年度の工事平均発注件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状 況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		平成30年度 総合評価落 札方式実施 件数	総合評価落 札方式の 導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表				(さ) 債務負担行為の積 極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定		
			本格導入時期	試行導入時期															
千葉県	柏市	一定額超の下限額を設定	2008	-	33	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	93.9	未実施事項あり	実施	実施	実施	未実施	未実施	0.50	指針を策定し、設計変更を実施している
千葉県	勝浦市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	93.3	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.29	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
千葉県	市原市	一定額超の下限額を設定	2017	-	32	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	93.1	-	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.38	指針を策定し、設計変更を実施している
千葉県	流山市	一定額超の下限額を設定	2009	-	18	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事前公表	設置済み	96.1	-	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.62	指針を策定し、設計変更を実施している
千葉県	八千代市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	93.3	-	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.38	指針を策定し、設計変更を実施している
千葉県	我孫子市	一定額超の下限額を設定	2008	-	4	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	設置済み	93.6	-	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.54	指針を策定し、設計変更を実施している
千葉県	鴨川市	一定額以上の下限額を設定	-	2014	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	97.4	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.49	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
千葉県	鎌ヶ谷市	一定額以上の下限額を設定	2017	-	1	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	89.8	-	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.62	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
千葉県	君津市	一定額超の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	96.0	-	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.45	指針を策定し、設計変更を実施している
千葉県	富津市	一定額以上の下限額を設定	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	98.0	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.39	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
千葉県	浦安市	一定額以上の下限額を設定	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	96.3	-	実施	実施	実施	未実施	未実施	0.66	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
千葉県	四街道市	一定額以上の下限額を設定	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	87.0	-	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.64	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
千葉県	袖ヶ浦市	一定額超の下限額を設定	2012	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	95.7	-	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.41	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
千葉県	八街市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	91.9	-	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.45	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
千葉県	印西市	一定額超の下限額を設定	2015	-	2	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	87.0	-	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.27	指針を策定し、設計変更を実施している
千葉県	白井市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	1	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	85.2	-	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.42	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
千葉県	富里市	一定額超の下限額を設定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	96.3	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.72	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
千葉県	南房総市	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.5	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.53	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
千葉県	匝瑳市	一定額超の下限額を設定	-	2009	0	一定額超の下限額を設定	平成20年6月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	91.0	-	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.24	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
千葉県	香取市	一定額以上の下限額を設定	2015	-	19	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	95.7	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.61	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
千葉県	山武市	一定額超の下限額を設定	-	2018	2	一定額以上の下限額を設定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	未設置	88.6	-	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.45	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
千葉県	いすみ市	一定額以上の下限額を設定	-	2013	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	95.5	-	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.48	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
千葉県	大網白里市	一定額超の下限額を設定	2009	-	2	一定額以上の下限額を設定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	92.0	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.57	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
千葉県	酒々井町	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	88.0	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.63	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
千葉県	栄町	一定額以上の下限額を設定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	昭和61年6月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	94.8	-	実施	実施	未実施	未実施	実施	0.40	設計変更を実施していない

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれの項目の進捗状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均稼働数/年度の工事平均稼働数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の適切な活用		総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関等の設置状況	H30年度競争入札平均落札率(%)	入札契約適正化法及び施行令において実施すべき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドラインの策定
		一般競争入札の導入状況(下限金額)	総合評価落札方式の導入時期	総合評価落札方式の導入状況(下限金額)		低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準価格の公表	(さ)債務負担行為の積極的な活用	(し)柔軟な工期の設定				(す)速やかな繰越手続	(せ)積算の前倒し	(そ)早期執行のための目標設定				
				本格導入時期	試行導入時期												平成30年度総合評価落札方式実施件数	総合評価落札方式の導入状況(下限金額)		
千葉県	神崎町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	95.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	-	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
千葉県	多古町	一定額超の下限額を設定	-	2011	0	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	93.9	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.51	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
千葉県	東庄町	一定額以上の下限額を設定	-	2010	0	一定額以上の下限額を設定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	案件により事後公表及び事前公表を併用	未設置	82.2	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	設計変更を実施していない	
千葉県	九十九里町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	設置済み	97.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.71	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
千葉県	芝山町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	設置済み	97.0	実施	実施	実施	実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
千葉県	横芝光町	一定額超の下限額を設定	-	2011	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	96.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.10	設計変更を実施していない	
千葉県	一宮町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	100.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.75	設計変更を実施していない	
千葉県	睦沢町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	95.6	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.68	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
千葉県	長生村	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	設置済み	95.5	未実施	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.23	指針を策定し、設計変更を実施している	
千葉県	白子町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.00	設計変更を実施していない	
千葉県	長柄町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	88.6	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.06	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
千葉県	長南町	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	96.6	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.32	設計変更を実施していない	
千葉県	大多喜町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	97.3	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	実施	未実施	0.67	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
千葉県	御宿町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	92.3	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.60	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
千葉県	館南町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成21年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	97.2	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.98	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	千代田区	一定額以上の下限額を設定	-	2016	2	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	設置済み	85.6	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.65	指針を策定し、設計変更を実施している	
東京都	中央区	一定額超の下限額を設定	2007	-	42	一定額以上の下限額を設定	算定式は非公表	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.66	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	港区	一定額超の下限額を設定	-	2010	0	一定額以上の下限額を設定	算定式は非公表	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	90.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.45	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	新宿区	一定額超の下限額を設定	2018	-	9	一定額以上の下限額を設定	算定式は非公表	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	91.4	実施	未実施	実施	実施	実施	実施	0.50	指針を策定し、設計変更を実施している	
東京都	文京区	一定額以上の下限額を設定	-	2012	7	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	94.1	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.58	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	台東区	一定額以上の下限額を設定	-	2012	3	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	原則非公表、一部案件で事後公表	原則非公表、一部案件で事後公表	未設置	90.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.69	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	墨田区	一定額以上の下限額を設定	2016	-	0	一定額以上の下限額を設定	算定式は非公表	全案件事前公表	全案件非公表	設置済み	87.7	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.59	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
東京都	江東区	一定額以上の下限額を設定	2012	-	39	一定額以上の下限額を設定	算定式は非公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	89.4	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.50	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	品川区	一定額以上の下限額を設定	2014	-	27	一定額以上の下限額を設定	-	原則非公表、一部案件で事前公表	-	未設置	90.0	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.44	指針を策定し、設計変更を実施している	
東京都	目黒区	一定額以上の下限額を設定	-	2008	18	一定額以上の下限額を設定	昭和61年6月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	設置済み	90.9	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.31	指針を策定し、設計変更を実施している	

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれ項目の達成状況のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均発注単価/年度の工事平均発注単価

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の適切な活用		総合評価落札方式の適切な活用		ダンピング対策			第三者機関等の設置状況	H30年度競争入札平均落札率(%)	入札契約適正化法及び施行令において実施すべき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドラインの策定		
		一般競争入札の導入状況(下限金額)		総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式の導入状況(下限金額)		低入札価格調査基準価格の公表				(さ) 債務負担行為の積極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目標設定				
		本格導入時期	試行導入時期	平成30年度総合評価落札方式実施件数	総合評価落札方式の導入状況(下限金額)	算定式は非公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	低入札価格調査基準価格の公表				原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行			原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行
東京都	大田区	一定額以上の下限額を設定	-	2008	17	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	設置済み	90.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.56	指針を策定し、設計変更を実施している	
東京都	世田谷区	一定額超の下限額を設定	2014	-	14	一定額以上の下限額を設定	算定式は非公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	設置済み	92.9	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.71	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
東京都	渋谷区	一定額以上の下限額を設定	-	2010	0	一定額以上の下限額を設定	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	-	設置済み	94.9	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.50	指針を策定し、設計変更を実施している		
東京都	中野区	一定額以上の下限額を設定	2008	-	50	一定額以上の下限額を設定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	設置済み	97.3	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.51	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	杉並区	一定額以上の下限額を設定	2006	-	22	一定額以上の下限額を設定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	92.8	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.72	指針を策定し、設計変更を実施している		
東京都	豊島区	一定額以上の下限額を設定	2016	-	32	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件非公表	設置済み	91.9	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.61	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	北区	一定額超の下限額を設定	-	2008	7	下限額は設定せずに対象工事を選定	その他	全案件事後公表	全案件非公表	設置済み	93.0	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.53	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
東京都	荒川区	一定額超の下限額を設定	-	2009	4	一定額以上の下限額を設定	算定式は非公表	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	88.8	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.55	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	板橋区	一定額以上の下限額を設定	-	2008	27	一定額以上の下限額を設定	算定式は非公表	全案件事後公表	全案件非公表	設置済み	95.5	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.53	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	練馬区	一定額以上の下限額を設定	2008	-	16	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	設置済み	91.4	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	実施	実施	0.67	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	足立区	一定額以上の下限額を設定	-	2008	3	一定額以上の下限額を設定	算定式は非公表	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件非公表	設置済み	92.7	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.55	指針を策定し、設計変更を実施している	
東京都	葛飾区	一定額以上の下限額を設定	-	2007	41	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	設置済み	86.6	実施	実施	実施	実施	未実施	0.30	指針を策定し、設計変更を実施している		
東京都	江戸川区	一定額以上の下限額を設定	2018	-	6	一定額以上の下限額を設定	算定式は非公表	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	93.4	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.41	指針を策定し、設計変更を実施している		
東京都	八王子市	一定額以上の下限額を設定	2011	-	36	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	91.7	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.37	指針を策定し、設計変更を実施している	
東京都	立川市	一定額超の下限額を設定	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件事前公表	-	設置済み	86.4	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.62	指針を策定し、設計変更を実施している	
東京都	武蔵野市	一定額以上の下限額を設定	-	2016	0	一定額以上の下限額を設定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	89.1	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.45	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	三鷹市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	1	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル以上平成23年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	92.3	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.39	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
東京都	青梅市	一定額以上の下限額を設定	-	2010	9	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	92.5	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.46	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	府中市	一定額以上の下限額を設定	-	2011	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	94.8	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.54	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
東京都	昭島市	一定額以上の下限額を設定	2017	-	16	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	96.9	未実施事項あり	実施	実施	未実施	実施	未実施	0.54	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	調布市	一定額以上の下限額を設定	-	2010	0	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	98.3	実施	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.67	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	町田市	一定額超の下限額を設定	2016	-	8	一定額超の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	90.8	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.47	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	小金井市	一定額以上の下限額を設定	-	2010	3	一定額以上の下限額を設定	算定式は非公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	97.3	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.47	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	小平市	一定額以上の下限額を設定	2013	-	3	一定額以上の下限額を設定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	設置済み	96.1	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.67	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
東京都	日野市	一定額以上の下限額を設定	2017	-	29	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	設置済み	94.8	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.43	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれ独自の選択品のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の「発注見通しの統合を行っている」は除いて集計)
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均発注額/年度の工事平均発注額

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状 況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		平成30年度総 合評価落札方 式実施件数	総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表				(さ) 債務負担行為の積 極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(ず) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定		
			本格導入時期	試行導入時期															
東京都	東村山市	一定額以上の下限額を設定	-	2015	1	一定額以上の下限額を設定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	設置済み	94.2	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.80	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
東京都	国分寺市	一定額以上の下限額を設定	2013	-	6	一定額以上の下限額を設定	平成21年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	97.5	-	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.67	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
東京都	国立市	一定額以上の下限額を設定	-	2012	3	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	93.1	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.60	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
東京都	福生市	一定額以上の下限額を設定	-	2014	0	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	92.1	-	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.66	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
東京都	狛江市	一定額以上の下限額を設定	-	2016	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	93.2	-	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.75	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
東京都	東大和市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	94.8	-	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.86	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
東京都	清瀬市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	94.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.49	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
東京都	東久留米市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	91.5	-	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.56	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
東京都	武蔵村山市	一定額以上の下限額を設定	-	2017	0	一定額以上の下限額を設定	平成20年6月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	88.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	実施	0.68	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
東京都	多摩市	一定額以上の下限額を設定	2012	-	18	一定額以上の下限額を設定	算定式は非公表	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	90.8	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.70	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
東京都	稲城市	一定額以上の下限額を設定	-	2010	3	一定額以上の下限額を設定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	設置済み	97.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.44	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
東京都	羽村市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	93.6	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.65	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
東京都	あきる野市	一定額以上の下限額を設定	2017	-	1	一定額以上の下限額を設定	平成21年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	90.5	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.48	指針を策定し、設計変更を実施している
東京都	西東京市	一定額以上の下限額を設定	-	2011	2	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	設置済み	92.8	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.65	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
東京都	瑞穂町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	90.3	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.51	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
東京都	日の出町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	設置済み	93.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.32	指針を策定し、設計変更を実施している
東京都	檜原村	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	-	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.49	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
東京都	奥多摩町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	95.8	-	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.30	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
東京都	大島町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	88.5	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.32	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
東京都	利島村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	1998	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	96.7	-	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.86	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
東京都	新島村	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	-	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.55	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
東京都	神津島村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	原則非公表、一部案件で事前公表	-	未設置	97.8	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.12	設計変更を実施していない
東京都	三宅村	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	99.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.53	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
東京都	御蔵島村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件非公表	-	未設置	97.6	-	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.18	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
東京都	八丈町	-	-	2009	8	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	98.6	-	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.45	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれその項目の進捗状況、「そ」を早期執行のための目標設定の「発注見通しの統合を行っている」は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均発注件数/年度の工事平均発注件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定		
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準 価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定				(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定						
			本格導入時期	試行導入時期												平成30年度総 合評価落札方 式実施件数	低入札価格調査基準価格の算定式			予定価格の公表	
東京都	青ヶ島村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も採用していないが、設計変更を実施している	
東京都	小笠原村	-	-	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.65	指針を策定しておらず、他の団体の指針も採用していないが、設計変更を実施している	
神奈川県	横浜質市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	設置済み	91.9	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.57	指針を策定し、設計変更を実施している
神奈川県	平塚市	一定額超の下限額を設定	2008	-	4	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	-	91.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.64	指針を策定し、設計変更を実施している	
神奈川県	鎌倉市	一定額超の下限額を設定	-	2008	2	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	-	93.5	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.79	指針を策定し、設計変更を実施している	
神奈川県	藤沢市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	3	一定額超の下限額を設定	独自モデルを採用(平成28年4月中央公営住宅モデル以上平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	-	88.6	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.37	指針を策定し、設計変更を実施している	
神奈川県	小田原市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	-	89.6	未実施	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.43	指針を策定し、設計変更を実施している	
神奈川県	茅ヶ崎市	一定額超の下限額を設定	-	2008	7	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	-	91.7	未実施	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.60	指針を策定し、設計変更を実施している	
神奈川県	逗子市	一定額超の下限額を設定	-	2011	0	一定額超の下限額を設定	独自モデルを採用(平成28年4月中央公営住宅モデル以上平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	原則事前公表、一部の案件で事後公表を併用	全案件事後公表	未設置	-	90.1	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.59	指針を策定しておらず、他の団体の指針も採用していないが、設計変更を実施している	
神奈川県	三浦市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	94.1	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.53	指針を策定し、設計変更を実施している	
神奈川県	秦野市	一定額超の下限額を設定	-	2008	6	一定額超の下限額を設定	独自モデルを採用(平成29年4月中央公営住宅モデル以上平成31年3月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	-	86.7	未実施事項あり	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.64	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
神奈川県	厚木市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	3	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	-	90.5	未実施	実施	未実施	実施	実施	実施	0.50	指針を策定し、設計変更を実施している	
神奈川県	大和市	一定額超の下限額を設定	-	2009	0	一定額超の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	設置済み	-	92.5	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	実施	実施	0.38	指針を策定し、設計変更を実施している	
神奈川県	伊勢原市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	93.1	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.42	指針を策定し、設計変更を実施している	
神奈川県	海老名市	一定額超の下限額を設定	-	2009	1	一定額超の下限額を設定	その他	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	-	87.0	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.29	指針を策定しておらず、他の団体の指針も採用していないが、設計変更を実施している	
神奈川県	座間市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	-	88.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.26	指針を策定し、設計変更を実施している	
神奈川県	南足柄市	一定額超の下限額を設定	-	2015	1	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	-	89.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.13	指針を策定し、設計変更を実施している	
神奈川県	綾瀬市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	-	90.9	未実施	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.45	指針を策定しておらず、他の団体の指針も採用していないが、設計変更を実施している	
神奈川県	東山町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	85.7	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.28	指針を策定しておらず、他の団体の指針も採用していないが、設計変更を実施している	
神奈川県	寒川町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	-	95.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.35	指針を策定しておらず、他の団体の指針も採用していないが、設計変更を実施している	
神奈川県	大磯町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	独自モデルを採用(平成29年4月中央公営住宅モデル以上平成31年3月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	-	83.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.26	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
神奈川県	二宮町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	-	94.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.53	指針を策定し、設計変更を実施している	
神奈川県	中井町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	84.8	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.24	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
神奈川県	大井町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	独自モデルを採用(平成28年4月中央公営住宅モデル以上平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	-	未設置	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.13	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
神奈川県	松田町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	91.2	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.26	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29.4モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」はそれぞれその項目の進捗状況のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していない場合は「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均後発件数/年度の工事平均後発件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格 の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期													平成30年度総 合評価落札方 式実施件数		
神奈川県	山北町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	95.3		未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.07	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
神奈川県	開成町	一定額以上の下限額を設定	-	2018	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	89.9		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.14	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
神奈川県	箱根町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	監督委員等の既存の組織を活用している	98.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.33	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
神奈川県	真鶴町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	94.9		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
神奈川県	湯河原町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	84.7		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.37	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
神奈川県	愛川町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	92.1		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.14	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
神奈川県	清川村	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.0		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.52	指針を策定し、設計変更を実施している
新潟県	長岡市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	2	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	その他	全案件事後公表	全案件事後公表	監督委員等の既存の組織を活用している	94.7		実施	実施	実施	未実施	未実施	0.70	指針を策定し、設計変更を実施している
新潟県	三条市	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	91.3		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.78	指針を策定し、設計変更を実施している
新潟県	柏崎市	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	設置済み	96.2		実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.59	指針を策定し、設計変更を実施している
新潟県	新発田市	一定額超の下限額を設定	-	2007	52	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成29年4月中央公営住宅モデル以上平成31年3月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	96.2		実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.50	指針を策定し、設計変更を実施している
新潟県	小千谷市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	96.1		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.74	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
新潟県	加茂市	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	94.7		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.93	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
新潟県	十日町市	一定額超の下限額を設定	-	2008	2	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	96.8	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.79	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
新潟県	見附市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	93.9		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.90	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
新潟県	村上市	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	94.8		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.56	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
新潟県	燕市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	4	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	92.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.49	指針を策定し、設計変更を実施している
新潟県	糸魚川市	一定額超の下限額を設定	-	2007	13	一定額超の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	95.1		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.56	指針を策定し、設計変更を実施している
新潟県	妙高市	一定額超の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	設置済み	96.1		実施	未実施	実施	実施	実施	0.61	指針を策定し、設計変更を実施している
新潟県	五泉市	一定額超の下限額を設定	-	2013	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	97.1		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.63	指針を策定し、設計変更を実施している
新潟県	上越市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	2	一定額以上の下限額を設定	その他	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	94.3		実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.72	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
新潟県	阿賀野市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	4	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	95.1	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.36	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
新潟県	佐渡市	一定額超の下限額を設定	2019	-	51	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	95.3		実施	実施	実施	未実施	未実施	0.86	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
新潟県	魚沼市	一定額以上の下限額を設定	-	2011	2	一定額超の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	97.9		実施	未実施	実施	実施	実施	0.58	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
新潟県	南魚沼市	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	96.5		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.71	設計変更を実施していない

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通通設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通通設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通通設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通通設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通通設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通通設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通通設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通通設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29.4モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれその項目の選択肢のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していないが「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均後発件数/年度の工事平均後発件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 旅行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
新潟県	胎内市	一定額超の下限額を設定	2007	-	2	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	96.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.43	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
新潟県	聖籠町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	3	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	設置済み	91.6	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
新潟県	弥彦村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	90.5	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
新潟県	田上町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.65	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
新潟県	阿賀町	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	95.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.53	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
新潟県	出雲崎町	-	-	2008	0	一定額超の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	95.7	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	2.25	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
新潟県	湯沢町	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	一定額超の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	96.7	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	1.12	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
新潟県	津南町	一定額超の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	97.6	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.57	指針を策定し、設計変更を実施している
新潟県	刈羽村	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	94.9	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	実施	0.88	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
新潟県	関川村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	96.3	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.98	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
新潟県	粟島浦村	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.43	設計変更を実施していない
富山県	富山市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	46	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	96.4	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.61	指針を策定し、設計変更を実施している
富山県	高岡市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	154	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	94.2	実施	未実施	実施	実施	実施	未実施	0.61	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
富山県	魚津市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	5	一定額以上の下限額を設定	平成25年5月中央公営住宅モデルに準拠	原則事前公表、一部の案件で事後公表を併用	全案件事後公表	未設置	97.9	実施	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.68	指針を策定し、設計変更を実施している
富山県	水見市	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	93.6	実施	未実施	実施	未実施	未実施	実施	0.54	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
富山県	滑川市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	一定額以上の下限額を設定	平成23年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	95.5	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.25	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
富山県	黒部市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	15	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	96.4	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	実施	未実施	0.56	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
富山県	砺波市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	37	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	90.0	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.85	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
富山県	小矢部市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	2	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	98.6	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.45	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
富山県	南砺市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	35	一定額以上の下限額を設定	その他	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	98.3	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.65	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
富山県	射水市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	18	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	97.8	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.58	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
富山県	舟橋村	-	-	-	-	-	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件非公表	全案件非公表	未設置	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.24	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
富山県	上市町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	97.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.59	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
富山県	立山町	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	一定額以上の下限額を設定	算定式は非公表	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	97.2	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.85	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
富山県	入善町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	96.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.64	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共設仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共設仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共設仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共設仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共設仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共設仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共設仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共設仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれ項目の選択のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平成7年4~6月期の工事平均単価/年度の工事平均単価

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状 況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期				低入札価格調査基準 価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期	平成30年度総 合評価落札方 式実施件数	総合評価落札方 式の導入状況 (下限金額)													
富山県	朝日町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.93	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
石川県	金沢市	一定額超の下限額を設定	-	2007	15	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	91.6	-	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.64	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
石川県	七尾市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	設置済み	96.6	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.66	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
石川県	小松市	一定額以上の下限額を設定	2009	-	19	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	94.3	-	実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.75	指針を策定し、設計変更を実施している
石川県	輪島市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	94.3	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.53	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
石川県	珠洲市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	設置済み	92.3	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.42	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
石川県	加賀市	一定額以上の下限額を設定	2016	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	95.4	-	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.37	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
石川県	羽咋市	一定額超の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	94.7	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	実施	0.50	指針を策定し、設計変更を実施している
石川県	かほく市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	92.0	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.60	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
石川県	白山市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	94.5	-	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.61	指針を策定し、設計変更を実施している
石川県	能美市	一定額超の下限額を設定	-	2007	2	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	96.0	-	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.52	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
石川県	野々市市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	94.0	-	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.64	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
石川県	川北町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.0	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
石川県	津幡町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	3	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	90.0	-	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.24	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
石川県	内灘町	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	94.4	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.12	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
石川県	志賀町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額超の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	89.5	-	実施	実施	実施	実施	未実施	0.67	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
石川県	宝達志水町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	93.6	監査委員等の既存の組織を活用している	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.44	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
石川県	中能登町	一定額超の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	95.0	-	未実施	未実施	実施	実施	実施	0.47	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
石川県	穴水町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	94.4	-	実施	実施	実施	実施	未実施	0.30	設計変更を実施していない
石川県	能登町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	94.4	-	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.58	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
福井県	福井市	一定額以上の下限額を設定	2013	-	3	一定額以上の下限額を設定	その他	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	91.6	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.83	指針を策定し、設計変更を実施している
福井県	敦賀市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	-	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.52	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福井県	小浜市	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成28年4月中央公営住宅モデル以上平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	93.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	1.08	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福井県	大野市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.9	-	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.71	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
福井県	勝山市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	13	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	未集計	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.59	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。

(注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。

昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05

平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05

平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05

平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05

平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08

平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08

平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08

平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08

(注3) 平準化の取組みについては、「し」をそれぞれ項目の選択肢のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計

(注4) 平準化率4~6月期の工事平均後働件数/年度の工事平均後働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状 況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		平成30年度 総合評価落札方 式実施件数	総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表				(さ) 債務負担行為の積 極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定		
			本格導入時期	試行導入時期															
福井県	鯖江市	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	低入札価格調査基準価格の算定式	全案件事前公表	-	設置済み	95.7	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.56	指針を策定し、設計変更を実施して いる
福井県	あわら市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	設置済み	94.9	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.80	指針を策定し、設計変更を実施して いる
福井県	越前市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	97.2	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.79	設計変更を実施していない
福井県	坂井市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	95.9	-	実施	未実施	実施	実施	実施	0.60	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している
福井県	永平寺町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	設置済み	-	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.80	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している
福井県	池田町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	95.6	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	1.52	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している
福井県	南越前町	一定額以上の下限額を設定	2007	-	1	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成28年4月中央公 営住宅モデル以上平成29年4月中央公 営住宅モデル未満の水準)	全案件非公表	全案件非公表	未設置	94.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.31	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している
福井県	越前町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	案件により事後公表及 び事前公表を併用	-	未設置	95.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.95	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している
福井県	美浜町	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	一定額超の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公 営住宅モデル以上の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.2	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.99	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している
福井県	高浜町	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.34	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
福井県	おおい町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	97.1	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.42	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している
福井県	若狹町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	その他	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.86	指針を策定し、設計変更を実施して いる
山梨県	甲府市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	55	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及 び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	97.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.68	指針を策定し、設計変更を実施して いる
山梨県	富士吉田市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及 び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	96.2	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.40	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
山梨県	都留市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	66.6	-	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.55	指針を策定し、設計変更を実施して いる
山梨県	山梨市	一定額以上の下限額を設定	2011	-	2	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	98.3	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.45	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
山梨県	大月市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	監査委員等の 既存の組織を活用 している	98.7	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.90	指針を策定し、設計変更を実施して いる
山梨県	基崎市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.0	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	実施	0.39	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
山梨県	南アルプス市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	監査委員等の 既存の組織を活用 している	96.0	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.57	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
山梨県	北杜市	一定額以上の下限額を設定	-	2011	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	96.8	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.73	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
山梨県	甲斐市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	3	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	95.1	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	実施	0.34	指針を策定し、設計変更を実施して いる
山梨県	笛吹市	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	-	案件により事後公表及 び事前公表を併用	-	設置済み	90.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.68	指針を策定し、設計変更を実施して いる
山梨県	上野原市	一定額以上の下限額を設定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及 び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	95.8	-	未実施	未実施	実施	未実施	実施	0.55	指針を策定し、設計変更を実施して いる
山梨県	甲州市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及 び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	94.7	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.24	指針を策定し、設計変更を実施して いる
山梨県	中央市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	2	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成29年4月中央公 営住宅モデル以上平成31年3月中央公 営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	96.2	-	未実施	未実施	実施	未実施	実施	0.56	指針を策定し、設計変更を実施して いる

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれ独自の選定指標のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均単価/年度工事平均単価

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の 適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状 況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 美観・工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
山梨県	市川三郷町	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	97.7	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.68	設計変更を実施していない
山梨県	早川町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	昭和61年6月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	99.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.60	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山梨県	身延町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	95.4	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.68	指針を策定し、設計変更を実施している
山梨県	南都町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を併用	全案件事前公表	設置済み	92.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定し、設計変更を実施している
山梨県	富士川町	一定額以上の下限額を設定	2008	-	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成28年4月中央公営住宅モデル以上平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	94.7	未実施	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.51	指針を策定し、設計変更を実施している
山梨県	昭和町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	97.0	未実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施	0.51	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
山梨県	道志村	-	2010	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件非公表	-	未設置	98.0	未実施	実施	実施	実施	実施	実施	0.00	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
山梨県	西桂町	一定額超の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	96.5	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.34	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山梨県	忍野村	一定額以上の下限額を設定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	昭和61年6月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	97.3	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.37	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山梨県	山中湖村	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	97.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.35	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山梨県	鳴沢村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	95.6	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
山梨県	富士河口湖町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	監査委員等の既存の組織を活用している	94.4	未実施	未実施	実施	実施	実施	未実施	0.63	指針を策定し、設計変更を実施している
山梨県	小菅村	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	98.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.29	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山梨県	丹波山村	-	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件非公表	原則非公表、一部案件で事後公表	未設置	-	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	3.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	長野市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	9	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	90.4	未実施	未実施	実施	実施	実施	未実施	0.78	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
長野県	松本市	一定額以上の下限額を設定	2013	-	30	一定額以上の下限額を設定	その他	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	94.7	未実施	実施	実施	実施	実施	未実施	0.54	指針を策定し、設計変更を実施している
長野県	上田市	一定額超の下限額を設定	2012	-	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	92.1	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.74	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	岡谷市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	1	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	94.4	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.22	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	飯田市	一定額以上の下限額を設定	2016	-	10	一定額以上の下限額を設定	その他	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.4	未実施	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.59	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
長野県	諏訪市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	2	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成23年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	97.7	未実施	実施	実施	未実施	実施	未実施	0.28	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
長野県	須坂市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	算定式は非公表	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	91.1	未実施	未実施	実施	実施	実施	未実施	0.67	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	小諸市	一定額超の下限額を設定	-	2009	1	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	86.4	未実施	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.73	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	伊那市	一定額以上の下限額を設定	2010	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	設置済み	未集計	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.51	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	駒ヶ根市	一定額以上の下限額を設定	2012	-	4	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	98.4	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.58	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	中野市	一定額以上の下限額を設定	-	2010	2	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.5	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.58	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれ項目の進捗状況
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均後発件数/年度の工事平均後発件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の 適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
長野県	大田市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	96.2		実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.44	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
長野県	飯山市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	96.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.62	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	茅野市	一定額以上の下限額を設定	2009	-	2	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	92.6	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	実施	実施	0.96	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	塩尻市	一定額以上の下限額を設定	-	2017	0	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成28年4月中央公営モデル以上平成29年4月中央公営モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	97.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.73	指針を策定し、設計変更を実施している
長野県	佐久市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	81.6		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.51	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
長野県	千曲市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	91.0	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.92	設計変更を実施していない
長野県	東御市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	算定式は非公表	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	96.3	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.59	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	安曇野市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	2	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営モデル以上平成29年4月中央公営モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	98.0		実施	未実施	実施	実施	実施	0.49	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	小海町	-	不明	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件非公表	-	未設置	-		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	1.00	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
長野県	川上村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.69	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	南牧村	-	-	-	-	-	-	原則非公表、一部案件で事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.33	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	南相木村	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	監査委員等の既存の組織を活用している	-		実施	実施	実施	実施	未実施	1.23	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	北相木村	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	97.0		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	佐久穂町	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	実施	実施	実施	未実施	0.80	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	軽井沢町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	93.0	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.57	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
長野県	御代田町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	89.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.49	設計変更を実施していない
長野県	立科町	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	実施	0.77	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	青木村	-	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	長和町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	監査委員等の既存の組織を活用している	-		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.43	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	下諏訪町	一定額以上の下限額を設定	2011	-	1	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	原則非公表、一部案件で事後公表	未設置	95.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.43	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
長野県	富士見町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	平成31年3月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.50	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	原村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	平成28年4月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	98.8	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.67	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	辰野町	一定額以上の下限額を設定	-	2012	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	設置済み	97.7		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.55	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
長野県	箕輪町	一定額以上の下限額を設定	-	2016	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	監査委員等の既存の組織を活用している	97.0	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.84	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	飯島町	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	一定額以上の下限額を設定	平成20年6月中央公営モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	95.3		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.49	指針を策定し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成2年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれ項目内の選択肢のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していない場合は「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の 適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令に おいて 実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定	
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	第三者機関 等の設置状 況			(さ) 債務負担行為の積 極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(ず) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															平成30年度総 合評価落札方 式実施件数
長野県	南箕輪村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.4	-	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.31	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
長野県	中川村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	原則非公表、一部案件 で事後公表	-	未設置	98.6	-	未実施	実施	実施	実施	未実施	0.26	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	宮田村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	94.3	監査委員等の 既存の組織を活用している	未実施	未実施	未実施	実施	実施	0.43	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	松川町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.1	監査委員等の 既存の組織を活用している	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.62	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	高森町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	未集計	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.17	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	阿南町	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	監査委員等の 既存の組織を活用している	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.19	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
長野県	阿智村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.8	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.09	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	平谷村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	-	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	根羽村	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	2.00	設計変更を実施していない
長野県	下條村	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.24	設計変更を実施していない
長野県	売木村	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	96.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	2.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	天穂村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	98.6	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	-	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	森島村	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	高木村	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	96.0	監査委員等の 既存の組織を活用している	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	豊丘村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	86.0	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.88	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
長野県	大鹿村	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	2.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	上松町	一定額以上の下限額を設定	-	2011	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	97.1	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.45	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	南木曾町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2012	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	95.3	未実施	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.72	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	木祖村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2008	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	95.7	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.60	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	王滝村	-	-	2018	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	94.8	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.80	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	大桑村	-	-	2012	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	96.2	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.35	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	木曾町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.9	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.45	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
長野県	麻績村	一定額以上の下限額を設定	-	2016	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件非公表	-	未設置	-	監査委員等の 既存の組織を活用している	未実施	実施	実施	未実施	未実施	-	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	生坂村	-	-	-	-	-	-	原則非公表、一部案件 で事後公表	-	未設置	99.3	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.78	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	山形村	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.4	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.57	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営連モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営連モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営連モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営連モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営連モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営連モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営連モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営連モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれ項目の選択肢のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均後働件数/年度の工事平均後働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状 況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期													平成30年度総 合評価落札方 式実施件数		
長野県	朝日村	一定額超の下限額を設定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.57	設計変更を実施していない	
長野県	筑北村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	98.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.86	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長野県	池田町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.40	指針を策定し、設計変更を実施している	
長野県	松川村	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	平成20年6月中央公営連モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	87.9	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.56	指針を策定し、設計変更を実施している	
長野県	白馬村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.0	未実施	実施	未実施	実施	未実施	0.58	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
長野県	小谷村	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	0.43	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
長野県	坂城町	-	-	-	-	-	算定式は非公表	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	97.7	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.64	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
長野県	小布施町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	88.6	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	0.75	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
長野県	高山村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	実施	実施	未実施	未実施	未実施	1.29	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
長野県	山/内町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	95.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.68	指針を策定し、設計変更を実施している	
長野県	木島平村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	86.6	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.00	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
長野県	野沢温泉村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	93.8	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	0.86	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
長野県	信濃町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営連モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	81.2	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.31	設計変更を実施していない	
長野県	小川村	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	95.6	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.47	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
長野県	飯綱町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成29年4月中央公営連モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	77.8	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.32	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
長野県	栄村	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	実施	実施	実施	未実施	1.16	設計変更を実施していない	
岐阜県	岐阜市	一定額以上の下限額を設定	-	2006	59	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営連モデルに準拠	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	設置済み	91.2	実施	実施	実施	未実施	実施	0.37	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
岐阜県	大垣市	一定額以上の下限額を設定	2016	-	63	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営連モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	94.0	実施	未実施	実施	実施	実施	0.38	指針を策定し、設計変更を実施している	
岐阜県	高山市	一定額以上の下限額を設定	2011	-	11	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営連モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	97.6	未実施	未実施	実施	未実施	実施	0.50	指針を策定し、設計変更を実施している	
岐阜県	多治見市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	その他	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	94.9	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.70	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
岐阜県	関市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	2	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営連モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	96.2	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.40	指針を策定し、設計変更を実施している	
岐阜県	中津川市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成25年5月中央公営連モデルに準拠	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	94.0	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.64	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
岐阜県	美濃市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成25年5月中央公営連モデル以上平成29年4月中央公営連モデル未満の水準)	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	未設置	95.4	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	0.32	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
岐阜県	瑞浪市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営連モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	94.6	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	0.58	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
岐阜県	羽島市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営連モデル未満の水準)	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件非公表	未設置	92.3	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	0.12	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれその項目の進捗状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均発注件数/年度の工事平均発注件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の 適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダウピング対策			第三者機関 等の設置状 況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		平成30年度 総合評価落 札方式実施 件数	総合評価落 札方式の 導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準 価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
岐阜県	恵那市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の 案件で事後公表を試行	全案件事後公表	設置済み	94.9	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	実施	0.51	指針を策定し、設計変更を実施して いる
岐阜県	美濃加茂市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の 案件で事後公表を試行	全案件非公表	未設置	94.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.33	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している
岐阜県	土岐市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	1	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.5	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.70	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している
岐阜県	各務原市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	3	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	その他	案件により事後公表及び 事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	93.6	未実施事項あり	実施	実施	実施	実施	未実施	0.46	指針を策定し、設計変更を実施して いる
岐阜県	可児市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の 案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	92.5	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.45	指針を策定し、設計変更を実施して いる
岐阜県	山県市	一定額以上の下限額を設定	2012	-	6	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	91.0	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	実施	0.33	指針を策定し、設計変更を実施して いる
岐阜県	瑞穂市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	6	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	93.1	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.52	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
岐阜県	飛騨市	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	96.9	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.57	指針を策定し、設計変更を実施して いる
岐阜県	本巣市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	1	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	92.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.28	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している
岐阜県	郡上市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	その他	案件により事後公表及び 事前公表を併用	全案件非公表	未設置	96.6	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.38	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している
岐阜県	下呂市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	96.4	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.60	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
岐阜県	海津市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	案件により事後公表及び 事前公表を併用	-	未設置	95.4	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.42	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
岐阜県	岐南町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の 案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	74.5	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	実施	0.45	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している
岐阜県	笠松町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公 営住宅モデル未満の水準)	原則事前公表、一部の 案件で事後公表を試行	全案件非公表	設置済み	96.7	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.70	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している
岐阜県	養老町	一定額以上の下限額を設定	-	2013	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	全案件非公表	全案件非公表	未設置	-	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.58	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
岐阜県	垂井町	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公 営住宅モデル以上平成23年4月中央公 営住宅モデル未満の水準)	案件により事後公表及び 事前公表を併用	全案件非公表	未設置	94.4	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.36	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している
岐阜県	関ヶ原町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公 営住宅モデル未満の水準)	全案件非公表	全案件非公表	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.31	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している
岐阜県	神戸町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	-	案件により事後公表及び 事前公表を併用	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.67	指針を策定し、設計変更を実施して いる
岐阜県	輪之内町	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	-	原則事前公表、一部の 案件で事後公表を試行	-	未設置	98.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.10	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している
岐阜県	安八町	-	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	設置済み	-	未実施事項あり	実施	実施	実施	未実施	未実施	1.02	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している
岐阜県	揖斐川町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公 営住宅モデル以上平成23年4月中央公 営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	95.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.27	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している
岐阜県	大野町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	算定式は非公表	案件により事後公表及び 事前公表を併用	全案件非公表	未設置	88.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.83	指針を策定し、設計変更を実施して いる
岐阜県	池田町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.22	指針を策定しておらず、他の団体の 指針も準用していないが、設計 変更を実施している
岐阜県	北方町	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	-	原則事前公表、一部の 案件で事後公表を試行	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.48	指針を策定し、設計変更を実施して いる
岐阜県	坂祝町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工 事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	94.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	他の団体の指針を準用し、設計変 更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれ項目の選択のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均稼働数/年度の工事平均稼働数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の 適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 旅行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定	
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式の 導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	第三者機関 等の設置状 況			(さ) 債務負担行為の積 極的な活用	(し) 美観・工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															平成30年度総 合評価落札方 式実施件数
岐阜県	富加町	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	91.0		実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.00	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
岐阜県	川辺町	一定額以上の下限額を設定	2010	-	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル以上平成23年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	91.7		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.40	指針を策定し、設計変更を実施している
岐阜県	七宗町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	93.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.44	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
岐阜県	八百津町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	94.3		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.33	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
岐阜県	白川町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	第三者機関等の設置の組織を活用している	100.0		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.73	指針を策定し、設計変更を実施している
岐阜県	東白川村	-	-	2008	18	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	-	未実施事項あり	実施	実施	実施	実施	未実施	0.22	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
岐阜県	御嵩町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件非公表	設置済み	95.5		未実施	実施	実施	実施	未実施	0.43	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
岐阜県	白川村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	97.1		実施	未実施	実施	実施	未実施	0.64	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
静岡県	沼津市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	2	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	92.7		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.45	指針を策定し、設計変更を実施している
静岡県	熱海市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	97.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.43	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
静岡県	三島市	一定額超の下限額を設定	-	2007	4	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	93.5	未実施事項あり	実施	実施	実施	実施	実施	0.50	指針を策定し、設計変更を実施している
静岡県	富士宮市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	4	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	92.7		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.28	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
静岡県	伊東市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2007	1	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	94.9		実施	未実施	実施	実施	未実施	0.34	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
静岡県	島田市	一定額超の下限額を設定	-	2007	4	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	94.8	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	実施	0.33	指針を策定し、設計変更を実施している
静岡県	富士市	一定額以上の下限額を設定	-	2006	22	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	93.4		実施	未実施	実施	実施	実施	0.33	指針を策定し、設計変更を実施している
静岡県	磐田市	一定額超の下限額を設定	2007	-	33	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	89.1	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	実施	0.46	指針を策定し、設計変更を実施している
静岡県	焼津市	一定額超の下限額を設定	-	2007	2	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	91.4		実施	未実施	実施	実施	未実施	0.34	指針を策定し、設計変更を実施している
静岡県	掛川市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	94.8		実施	未実施	実施	未実施	実施	0.46	指針を策定し、設計変更を実施している
静岡県	藤枝市	一定額超の下限額を設定	-	2007	24	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	94.0		実施	未実施	実施	実施	未実施	0.27	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
静岡県	御殿場市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	93.8	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.54	指針を策定し、設計変更を実施している
静岡県	袋井市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	3	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	他の発注機関の第三者機関に委任している	94.1		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.29	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
静岡県	下田市	一定額以上の下限額を設定	-	2011	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	100.0		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.45	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
静岡県	裾野市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	1	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	92.4		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.27	指針を策定し、設計変更を実施している
静岡県	湖西市	一定額超の下限額を設定	-	2009	17	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	91.5		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.44	指針を策定し、設計変更を実施している
静岡県	伊豆市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	96.1	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.41	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずく」をそれぞれ別の選定項目の選定項目のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していないは「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均発注額/年度の工事平均発注額

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンプ対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期				低入札価格調査基準 価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 美観な工期の設定	(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期	平成30年度総 合評価落札方 式実施件数	総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)													
静岡県	御前崎市	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	一定額超の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.11	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
静岡県	菊川市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.5	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.31	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
静岡県	伊豆の国市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	91.8	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.25	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
静岡県	牧之原市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	96.1		実施	未実施	実施	実施	未実施	0.38	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
静岡県	東伊豆町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	97.2		未実施	未実施	実施	実施	実施	0.35	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
静岡県	河津町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2013	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	95.5	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.68	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
静岡県	南伊豆町	一定額超の下限額を設定	2007	-	1	一定額超の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.2		実施	未実施	実施	実施	実施	0.73	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
静岡県	松崎町	-	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	-		実施	未実施	実施	未実施	未実施	1.41	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
静岡県	西伊豆町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	89.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.39	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
静岡県	函南町	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	92.6		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.32	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
静岡県	清水町	一定額以上の下限額を設定	2007	-	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	94.7	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.46	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
静岡県	長泉町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	85.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.36	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
静岡県	小山町	-	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	94.1	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.63	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
静岡県	吉田町	一定額超の下限額を設定	2007	-	1	一定額超の下限額を設定	算定式は非公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	86.1		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.16	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
静岡県	川根本町	-	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.7	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.77	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
静岡県	森町	一定額以上の下限額を設定	2007	-	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成28年4月中央公営住宅モデル以上平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	97.2		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.29	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
愛知県	豊橋市	一定額超の下限額を設定	2011	-	47	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	94.1		実施	未実施	実施	実施	実施	0.56	指針を策定し、設計変更を実施している
愛知県	岡崎市	一定額超の下限額を設定	2009	-	70	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	93.3		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.47	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
愛知県	一宮市	一定額以上の下限額を設定	2015	-	61	一定額以上の下限額を設定	その他	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	94.5		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.29	指針を策定し、設計変更を実施している
愛知県	瀬戸市	一定額以上の下限額を設定	2015	-	10	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成20年6月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	92.0		実施	未実施	実施	実施	未実施	0.28	指針を策定し、設計変更を実施している
愛知県	半田市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	3	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	94.8		未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.43	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
愛知県	春日井市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	4	一定額以上の下限額を設定	算定式は非公表	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	92.3		未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.44	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
愛知県	豊川市	一定額超の下限額を設定	-	2008	9	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	94.1		未実施	未実施	実施	未実施	実施	0.44	指針を策定し、設計変更を実施している
愛知県	津島市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	96.0		未実施	未実施	未実施	実施	実施	0.18	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
愛知県	碧南市	一定額超の下限額を設定	-	2007	3	一定額超の下限額を設定	独自モデルを採用(平成23年4月中央公営住宅モデル以上平成25年5月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	88.9	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	実施	0.31	指針を策定し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれその項目の達成状況のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均発注件数/年度の工事平均発注件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 旅行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
愛知県	刈谷市	一定額超の下限額を設定	2007	-	20	一定額以上の下限額を設定	平成20年6月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	94.1		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.38	指針を策定し、設計変更を実施している
愛知県	豊田市	一定額超の下限額を設定	2006	-	142	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	93.1		実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.62	指針を策定し、設計変更を実施している
愛知県	安城市	一定額超の下限額を設定	2007	-	30	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	93.7		実施	未実施	実施	実施	未実施	0.75	指針を策定し、設計変更を実施している
愛知県	西尾市	一定額超の下限額を設定	-	2008	7	下限額は設定せずに対象工事を選定	その他	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	93.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.40	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
愛知県	蒲郡市	一定額超の下限額を設定	-	2008	3	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	96.2		実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.37	指針を策定し、設計変更を実施している
愛知県	犬山市	一定額超の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件事前公表	-	未設置	93.6		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.25	指針を策定し、設計変更を実施している
愛知県	常滑市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件事前公表	-	未設置	90.9		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.47	指針を策定し、設計変更を実施している
愛知県	江南市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	下限額は設定せずに対象工事を選定	その他	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	96.2		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.48	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
愛知県	小牧市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	2	下限額は設定せずに対象工事を選定	独自モデルを採用(平成23年4月中央公営住宅モデル以上平成29年3月中央公営住宅モデル未満の水準)	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	85.2		実施	未実施	実施	実施	未実施	0.50	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
愛知県	稲沢市	一定額超の下限額を設定	-	2007	2	一定額超の下限額を設定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	93.2		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.57	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
愛知県	新城市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件事前公表	-	未設置	95.0		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.45	指針を策定し、設計変更を実施している
愛知県	東海市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	3	一定額以上の下限額を設定	平成25年5月中央公営住宅モデルに準拠	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	93.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.51	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
愛知県	大府市	一定額超の下限額を設定	-	2007	2	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	95.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	実施	0.51	指針を策定し、設計変更を実施している
愛知県	知多市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件事前公表	-	未設置	96.1		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.36	指針を策定し、設計変更を実施している
愛知県	知立市	一定額超の下限額を設定	2018	-	11	一定額以上の下限額を設定	その他	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	95.6		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.19	指針を策定し、設計変更を実施している
愛知県	尾張旭市	一定額超の下限額を設定	2018	-	1	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成20年6月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	88.8		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.63	指針を策定し、設計変更を実施している
愛知県	高浜市	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	算定式は非公表	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件非公表	設置済み	93.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.27	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
愛知県	岩倉市	一定額超の下限額を設定	2019	-	1	一定額超の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	94.9		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.17	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
愛知県	豊明市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件事後公表	-	未設置	93.9	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	実施	0.54	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
愛知県	日進市	一定額超の下限額を設定	-	2007	2	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	90.0		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.34	指針を策定し、設計変更を実施している
愛知県	田原市	一定額超の下限額を設定	-	2008	1	一定額以上の下限額を設定	平成28年4月中央公営住宅モデルに準拠	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	96.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.47	指針を策定し、設計変更を実施している
愛知県	愛西市	一定額以上の下限額を設定	2014	-	1	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	90.7		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.17	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
愛知県	清須市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	3	一定額以上の下限額を設定	平成20年6月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	94.3		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.33	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
愛知県	北名古屋	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	94.0		実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.50	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
愛知県	弥富市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成20年6月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	91.7		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.28	指針を策定し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれ項目の選択のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均発注件数/年度の工事平均発注件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期				低入札価格調査基準 価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期	平成30年度総 合評価落札方 式実施件数	総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)													
愛知県	みよし市	一定額超の下限額を設定	2012	-	4	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成29年4月中央公営住宅モデル以上平成31年3月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	88.7	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.31	指針を策定し、設計変更を実施している	
愛知県	あま市	一定額以上の下限額を設定	2013	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	94.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.26	指針を策定し、設計変更を実施している	
愛知県	長久手市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	1	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	91.7	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.49	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
愛知県	東郷町	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	93.8	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.28	指針を策定し、設計変更を実施している	
愛知県	豊山町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	93.8	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.13	指針を策定し、設計変更を実施している	
愛知県	大口町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	96.4	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.19	指針を策定し、設計変更を実施している	
愛知県	扶桑町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	-	未設置	95.2	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.52	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
愛知県	大治町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件非公表	全案件非公表	未設置	90.4	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.28	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
愛知県	蟹江町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.1	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.45	指針を策定し、設計変更を実施している	
愛知県	飛島村	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額超の下限額を設定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	94.5	未実施事項あり	未実施	実施	実施	未実施	0.29	指針を策定し、設計変更を実施している	
愛知県	阿久比町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	93.1	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.34	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
愛知県	東浦町	一定額超の下限額を設定	2007	-	11	一定額以上の下限額を設定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件非公表	未設置	90.0	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.38	指針を策定し、設計変更を実施している	
愛知県	南知多町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.0	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.43	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
愛知県	美浜町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	95.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	0.48	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
愛知県	武豊町	一定額超の下限額を設定	2012	-	1	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	86.2	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.16	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
愛知県	幸田町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	93.6	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	0.48	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
愛知県	設楽町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	0.57	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
愛知県	東栄町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.3	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.16	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
愛知県	豊根村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.06	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
三重県	津市	一定額超の下限額を設定	-	2009	0	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	設置済み	87.8	実施	実施	実施	実施	未実施	0.48	指針を策定し、設計変更を実施している	
三重県	四日市市	一定額超の下限額を設定	2008	-	16	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成29年4月中央公営住宅モデル以上平成31年3月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	90.1	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.42	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
三重県	伊勢市	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	-	未設置	87.4	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.64	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
三重県	松阪市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	その他	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	85.2	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.47	指針を策定し、設計変更を実施している	
三重県	桑名市	一定額超の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	その他	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	89.4	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	0.48	指針を策定し、設計変更を実施している	
三重県	鈴鹿市	一定額超の下限額を設定	-	2007	13	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成29年4月中央公営住宅モデル以上平成31年3月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	89.8	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	0.59	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれ項目の達成数のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していないれば「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均発注件数/年度の工事平均発注件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期				低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表				(さ) 債務負担行為の積 極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定		
			本格導入時期	試行導入時期	平成30年度総 合評価落札方 式実施件数	総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)													
三重県	名張市	一定額超の下限額を設定	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事前公表	全案件事前公表	設置済み	88.6		未実施	未実施	実施	実施	実施	0.83	指針を策定し、設計変更を実施している
三重県	尾鷲市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	90.0		実施	未実施	実施	実施	実施	0.28	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
三重県	亀山市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	91.7		未実施	未実施	実施	実施	実施	0.56	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
三重県	鳥羽市	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	89.3	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.32	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
三重県	熊野市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	94.3	未実施事項あり	未実施	実施	実施	実施	未実施	0.84	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
三重県	いなべ市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	93.7	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.60	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
三重県	志摩市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	91.3		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.34	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
三重県	伊賀市	一定額超の下限額を設定	-	2011	4	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	90.9		実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.78	指針を策定し、設計変更を実施している
三重県	木曾岬町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	88.6		実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.25	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
三重県	東員町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	87.6		未実施	未実施	実施	未実施	実施	0.37	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
三重県	菟野町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	86.9		実施	未実施	実施	実施	実施	0.56	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
三重県	朝日町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	86.2		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.32	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
三重県	川越町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	93.9		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.38	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
三重県	多気町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	設置済み	93.8		未実施	未実施	実施	未実施	実施	0.96	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
三重県	明和町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	94.1	未実施事項あり	実施	実施	実施	実施	未実施	0.52	設計変更を実施していない
三重県	大台町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	87.0		実施	未実施	未実施	実施	未実施	1.41	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
三重県	玉城町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	80.3		未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.63	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
三重県	度会町	-	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	91.4		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.39	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
三重県	大紀町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.85	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
三重県	南伊勢町	-	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	94.2		実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.63	指針を策定し、設計変更を実施している
三重県	紀北町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	93.8		未実施	未実施	実施	未実施	実施	0.34	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
三重県	御浜町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	87.2		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.55	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
三重県	紀宝町	-	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	90.4		未実施	未実施	未実施	未実施	実施	1.20	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
滋賀県	大津市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	設置済み	89.3	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.59	指針を策定し、設計変更を実施している
滋賀県	彦根市	一定額以上の下限額を設定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	設置済み	90.4		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.49	指針を策定し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれそれぞれの項目の進捗状況のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均発注件数/年度の工事平均発注件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状 況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
滋賀県	長浜市	一定額超の下限額を設定	2010	-	2	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	88.9		実施	未実施	実施	実施	未実施	0.54	指針を策定し、設計変更を実施している
滋賀県	近江八幡市	一定額以上の下限額を設定	2006	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	設置済み	80.2		実施	未実施	実施	実施	未実施	0.64	設計変更を実施していない
滋賀県	草津市	一定額以上の下限額を設定	-	2006	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	設置済み	90.5		未実施	実施	未実施	未実施	実施	0.47	指針を策定し、設計変更を実施している
滋賀県	守山市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	89.1		未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.44	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
滋賀県	栗東市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	94.3		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.62	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
滋賀県	甲賀市	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	設置済み	91.2	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	実施	0.43	指針を策定し、設計変更を実施している
滋賀県	野洲市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	設置済み	85.7		未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.33	指針を策定し、設計変更を実施している
滋賀県	湖南市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	設置済み	86.2		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.67	指針を策定し、設計変更を実施している
滋賀県	高島市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2008	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	83.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.52	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
滋賀県	東近江市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	設置済み	85.8		実施	未実施	未実施	実施	実施	0.47	指針を策定し、設計変更を実施している
滋賀県	米原市	一定額超の下限額を設定	2007	-	3	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	88.5		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.53	指針を策定し、設計変更を実施している
滋賀県	日野町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	設置済み	86.4	監査委員等の既存の組織を活用している	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.28	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
滋賀県	竜王町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	90.0	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.77	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
滋賀県	愛宕町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	2	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	設置済み	83.7		実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.87	指針を策定し、設計変更を実施している
滋賀県	豊郷町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	84.3		実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.08	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
滋賀県	甲良町	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	86.1		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
滋賀県	多賀町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	88.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.41	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
京都府	福知山市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	設置済み	89.2		実施	実施	実施	未実施	実施	0.67	指針を策定し、設計変更を実施している
京都府	舞鶴市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2002	-	4	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	設置済み	88.9		実施	未実施	実施	実施	未実施	0.59	指針を策定し、設計変更を実施している
京都府	綾部市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	89.4		実施	未実施	実施	実施	未実施	0.81	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
京都府	宇治市	一定額以上の下限額を設定	2013	-	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	設置済み	88.5		未実施	未実施	実施	実施	実施	0.55	指針を策定し、設計変更を実施している
京都府	宮津市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	95.1	未実施事項あり	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.70	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
京都府	亀岡市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2013	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	設置済み	86.5		実施	未実施	実施	実施	実施	0.57	指針を策定し、設計変更を実施している
京都府	城陽市	一定額以上の下限額を設定	-	2013	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	89.4	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.82	指針を策定し、設計変更を実施している
京都府	向日市	一定額以上の下限額を設定	-	2019	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	86.0	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.58	指針を策定し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれ項目の選択状況のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均発注額/年度の工事平均発注額

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状 況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
京都府	長岡京市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	86.9	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.43	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
京都府	八幡市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	設置済み	89.2	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.19	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
京都府	京田辺市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	-	未設置	90.6	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	0.43	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
京都府	京丹後市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	設置済み	90.5	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.53	指針を策定し、設計変更を実施している	
京都府	南丹市	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	89.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.35	指針を策定し、設計変更を実施している
京都府	木津川市	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	一定額超の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	86.0	実施	未実施	実施	未実施	実施	0.50	指針を策定し、設計変更を実施している	
京都府	大山崎町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	未集計	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.41	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
京都府	久御山町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	88.1	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.13	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
京都府	井手町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	83.0	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.65	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
京都府	宇治田原町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	88.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.25	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
京都府	笠置町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	98.9	実施	未実施	未実施	実施	未実施	1.27	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
京都府	和東町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	89.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.63	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
京都府	精華町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	82.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.60	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
京都府	南山城村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	88.6	未実施	未実施	実施	未実施	実施	0.12	指針を策定し、設計変更を実施している	
京都府	京丹波町	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	設置済み	88.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.77	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
京都府	伊根町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	90.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.88	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
京都府	与謝野町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	-	未設置	92.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.50	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
大阪府	岸和田市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	89.7	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.38	指針を策定し、設計変更を実施している	
大阪府	豊中市	一定額以上の下限額を設定	-	2015	0	一定額以上の下限額を設定	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	-	未設置	90.4	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	0.62	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
大阪府	池田市	一定額以上の下限額を設定	-	2011	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	設置済み	92.2	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.30	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
大阪府	吹田市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	90.3	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.60	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
大阪府	泉大津市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	設置済み	89.1	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.42	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
大阪府	高槻市	一定額以上の下限額を設定	2018	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成28年4月中央公営住宅モデルに準拠	案件により事後公表及び事前公表を併用	案件により事後公表及び事前公表を併用	設置済み	83.9	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.44	指針を策定し、設計変更を実施している	
大阪府	貝塚市	一定額以上の下限額を設定	-	2016	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	89.2	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.62	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
大阪府	守口市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	91.8	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.27	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年5月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれの項目の進捗状況のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の適切な活用		総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関等の設置状況	H30年度競争入札平均落札率(%)	入札契約適正化法及び施行令において実施すべき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドラインの策定
		総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式の導入状況(下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準価格の公表	(さ) 債務負担行為の積極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続				(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目標設定					
		本格導入時期	試行導入時期																	
大阪府	枚方市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	-	全案件事後公表	設置済み	90.9	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.43	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
大阪府	茨木市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	-	未設置	90.8	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.44	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
大阪府	八尾市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	-	設置済み	84.4	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.67	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
大阪府	泉佐野市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	-	未設置	83.9	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.46	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
大阪府	富田林市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	-	設置済み	89.8	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.41	指針を策定し、設計変更を実施している	
大阪府	寝屋川市	一定額超の下限額を設定	2019	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル以上平成23年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	82.1	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.49	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
大阪府	河内長野市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	-	設置済み	87.6	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.42	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
大阪府	松原市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	93.5	未実施	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.40	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
大阪府	大東市	一定額超の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	-	未設置	89.7	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	0.41	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
大阪府	和泉市	一定額以上の下限額を設定	2010	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	設置済み	89.6	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.51	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
大阪府	箕面市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2012	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	案件により事後公表及び事前公表を併用	未設置	94.7	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.52	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
大阪府	柏原市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	-	設置済み	78.7	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.47	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
大阪府	羽曳野市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	-	未設置	81.1	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.39	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
大阪府	門真市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	-	未設置	85.6	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.81	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
大阪府	摂津市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	-	未設置	90.8	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.57	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
大阪府	高石市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	-	設置済み	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	0.67	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
大阪府	藤井寺市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	-	未設置	86.7	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	実施	0.62	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
大阪府	東大阪市	一定額超の下限額を設定	2019	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成23年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	84.6	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.59	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
大阪府	泉南市	一定額以上の下限額を設定	-	2016	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	-	設置済み	80.6	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.40	指針を策定し、設計変更を実施している	
大阪府	四條畷市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	92.3	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.36	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
大阪府	交野市	一定額以上の下限額を設定	-	2014	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	-	未設置	81.6	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.70	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
大阪府	大阪狭山市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	-	未設置	89.0	未実施	実施	実施	実施	未実施	0.47	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
大阪府	阪南市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	-	設置済み	88.7	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.19	指針を策定し、設計変更を実施している	
大阪府	島本町	一定額超の下限額を設定	2010	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	算定式は非公表	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	82.7	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.64	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
大阪府	豊能町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	-	設置済み	93.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.37	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずく」をそれぞれ独自の項目の選択既設/年度の工事平均稼働数/年数の工事平均稼働数
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均稼働数/年度の工事平均稼働数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状 況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令に おいて実施 すべき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
大阪府	能勢町	一定額以上の下限額を設定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成23年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	86.7		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.31	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
大阪府	忠岡町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	設計変更を実施していない
大阪府	熊取町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	81.6		未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.33	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
大阪府	田尻町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	85.2		未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.38	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
大阪府	岬町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成21年4月中央公営住宅モデルを採用	原則非公表、一部案件で事前公表	原則非公表、一部案件で事前公表	未設置	87.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.35	設計変更を実施していない
大阪府	太子町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	89.4		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
大阪府	河南町	一定額超の下限額を設定	-	2008	2	一定額以上の下限額を設定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	設置済み	86.4		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.01	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
大阪府	千早赤阪村	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	81.8		未実施	未実施	未実施	未実施	実施	3.00	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
兵庫県	姫路市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	7	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	その他	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	90.6		実施	未実施	実施	実施	未実施	0.54	指針を策定し、設計変更を実施している
兵庫県	尼崎市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	設置済み	93.3		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.42	指針を策定し、設計変更を実施している
兵庫県	明石市	一定額超の下限額を設定	-	2008	3	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	91.0		実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.80	指針を策定し、設計変更を実施している
兵庫県	西宮市	一定額以上の下限額を設定	2012	-	5	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	92.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.56	指針を策定し、設計変更を実施している
兵庫県	洲本市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	84.1		実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.52	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
兵庫県	芦屋市	一定額以上の下限額を設定	-	2004	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	設置済み	90.2		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.39	指針を策定し、設計変更を実施している
兵庫県	伊丹市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	独自モデルを採用(平成28年4月中央公営住宅モデル以上平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	89.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.41	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
兵庫県	相生市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	設置済み	80.4	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.75	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
兵庫県	豊岡市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	93.5	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.64	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
兵庫県	加古川市	一定額超の下限額を設定	-	2008	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	82.8		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.69	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
兵庫県	赤穂市	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	一定額超の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	88.5		実施	未実施	実施	実施	未実施	0.26	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
兵庫県	西脇市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	その他	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	87.5		未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.54	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
兵庫県	宝塚市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	設置済み	89.8		実施	未実施	実施	実施	未実施	0.69	指針を策定し、設計変更を実施している
兵庫県	三木市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	92.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.60	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
兵庫県	高砂市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	81.0	監査委員等の既存の組織を活用している	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.51	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
兵庫県	川西市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事前公表	未設置	91.7		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.56	指針を策定し、設計変更を実施している
兵庫県	小野市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	原則非公表、一部案件で事後公表	-	未設置	80.3		実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.36	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれその項目の達成率のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均発注件数/年度の工事平均発注件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の適切な活用		総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関等の設置状況	H30年度競争入札平均落札率(%)	入札契約適正化法及び施行令において実施すべき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドラインの策定
		総合評価落札方式の導入時期		平成30年度総合評価落札方式実施件数	総合評価落札方式の導入状況(下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準価格の公表	(さ)債務負担行為の積極的な活用	(し)美観な工期の設定				(す)速やかな経手続	(せ)積算の前倒し	(そ)早期執行のための目標設定				
		本格導入時期	試行導入時期																	
兵庫県	三田市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	89.1	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.46	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している		
兵庫県	加西市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	84.6	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.55	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している			
兵庫県	丹波篠山市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	設置済み	89.6	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.48	設計変更を実施していない		
兵庫県	美敷市	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件事後公表	-	未設置	89.8	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.80	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
兵庫県	丹波市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	設置済み	82.5	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	0.80	指針を策定し、設計変更を実施している		
兵庫県	南あわじ市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	90.6	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.67	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している		
兵庫県	朝来市	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件事後公表	-	未設置	89.9	未実施事項あり	実施	実施	実施	実施	0.09	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している		
兵庫県	淡路市	-	2005	-	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件事後公表	-	未設置	92.3	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.52	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
兵庫県	中央市	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件事後公表	-	未設置	84.3	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.34	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している		
兵庫県	加東市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	原則非公表、一部案件で事後公表	全案件事後公表	未設置	80.7	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.40	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
兵庫県	たつの市	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	一定額超の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	88.0	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	0.37	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
兵庫県	猪名川町	一定額以上の下限額を設定	2017	-	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件事後公表	-	未設置	95.2	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.58	指針を策定し、設計変更を実施している		
兵庫県	多可町	一定額以上の下限額を設定	-	2011	0	一定額以上の下限額を設定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	監査委員等の既存の組織を活用している	85.0	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	0.37	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
兵庫県	稲美町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	79.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.38	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
兵庫県	播磨町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	80.4	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	0.47	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
兵庫県	市川町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	80.9	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.88	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
兵庫県	福崎町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件事後公表	-	未設置	77.6	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.62	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
兵庫県	神河町	一定額以上の下限額を設定	2013	-	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件事後公表	-	未設置	86.4	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.64	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している		
兵庫県	太子町	一定額超の下限額を設定	-	2009	0	一定額超の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	監査委員等の既存の組織を活用している	89.5	実施	未実施	実施	未実施	未実施	1.04	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
兵庫県	上郡町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件事後公表	-	未設置	90.4	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.18	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している		
兵庫県	佐用町	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	90.9	未実施	実施	実施	未実施	実施	0.33	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
兵庫県	香美町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件事後公表	-	未設置	94.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.76	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
兵庫県	新温泉町	-	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	-	全案件事後公表	-	未設置	90.2	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.47	指針を策定し、設計変更を実施している		
奈良県	奈良市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	一定額以上の下限額を設定	その他	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	76.7	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.51	指針を策定し、設計変更を実施している		
奈良県	大和高田市	下限額は設定せずに対象工事を選定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を選定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	91.5	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.54	指針を策定し、設計変更を実施している		

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれ別の項目の進捗状況のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均後発件数/年度の工事平均後発件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の 適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準 価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定				(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定				
			本格導入時期	試行導入時期															
奈良県	大和郡山市	一定額超の下限額を設定	-	2002	1	一定額超の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	設置済み	90.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.37	指針を策定し、設計変更を実施している
奈良県	天理市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	88.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.70	指針を策定し、設計変更を実施している
奈良県	橿原市	一定額超の下限額を設定	2012	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	設置済み	84.9	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.65	指針を策定し、設計変更を実施している
奈良県	桜井市	一定額以上の下限額を設定	2009	-	7	一定額以上の下限額を設定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	87.5	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.91	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
奈良県	五條市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	22	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	87.8	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.48	指針を策定し、設計変更を実施している
奈良県	御所市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	2	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	93.4	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	実施	未実施	0.76	指針を策定し、設計変更を実施している
奈良県	生駒市	一定額超の下限額を設定	2014	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成23年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	設置済み	80.7	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.62	指針を策定し、設計変更を実施している
奈良県	香芝市	一定額超の下限額を設定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	82.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.44	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
奈良県	葛城市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	89.6	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.53	設計変更を実施していない
奈良県	宇陀市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	87.2	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.72	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
奈良県	山添村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
奈良県	平群町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	91.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.22	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
奈良県	三郷町	一定額以上の下限額を設定	2012	-	2	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	86.6	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.46	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
奈良県	斑鳩町	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	86.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.48	指針を策定し、設計変更を実施している
奈良県	安堵町	一定額以上の下限額を設定	2013	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	設置済み	-	未実施事項あり	実施	実施	実施	実施	実施	0.78	設計変更を実施していない
奈良県	川西町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2012	-	未集計	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	未集計	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.39	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
奈良県	三宅町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2009	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	100.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.74	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
奈良県	田原本町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2016	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	88.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.34	指針を策定し、設計変更を実施している
奈良県	曾根村	一定額以上の下限額を設定	2015	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	89.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.21	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
奈良県	御杖村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2013	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	94.7	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.28	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
奈良県	高取町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	87.0	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	1.18	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
奈良県	明日香村	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	87.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.56	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
奈良県	上牧町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2014	-	0	一定額超の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	94.6	未実施事項あり	実施	実施	実施	未実施	未実施	0.91	設計変更を実施していない
奈良県	王寺町	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	93.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.60	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
奈良県	広陵町	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.38	指針を策定し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれ項目の選択肢のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均発働件数/年度の工事平均発働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定	
			総合評価落札方式の導入時期				低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表			第三者機関 等の設置状 況	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し			(そ) 早期執行のための目 標設定
			本格導入時期	試行導入時期	平成30年度 総合評価落札方 式実施件数	総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)													
奈良県	河合町	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	96.6		実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.40	指針を策定し、設計変更を実施している
奈良県	吉野町	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	92.1		未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.65	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
奈良県	大淀町	一定額以上の下限額を設定	2008	-	6	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	88.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.32	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
奈良県	下市町	一定額以上の下限額を設定	2010	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	87.7		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	1.00	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
奈良県	黒滝村	一定額超の下限額を設定	2015	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	94.0		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.76	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
奈良県	天川村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	88.2		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.20	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
奈良県	野迫川村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	87.7		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
奈良県	十津川村	一定額以上の下限額を設定	2006	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	91.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.83	指針を策定し、設計変更を実施している
奈良県	下北山村	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	95.4		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.23	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
奈良県	上北山村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2006	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	87.9		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定し、設計変更を実施している
奈良県	川上村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2013	0	一定額超の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	設置済み	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.60	指針を策定し、設計変更を実施している
奈良県	東吉野村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2013	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	94.8		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.65	指針を策定し、設計変更を実施している
和歌山県	和歌山市	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	一定額超の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	設置済み	90.0	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	実施	実施	0.60	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
和歌山県	海南市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	90.4		未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.36	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
和歌山県	橋本市	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成25年5月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事前公表	設置済み	84.1		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.61	指針を策定し、設計変更を実施している
和歌山県	有田市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	95.6		未実施	未実施	未実施	実施	実施	0.10	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
和歌山県	御坊市	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	94.4	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.71	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
和歌山県	田辺市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	90.1	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	実施	実施	0.48	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
和歌山県	新宮市	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	96.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.41	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
和歌山県	紀の川市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	87.5		実施	未実施	未実施	実施	実施	0.42	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
和歌山県	岩出市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	81.2		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.45	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
和歌山県	紀美野町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	平成21年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	84.7		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.54	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
和歌山県	かつらぎ町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	88.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	実施	1.31	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
和歌山県	九度山町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	94.3	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	実施	0.27	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
和歌山県	高野町	-	-	-	-	-	-	原則非公表、一部案件で事後公表	-	未設置	-		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.51	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成2年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれその項目の進捗のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していない場合は「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均発注額/年度の工事平均発注額

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の適切な活用		総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関等の設置状況	H30年度競争入札平均落札率(%)	入札契約適正化法及び施行令に於いて実施すべき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドラインの策定
		一般競争入札の導入状況(下限金額)	本格導入時期	試行導入時期	平成30年度総合評価落札方式実施件数	総合評価落札方式の導入状況(下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準価格の公表	(さ)債務負担行為の積極的な活用				(し)柔軟な工期の設定	(す)速やかな繰越手続	(せ)積算の前倒し	(そ)早期執行のための目標設定			
																		低入札価格調査基準価格の公表		
和歌山県	湯浅町	-	-	-	-	-	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	-	-	未設置	96.0	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.29	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
和歌山県	広川町	-	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	-	未設置	90.9	-	実施	未実施	実施	未実施	実施	0.58	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
和歌山県	有田川町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	-	未設置	96.3	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.70	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
和歌山県	美浜町	-	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	90.0	-	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.29	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
和歌山県	日高町	-	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成23年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	97.7	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.48	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
和歌山県	由良町	-	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	-	未設置	94.8	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.94	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
和歌山県	印南町	-	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	-	未設置	94.6	-	未実施	未実施	実施	実施	実施	0.61	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
和歌山県	みなべ町	-	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	設置済み	90.4	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.54	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
和歌山県	日高川町	-	2007	-	20	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	-	未設置	92.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.42	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
和歌山県	白浜町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	-	未設置	94.0	-	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.32	設計変更を実施していない
和歌山県	上富田町	-	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	-	未設置	92.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.18	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
和歌山県	すさみ町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	-	未設置	未集計	-	実施	未実施	実施	実施	実施	0.29	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
和歌山県	那智勝浦町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	90.1	-	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.68	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
和歌山県	太地町	-	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	-	未設置	87.9	-	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.07	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
和歌山県	古座川町	-	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	-	未設置	67.4	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	実施	0.56	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
和歌山県	北山村	-	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	設置済み	98.8	-	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.10	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
和歌山県	串本町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	-	未設置	85.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.75	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
鳥取県	鳥取市	一定額以上の下限額を設定	-	2019	0	一定額以上の下限額を設定	その他	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	93.3	-	実施	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.56	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
鳥取県	米子市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	32	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成28年4月中央公営住宅モデル以上平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	93.2	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.50	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
鳥取県	倉吉市	-	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件非公表	未設置	-	-	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.64	指針を策定し、設計変更を実施している
鳥取県	境港市	一定額以上の下限額を設定	-	2015	9	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	94.5	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.81	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
鳥取県	岩美町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	-	未設置	96.4	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.52	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
鳥取県	若桜町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	-	-	未設置	94.9	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.20	設計変更を実施していない
鳥取県	智頭町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	-	未設置	97.7	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.56	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
鳥取県	八頭町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2009	0	一定額以上の下限額を設定	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	-	-	未設置	97.3	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.47	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれの項目の進捗状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の「発注見通しの統合を行っている」は除いて集計)
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均後発件数/年度の工事平均後発件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 旅行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定		
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 美観な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定					
			本格導入時期	試行導入時期													平成30年度総 合評価落札方 式実施件数				
鳥取県	三朝町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	-	全案件非公表	未設置	92.8		未実施	実施	実施	実施	未実施	0.84	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
鳥取県	湯梨浜町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2009	0	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	-	未実施事項あり	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.81	指針を策定し、設計変更を実施している
鳥取県	琴浦町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成20年6月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	原則非公表、一部案件で事後公表	監督委員等の取組の組織を活用している	94.3	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.72	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
鳥取県	北栄町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2010	-	6	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.5	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	実施	0.89	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
鳥取県	日吉津村	-	-	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.5	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.13	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
鳥取県	大山町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	-	設置済み	97.4	未実施事項あり	実施	実施	実施	未実施	実施	実施	0.65	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
鳥取県	南部町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	95.7	未実施事項あり	実施	実施	実施	実施	実施	未実施	0.68	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
鳥取県	伯耆町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	-	未設置	96.1	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.57	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
鳥取県	日南町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	監督委員等の取組の組織を活用している	95.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.83	設計変更を実施していない	
鳥取県	日野町	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	98.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.73	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
鳥取県	江府町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	設置済み	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.81	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
鳥根県	松江市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	26	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成28年4月中央公営住宅モデル以上平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	94.2	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	実施	実施	0.51	指針を策定し、設計変更を実施している	
鳥根県	浜田市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.5	未実施	未実施	実施	実施	実施	実施	未実施	0.67	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
鳥根県	出雲市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	16	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	93.8	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.48	指針を策定し、設計変更を実施している	
鳥根県	益田市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	4	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	94.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.77	指針を策定し、設計変更を実施している	
鳥根県	大田市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	97.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.47	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
鳥根県	安来市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	96.7	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.49	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
鳥根県	江津市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	97.6	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.55	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
鳥根県	雲南市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	1	一定額以上の下限額を設定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	97.9	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.56	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
鳥根県	奥出雲町	一定額以上の下限額を設定	-	2011	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成28年4月中央公営住宅モデル以上平成29年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	97.7	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.65	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
鳥根県	飯南町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	未集計	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.39	設計変更を実施していない	
鳥根県	川本町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2010	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	98.1	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.53	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
鳥根県	美郷町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	98.2	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.43	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
鳥根県	邑南町	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	95.8	未実施	実施	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.62	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
鳥根県	津和野町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	93.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.60	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずく」をそれぞれ項目の選択のうえ、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していない場合は「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均発働件数/年度の工事平均発働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 旅行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期				低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表				(さ) 債務負担行為の積 極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定		
			本格導入時期	試行導入時期	平成30年度総 合評価落札方 式実施件数	総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)													
鳥根県	吉賀町	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	その他	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	94.8	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.65	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
鳥根県	海士町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.0	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.69	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
鳥根県	西ノ島町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	0.67	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
鳥根県	知夫村	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施	未実施	実施	実施	未実施	1.14	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
鳥根県	隠岐の島町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	98.5	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	0.39	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
岡山県	倉敷市	一定額以上の下限額を設定	2011	-	6	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	原則事前公表、一部の案件で事後公表を併用	全案件事前公表	未設置	89.1	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.74	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
岡山県	津山市	一定額以上の下限額を設定	2012	-	18	一定額以上の下限額を設定	その他	全案件事前公表	全案件事前公表	設置済み	89.6	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	0.52	指針を策定し、設計変更を実施している	
岡山県	玉野市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	原則事前公表、一部の案件で事後公表を併用	全案件事後公表	設置済み	86.5	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.61	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
岡山県	笠岡市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	1	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	92.2	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.31	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
岡山県	井原市	一定額以上の下限額を設定	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	92.7	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.46	指針を策定し、設計変更を実施している	
岡山県	総社市	一定額以上の下限額を設定	-	2010	2	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.52	指針を策定し、設計変更を実施している	
岡山県	高梁市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.49	指針を策定し、設計変更を実施している	
岡山県	新見市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	0.53	指針を策定し、設計変更を実施している	
岡山県	備前市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル以上平成23年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	88.7	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.68	指針を策定し、設計変更を実施している	
岡山県	瀬戸内市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	89.1	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	0.62	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
岡山県	赤松市	一定額以上の下限額を設定	2011	-	2	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	88.2	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.77	指針を策定し、設計変更を実施している	
岡山県	真庭市	一定額以上の下限額を設定	2011	-	9	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	設置済み	92.6	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.48	指針を策定し、設計変更を実施している	
岡山県	美作市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	90.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.23	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
岡山県	法口市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	87.4	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.22	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
岡山県	和気町	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	1.14	設計変更を実施していない	
岡山県	早島町	一定額以上の下限額を設定	-	2016	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	87.8	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.09	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
岡山県	里庄町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	81.8	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.48	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
岡山県	矢掛町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2009	1	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	91.7	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.27	設計変更を実施していない	
岡山県	新庄村	-	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	92.3	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.67	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
岡山県	鏡野町	一定額以上の下限額を設定	2010	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成25年5月中央公営住宅モデル以上平成28年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	89.7	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	0.36	指針を策定し、設計変更を実施している	

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29.4モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取組みについては、「し」をそれぞれその項目の選択のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均発注件数/年度の工事平均発注件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	第三者機関 等の設置状 況			(さ) 債務負担行為の積 極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定		
			本格導入時期	試行導入時期														
岡山県	勝央町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	98.2	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.86	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
岡山県	赤松町	-	-	-	-	算定式は非公表	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	96.5	-	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.25	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
岡山県	西栗倉村	一定額以上の下限額を設定	2018	-	0	一定額以上の下限額を設定	算定式は非公表	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	95.0	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
岡山県	久米南町	一定額超の下限額を設定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	算定式は非公表	全案件事後公表	全案件非公表	89.0	監督委員等の既存の組織を活用している	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.71	指針を策定し、設計変更を実施している
岡山県	美咲町	一定額以上の下限額を設定	2010	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	88.9	他の発注機関の第三者機関に委任している	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.71	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
岡山県	吉備中央町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	96.9	-	実施	未実施	未実施	未実施	0.49	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
広島県	呉市	一定額超の下限額を設定	2016	-	9	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	91.1	-	実施	実施	実施	未実施	0.40	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
広島県	竹原市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	92.4	-	未実施	未実施	実施	実施	0.31	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
広島県	三原市	一定額超の下限額を設定	2008	-	0	一定額超の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	92.8	監督委員等の既存の組織を活用している	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.46	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
広島県	尾道市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	94.8	-	実施	未実施	未実施	実施	0.53	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
広島県	福山市	一定額超の下限額を設定	-	2008	40	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	91.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	0.55	指針を策定し、設計変更を実施している
広島県	府中市	一定額以上の下限額を設定	2012	-	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	94.5	-	未実施	未実施	未実施	未実施	0.75	指針を策定し、設計変更を実施している
広島県	三次市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	算定式は非公表	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	86.9	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	0.64	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
広島県	庄原市	一定額超の下限額を設定	2008	-	16	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	97.6	-	未実施	未実施	実施	未実施	0.62	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
広島県	大竹市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	96.6	-	未実施	未実施	実施	実施	0.22	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
広島県	東広島市	一定額超の下限額を設定	-	2007	6	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	90.5	-	実施	実施	実施	未実施	0.66	指針を策定し、設計変更を実施している
広島県	廿日市市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	5	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	95.7	-	実施	実施	実施	実施	0.47	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
広島県	安芸高田市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成29年4月中央公営住宅モデル以上平成31年3月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	93.4	-	未実施	未実施	未実施	未実施	0.52	指針を策定し、設計変更を実施している
広島県	江田島市	-	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成20年6月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	90.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.29	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
広島県	府中町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	その他	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	85.5	-	実施	未実施	実施	未実施	0.38	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
広島県	海田町	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	92.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	0.30	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
広島県	熊野町	-	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	89.0	-	未実施	未実施	未実施	未実施	0.29	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
広島県	坂町	-	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件非公表	-	未設置	92.5	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	0.75	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
広島県	安芸太田町	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	98.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.38	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
広島県	北広島町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	3	一定額以上の下限額を設定	その他	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	97.3	-	未実施	未実施	未実施	未実施	0.91	指針を策定し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直捷工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれの特徴のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均後発件数/年度の工事平均後発件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の適切な活用		総合評価落札方式の適切な活用		ダンピング対策			第三者機関等の設置状況	H30年度競争入札平均落札率(%)	入札契約適正化法及び施行令における実施すべき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドラインの策定	
		一般競争入札の導入状況(下限金額)		総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式の導入状況(下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表				低入札価格調査基準価格の公表	(さ) 債務負担行為の積極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し			(そ) 早期執行のための目標設定
		本格導入時期	試行導入時期	平成30年度総合評価落札方式実施件数	本格導入時期														
広島県	大崎上島町	-	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	92.6	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.39	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
広島県	世羅町	一定額超の下限額を設定	-	2007	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	94.2	-	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.55	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
広島県	神石高原町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	算定式は非公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	原則非公表、一部案件で事後公表	未設置	97.9	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.48	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
山口県	下関市	一定額超の下限額を設定	2016	-	66	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成25年5月中央公営住宅モデル以上平成28年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	95.3	-	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.69	指針を策定し、設計変更を実施している
山口県	宇部市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	92.5	-	未実施	実施	未実施	未実施	実施	0.73	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山口県	山口市	一定額超の下限額を設定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	91.5	-	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.68	指針を策定し、設計変更を実施している
山口県	萩市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成23年4月中央公営住宅モデル以上平成28年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	90.0	-	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.42	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山口県	防府市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	4	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成25年5月中央公営住宅モデル以上平成28年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	92.0	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.76	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山口県	下松市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	93.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.68	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山口県	岩国市	一定額以上の下限額を設定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成29年4月中央公営住宅モデル以上平成31年3月中央公営住宅モデル未満の水準)	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	91.2	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.48	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
山口県	光市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件非公表	未設置	94.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.49	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山口県	長門市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	94.2	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.71	指針を策定し、設計変更を実施している
山口県	柳井市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	その他	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	93.8	-	未実施	未実施	実施	未実施	実施	0.28	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山口県	美祇市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	90.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.37	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
山口県	周南市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	2	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	90.4	-	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.64	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山口県	山陽小野田市	-	-	2007	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	87.6	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.74	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山口県	周防大島町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2010	19	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成29年4月中央公営住宅モデル以上平成31年3月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	90.2	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.34	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山口県	和木町	-	2009	-	0	一定額以上の下限額を設定	その他	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	83.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.03	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山口県	上関町	-	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	算定式は非公表	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	92.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.31	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山口県	田布施町	一定額以上の下限額を設定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	93.6	-	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.40	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山口県	平生町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	91.8	未実施事項あり	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
山口県	阿武町	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	96.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	1.31	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
徳島県	徳島市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	30	一定額以上の下限額を設定	平成23年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	88.4	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.60	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
徳島県	鳴門市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	93.8	-	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.64	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
徳島県	小松島市	一定額以上の下限額を設定	2012	-	5	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	93.3	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.50	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれ別の進捗状況のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していないが「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均後発件数/年度の工事平均後発件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定	
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	第三者機関 等の設置状 況			(さ) 債務負担行為の積 極的な活用	(し) 美観な工期の設定	(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
徳島県	阿南市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	92.1		実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.65	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
徳島県	吉野川市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	9	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	95.1	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.68	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
徳島県	阿波市	一定額以上の下限額を設定	2006	-	27	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	85.3		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.24	指針を策定し、設計変更を実施している
徳島県	美馬市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	6	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	88.8		実施	未実施	実施	実施	未実施	0.61	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
徳島県	三好市	一定額以上の下限額を設定	2011	-	2	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	監督委員等の既存の組織を活用している	94.7		未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.57	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
徳島県	勝浦町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2010	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	他の発注機関の第三者機関に委任している	-	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	-	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
徳島県	上勝町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2011	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	-		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.46	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
徳島県	佐那河内村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2011	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を併用	-	未設置	-		未実施	実施	未実施	実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
徳島県	石井町	一定額以上の下限額を設定	2011	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	-		実施	実施	未実施	未実施	未実施	1.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
徳島県	神山町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.28	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
徳島県	那賀町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2010	-	47	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	監督委員等の既存の組織を活用している	96.0		未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.68	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
徳島県	牟岐町	-	2008	-	-	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	93.3		実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.44	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
徳島県	美波町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2008	1	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	86.3		未実施	未実施	実施	未実施	実施	0.85	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
徳島県	海陽町	-	2007	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.59	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
徳島県	松茂町	-	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	95.5	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.20	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
徳島県	北島町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.42	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
徳島県	藍住町	-	2012	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	100.0		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.26	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
徳島県	坂野町	-	2015	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	90.3		実施	未実施	実施	実施	実施	0.38	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
徳島県	上板町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	89.9		実施	実施	未実施	実施	未実施	0.34	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
徳島県	つるぎ町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	96.1		実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.81	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
徳島県	東みよし町	一定額以上の下限額を設定	2015	-	4	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	95.2		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.38	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
香川県	高松市	一定額以上の下限額を設定	2013	-	30	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成29年4月中央公営住宅モデル以上平成31年3月中央公営住宅モデル未満の水準)	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	90.1		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.79	指針を策定し、設計変更を実施している
香川県	丸亀市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	54	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	87.3		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.67	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
香川県	坂出市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	84.6	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.63	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
香川県	普通寺市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	13	一定額以上の下限額を設定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	92.5		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.48	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれ独自の進捗状況のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 旅行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
香川県	観音寺市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	97.5		実施	実施	実施	未実施	未実施	0.32	指針を策定し、設計変更を実施している
香川県	さぬき市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	4	一定額以上の下限額を設定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	94.3		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.70	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
香川県	東かがわ市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	12	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成25年5月中央公営住宅モデル以上平成28年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	91.6		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.54	指針を策定し、設計変更を実施している
香川県	三豊市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	未集計	一定額以上の下限額を設定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	95.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.39	指針を策定し、設計変更を実施している
香川県	土庄町	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	95.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.44	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
香川県	小豆島町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	設置済み	96.9		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.49	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
香川県	三木町	一定額以上の下限額を設定	2007	-	13	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	93.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.57	指針を策定し、設計変更を実施している
香川県	直島町	-	2011	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	実施	実施	0.44	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
香川県	宇多津町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	算定式は非公表	全案件事後公表	全案件非公表	未設置	96.1		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.95	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
香川県	綾川町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	95.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.32	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
香川県	琴平町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2017	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	算定式は非公表	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	96.8		実施	実施	未実施	実施	未実施	0.00	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
香川県	多度津町	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	95.2		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.44	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
香川県	まんのう町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	94.6		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.46	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
愛媛県	松山市	一定額以上の下限額を設定	2009	-	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	92.0		実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.86	指針を策定し、設計変更を実施している
愛媛県	今治市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	95.1		実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.62	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
愛媛県	宇和島市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	89.9		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.66	指針を策定し、設計変更を実施している
愛媛県	八幡浜市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	92.0		未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.48	指針を策定し、設計変更を実施している
愛媛県	新居浜市	一定額以上の下限額を設定	2019	-	1	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	94.3		実施	未実施	実施	未実施	実施	0.75	指針を策定し、設計変更を実施している
愛媛県	西条市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	2	一定額以上の下限額を設定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	監査委員等の既存の組織を活用している	94.1		実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.25	指針を策定し、設計変更を実施している
愛媛県	大洲市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	4	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	96.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.73	指針を策定し、設計変更を実施している
愛媛県	伊予市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	1	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	94.9		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.90	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
愛媛県	四国中央市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	全案件事後公表	未設置	93.5		実施	実施	実施	未実施	未実施	0.70	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
愛媛県	西予市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	96.1		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.73	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
愛媛県	東温市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	設置済み	93.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.49	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
愛媛県	上島町	一定額以上の下限額を設定	2007	-	3	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	監査委員等の既存の組織を活用している	96.6		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.19	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取組みについては、「し」をそれぞれ項目の達成状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均発注額/年度の工事平均発注額

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
愛媛県	久万高原町	一定額超の下限額を設定	-	2009	0	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	未集計	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.88	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
愛媛県	松前町	一定額以上の下限額を設定	2010	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	90.2	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.52	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
愛媛県	砥部町	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	95.2	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.52	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
愛媛県	内子町	一定額超の下限額を設定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	90.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.59	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
愛媛県	伊方町	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	95.5	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.30	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
愛媛県	松野町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	97.0	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.81	設計変更を実施していない
愛媛県	鬼北町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	96.8	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.18	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
愛媛県	愛南町	一定額超の下限額を設定	2007	-	10	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	93.2	未実施	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.50	指針を策定し、設計変更を実施している
高知県	高知市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	93.2	未実施	実施	実施	実施	実施	実施	0.54	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
高知県	室戸市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	8	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	89.7	未実施	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.54	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
高知県	安芸市	一定額超の下限額を設定	2013	-	9	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	未集計	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.98	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
高知県	南国市	一定額超の下限額を設定	2007	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	90.4	未実施事項あり	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.47	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
高知県	土佐市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	3	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	87.0	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.63	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
高知県	須崎市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	89.9	未実施	実施	実施	実施	実施	未実施	0.51	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
高知県	宿毛市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	94.0	未実施	実施	実施	実施	未実施	未実施	0.42	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
高知県	土佐清水市	-	-	-	-	-	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	87.3	未実施事項あり	実施	実施	実施	未実施	未実施	0.27	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
高知県	四万十市	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	86.6	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.32	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
高知県	香南市	一定額以上の下限額を設定	2009	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	90.2	未実施	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.42	指針を策定し、設計変更を実施している
高知県	香美市	一定額超の下限額を設定	2015	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	設置済み	89.6	未実施事項あり	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.84	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
高知県	東洋町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	89.2	未実施	実施	実施	実施	実施	実施	0.46	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
高知県	奈半町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2008	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施	実施	実施	実施	未実施	未実施	0.73	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
高知県	田野町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	92.8	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.29	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
高知県	安田町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.03	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
高知県	北川村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	未集計	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.65	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
高知県	馬路村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	94.7	未実施	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.89	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれ項目内の進捗のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均発注件数/年度の工事平均発注件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の適切な活用		総合評価落札方式の適切な活用		ダンピング対策			第三者機関等の設置状況	H30年度競争入札平均落札率(%)	入札契約適正化法及び施行令に於いて実施すべき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドラインの策定
		総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式の導入状況(下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準価格の公表	(さ) 債務負担行為の積極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目標設定			
		本格導入時期	試行導入時期															
高知県	芸西村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	92.3	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
高知県	本山町	一定額以上の下限額を設定	2009	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	94.5	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.68	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
高知県	大豊町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2009	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.32	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
高知県	土佐町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	91.3	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.93	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
高知県	大川村	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	98.1	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.34	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
高知県	いの町	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	93.2	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.60	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
高知県	仁淀川町	一定額以上の下限額を設定	2005	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	93.5	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.49	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
高知県	中土佐町	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	一定額以上の下限額を設定	その他	案件により事後公表及び事前公表を併用	案件により事後公表及び事前公表を併用	未設置	97.0	未実施事項あり	未実施	実施	実施	未実施	0.49	設計変更を実施していない
高知県	佐川町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	90.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.51	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
高知県	越知町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2009	-	1	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	92.6	未実施	未実施	実施	実施	未実施	1.09	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
高知県	橋原町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2007	-	43	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	94.2	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.67	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
高知県	日高村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	設置済み	89.6	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	0.21	設計変更を実施していない
高知県	津野町	-	2007	-	12	一定額以上の下限額を設定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	91.5	未実施事項あり	実施	実施	実施	未実施	0.40	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
高知県	四万十町	一定額以上の下限額を設定	2010	-	1	一定額以上の下限額を設定	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を併用	-	未設置	95.3	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.53	設計変更を実施していない
高知県	大月町	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	92.8	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	0.99	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
高知県	三原村	-	-	2009	0	一定額以上の下限額を設定	-	原則非公表、一部案件で事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.23	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
高知県	黒潮町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	91.2	未実施事項あり	未実施	実施	実施	未実施	0.29	指針を策定し、設計変更を実施している
福岡県	大牟田市	一定額以上の下限額を設定	2015	-	12	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	92.0	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.34	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福岡県	久留米市	一定額以上の下限額を設定	2011	-	52	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事前公表	全案件事前公表	設置済み	93.2	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.36	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福岡県	直方市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2009	-	2	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	監査委員等の既存の組織を活用している	89.7	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.66	設計変更を実施していない
福岡県	飯塚市	一定額以上の下限額を設定	-	2018	1	一定額以上の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	90.6	未実施	実施	実施	実施	実施	0.47	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福岡県	田川市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	93.9	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.47	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福岡県	柳川市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	95.6	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.37	指針を策定し、設計変更を実施している
福岡県	八女市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	94.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.35	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福岡県	筑後市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	2	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	95.4	未実施事項あり	実施	実施	未実施	未実施	0.59	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれ項目の選択状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均後発件数/年度の工事平均後発件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			H30年度 競争入札 平均落札率(X)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	第三者機関 等の設置状 況			(さ) 債務負担行為の積 極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定		
			本格導入時期	試行導入時期														
福岡県	大川市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	1	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	92.9	未実施	未実施	未実施	未実施	0.28	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	行橋市	一定額以上の下限額を設定	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	89.8	未実施	未実施	未実施	未実施	0.29	指針を策定し、設計変更を実施している	
福岡県	豊前市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	97.5	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	0.50	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	中間市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	95.1	未実施	未実施	未実施	未実施	0.48	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	小都市	一定額以上の下限額を設定	2012	-	2	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	設置済み	91.5	実施	未実施	未実施	実施	0.44	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	筑紫野市	一定額以上の下限額を設定	2013	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成25年5月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	95.6	未実施	未実施	未実施	未実施	0.44	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
福岡県	春日市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	81.4	未実施	未実施	未実施	未実施	0.75	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	大野城市	一定額以上の下限額を設定	2015	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成21年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	案件により事後公表及び事前公表を併用	未設置	93.7	実施	未実施	未実施	実施	0.27	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	宗像市	一定額以上の下限額を設定	2019	-	5	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	94.4	未実施	未実施	未実施	未実施	0.52	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	太宰府市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	94.2	実施	未実施	実施	未実施	0.15	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	古賀市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	設置済み	90.4	未実施	実施	未実施	未実施	0.27	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	福津市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	90.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	0.36	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	うきは市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	設置済み	96.3	実施	未実施	実施	未実施	0.46	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	宮若市	一定額以上の下限額を設定	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	88.5	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	0.10	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	嘉麻市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	92.8	未実施事項あり	実施	未実施	実施	0.72	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	朝倉市	-	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	96.4	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	0.83	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	みやま市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	設置済み	92.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	0.24	指針を策定し、設計変更を実施している	
福岡県	糸島市	一定額以上の下限額を設定	-	2011	16	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	設置済み	90.1	未実施事項あり	実施	未実施	実施	0.20	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
福岡県	那珂川市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成21年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	93.7	実施	実施	実施	未実施	0.67	指針を策定し、設計変更を実施している	
福岡県	宇美町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	95.0	実施	未実施	未実施	実施	0.55	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	鎌束町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	95.2	実施	未実施	実施	未実施	0.57	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
福岡県	志免町	-	-	2014	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	92.7	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	0.25	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	須恵町	-	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	94.8	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	0.03	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
福岡県	新宮町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	85.3	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	0.98	設計変更を実施していない	
福岡県	久山町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施	未実施	実施	未実施	0.12	指針を策定し、設計変更を実施している	

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれ項目の選択肢のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していない場合は「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
福岡県	粕屋町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	-	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.28	指針を策定し、設計変更を実施している	
福岡県	声屋町	一定額以上の下限額を設定	2014	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	91.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	1.10	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	水巻町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	84.5	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.42	指針を策定し、設計変更を実施している	
福岡県	岡垣町	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	93.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.41	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	遠賀町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	82.9	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	0.66	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	小竹町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	95.1	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.63	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	鞍手町	-	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	95.4	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	0.07	設計変更を実施していない	
福岡県	桂川町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	95.2	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.31	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	筑前町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	93.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.27	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	東峰村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	99.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.81	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	大刀洗町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2008	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	96.9	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.22	設計変更を実施していない	
福岡県	大木町	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	85.2	未実施	実施	実施	実施	未実施	0.10	指針を策定し、設計変更を実施している	
福岡県	広川町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	94.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.43	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
福岡県	香春町	-	-	-	-	-	-	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル以上平成23年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	97.5	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	0.10	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
福岡県	添田町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	95.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	1.02	設計変更を実施していない	
福岡県	糸田町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	93.3	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	0.78	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	川崎町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	90.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.50	設計変更を実施していない	
福岡県	大任町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.1	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.81	指針を策定し、設計変更を実施している	
福岡県	赤村	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	95.3	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	0.76	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
福岡県	福智町	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	一定額超の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	96.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.06	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	苅田町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	90.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.48	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	みやこ町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	93.7	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	0.57	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
福岡県	吉富町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	監査委員等の既存の組織を活用している	83.1	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.58	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
福岡県	上毛町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	87.8	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	0.07	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
福岡県	築上町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.28	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれ項目の選択肢のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していないれば「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均単価/年度の工事平均単価

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の適切な活用		総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関等の設置状況	H30年度競争入札平均落札率(X)	入札契約適正化法及び施行令において実施すべき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドラインの策定
		総合評価落札方式の導入時期		平成30年度総合評価落札方式実施件数	総合評価落札方式の導入状況(下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準価格の公表	(さ) 債務負担行為の積極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定				(す) 速やかな経手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目標設定				
		本格導入時期	試行導入時期																	
佐賀県	佐賀市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	4	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	93.3	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.76	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
佐賀県	唐津市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2008	20	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.38	指針を策定し、設計変更を実施している		
佐賀県	鳥栖市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	全案件事前公表	-	未設置	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.35	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している		
佐賀県	多久市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.56	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
佐賀県	伊万里市	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	全案件事前公表	-	未設置	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.36	指針を策定し、設計変更を実施している		
佐賀県	武雄市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	全案件事前公表	-	未設置	未実施	実施	実施	実施	未実施	未実施	0.62	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
佐賀県	鹿島市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.45	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
佐賀県	小城市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	95.1	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.58	指針を策定し、設計変更を実施している	
佐賀県	嬉野市	一定額以上の下限額を設定	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	全案件事前公表	-	未設置	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.31	設計変更を実施していない	
佐賀県	神埼市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	91.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.67	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
佐賀県	吉野ヶ里町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	95.3	未実施	実施	実施	実施	実施	未実施	0.15	指針を策定し、設計変更を実施している	
佐賀県	基山町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	全案件事後公表	-	未設置	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.17	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
佐賀県	上峰町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	全案件事前公表	-	未設置	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	実施	0.36	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
佐賀県	みやき町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	未実施事項あり	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.63	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
佐賀県	玄海町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2013	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	-	全案件事後公表	-	未設置	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.77	指針を策定し、設計変更を実施している	
佐賀県	有田町	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	未実施	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.89	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
佐賀県	大町町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.40	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
佐賀県	江北町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	全案件事後公表	-	未設置	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.61	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
佐賀県	白石町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	96.0	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.26	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
佐賀県	太良町	-	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	全案件事前公表	-	未設置	未実施事項あり	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.21	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
長崎県	長崎市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2019	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.50	指針を策定し、設計変更を実施している	
長崎県	佐世保市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	全案件事後公表	-	未設置	未実施	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.45	指針を策定し、設計変更を実施している	
長崎県	島原市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	全案件事後公表	-	設置済み	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.42	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
長崎県	諫早市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	全案件事後公表	-	設置済み	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.55	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
長崎県	大村市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	-	-	全案件事後公表	-	設置済み	未実施事項あり	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.48	指針を策定し、設計変更を実施している	

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれその項目の選択状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していないれば「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の見直しを併せて集計)
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均後発件数/年度の工事平均後発件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の適切な活用		総合評価落札方式の適切な活用		ダンピング対策			第三者機関等の設置状況	H30年度競争入札平均落札率(%)	入札契約適正化法及び施行令において実施すべき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドラインの策定	
		総合評価落札方式の導入時期		平成30年度総合評価落札方式実施件数	総合評価落札方式の導入状況(下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準価格の公表				(さ) 債務負担行為の積極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目標設定			
		本格導入時期	試行導入時期																
長崎県	平戸市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	一定額超の下限額を設定	平成29年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	93.6		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.57	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長崎県	松浦市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	88.7		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.56	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
長崎県	対馬市	一定額超の下限額を設定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	昭和61年6月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	91.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.62	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
長崎県	壱岐市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル以上平成23年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	95.2	実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.71	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長崎県	五島市	一定額以上の下限額を設定	2008	-	1	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	93.8		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.40	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長崎県	西海市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成25年5月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	92.7	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.34	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
長崎県	雲仙市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	91.6	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.28	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
長崎県	南島原市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	5	一定額超の下限額を設定	独自モデルを採用(平成29年4月中央公営住宅モデル以上平成31年3月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事後公表	全案件事後公表	設置済み	91.2	実施	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.61	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
長崎県	長与町	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	90.0		実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.32	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長崎県	時津町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	86.3		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.52	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長崎県	東彼杵町	-	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	算定式は非公表	全案件非公表	全案件非公表	未設置	92.6		未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.27	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長崎県	川棚町	-	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	95.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.46	設計変更を実施していない
長崎県	波佐見町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	90.8	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.36	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
長崎県	小値賀町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2020	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	-		未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.08	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
長崎県	佐々町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	設置済み	93.0	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	実施	0.55	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
長崎県	新上五島町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	3	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事後公表	全案件事後公表	未設置	94.9		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.36	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
熊本県	八代市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	2	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	設置済み	97.9		未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.60	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
熊本県	人吉市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	設置済み	97.4		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.73	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
熊本県	荒尾市	一定額超の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	95.7	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.59	指針を策定し、設計変更を実施している
熊本県	水俣市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	96.0		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.49	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
熊本県	玉名市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	95.7	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.38	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
熊本県	山鹿市	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成21年4月中央公営住宅モデル以上平成23年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	97.4		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.43	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
熊本県	菊池市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	監査委員等の既存の組織を活用している	98.0		未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.50	指針を策定し、設計変更を実施している
熊本県	宇土市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	設置済み	95.5		実施	実施	実施	実施	未実施	0.74	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
熊本県	上天草市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	97.0		未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.65	指針を策定し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれ独自の進捗のうら、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していない場合は「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の「発注見通しの統合を行っている」は除いて集計)
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均後働件数/年度の工事平均後働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の 適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(X)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
熊本県	宇城市	一定額以上の下限額を設定	-	2010	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	97.0	未実施事項あり	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.63	指針を策定し、設計変更を実施している
熊本県	阿蘇市	-	-	-	-	-	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	98.1	未実施事項あり	未実施	実施	実施	実施	未実施	1.12	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
熊本県	天草市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	93.0	-	実施	実施	実施	未実施	未実施	0.41	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
熊本県	合志市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	監督委員等の既存の組織を活用している	96.9	-	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.40	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
熊本県	美里町	-	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	-	-	実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.92	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
熊本県	玉東町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	96.2	-	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.56	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
熊本県	南関町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	97.3	-	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.83	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
熊本県	長洲町	一定額以上の下限額を設定	-	2012	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	96.9	-	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
熊本県	和水町	-	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	97.9	-	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.44	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
熊本県	大津町	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	98.3	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.81	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
熊本県	菊陽町	-	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.61	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
熊本県	南小国町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	設置済み	-	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.02	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
熊本県	小国町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	97.6	-	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	1.24	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
熊本県	産山村	一定額以上の下限額を設定	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	99.1	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.74	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
熊本県	高森町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	98.6	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.09	指針を策定し、設計変更を実施している
熊本県	西原村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	98.6	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.76	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
熊本県	南阿蘇村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	98.6	-	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.77	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
熊本県	御船町	-	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	99.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.95	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
熊本県	嘉島町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	98.9	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.85	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
熊本県	益城町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	95.0	-	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.98	指針を策定し、設計変更を実施している
熊本県	甲佐町	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成23年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	97.8	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.96	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
熊本県	山都町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	99.5	-	実施	実施	実施	未実施	未実施	0.84	指針を策定し、設計変更を実施している
熊本県	氷川町	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	97.8	-	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.25	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
熊本県	芦北町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	-	-	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.56	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
熊本県	津奈木町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	98.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	実施	0.73	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「し」をそれぞれ項目の選択のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していない場合は「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 旅行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期													平成30年度総 合評価落札方 式実施件数		
熊本県	錦町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	93.0	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	1.16	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
熊本県	多良木町	一定額以上の下限額を設定	2008	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	96.7	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.75	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
熊本県	湯前町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	98.0	未実施	実施	実施	未実施	実施	0.30	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
熊本県	水上村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	98.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.45	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
熊本県	相良村	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.4	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
熊本県	五木村	-	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.84	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
熊本県	山江村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	96.2	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.66	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
熊本県	球磨村	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.37	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
熊本県	あさぎり町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行	-	設置済み	96.7	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.59	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
熊本県	苓北町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	97.6	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.88	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
大分県	大分市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	31	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	91.5	実施	実施	実施	実施	未実施	0.50	指針を策定し、設計変更を実施している	
大分県	別府市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	95.7	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.36	指針を策定し、設計変更を実施している
大分県	中津市	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	95.3	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.71	指針を策定し、設計変更を実施している
大分県	日田市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	99.0	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.56	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
大分県	佐伯市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	94.0	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.81	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
大分県	臼杵市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	94.1	実施	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.90	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
大分県	津久見市	一定額以上の下限額を設定	2009	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成28年4月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	99.2	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.60	設計変更を実施していない	
大分県	竹田市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	97.1	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.04	指針を策定し、設計変更を実施している
大分県	豊後高田市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2009	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	95.5	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.27	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
大分県	杵築市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	5	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	97.7	未実施事項あり	実施	実施	実施	未実施	未実施	0.62	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
大分県	宇佐市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	93.4	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.66	指針を策定し、設計変更を実施している
大分県	豊後大野市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	7	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルに準拠	全案件事前公表	全案件事前公表	監査委員等の既存の組織を活用している	97.1	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.66	指針を策定し、設計変更を実施している	
大分県	由布市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事前公表	未設置	96.1	未実施事項あり	実施	実施	実施	実施	未実施	1.07	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
大分県	国東市	一定額以上の下限額を設定	2010	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	96.9	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.39	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
大分県	姫島村	-	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	91.6	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.39	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずく」をそれぞれそれぞれの項目の進捗状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していないが「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均稼働数/年度の工事平均稼働数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期															
大分県	日出町	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	96.0		実施	実施	実施	未実施	未実施	0.29	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している
大分県	九重町	一定額以上の下限額を設定	2007	-	1	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	99.1		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.53	指針を策定し、設計変更を実施している
大分県	玖珠町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	97.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.72	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
宮崎県	宮崎市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	一定額超の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	87.9	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.42	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している
宮崎県	都城市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	監査委員等の既存の組織を活用している	96.4		実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.40	指針を策定し、設計変更を実施している
宮崎県	延岡市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	93.3	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.65	指針を策定し、設計変更を実施している
宮崎県	日南市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.9	未実施事項あり	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.50	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している
宮崎県	小林市	一定額以上の下限額を設定	2006	-	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	94.0		未実施	実施	未実施	実施	未実施	0.29	指針を策定し、設計変更を実施している
宮崎県	日向市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	97.2	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.52	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している
宮崎県	串間市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	97.0		実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.56	指針を策定し、設計変更を実施している
宮崎県	西都市	一定額以上の下限額を設定	2007	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	96.3	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.16	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している
宮崎県	えびの市	-	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	設置済み	97.9		未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.43	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している
宮崎県	三股町	一定額超の下限額を設定	2007	-	2	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	97.0	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.32	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している
宮崎県	高原町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	97.4		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.38	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している
宮崎県	国富町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.3		未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.32	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している
宮崎県	綾町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	98.7		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	1.08	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している
宮崎県	高鍋町	-	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	94.4	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.48	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している
宮崎県	新富町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	94.0		未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している
宮崎県	西米良村	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	監査委員等の既存の組織を活用している	-		未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.82	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している
宮崎県	木城町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	94.5		未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.16	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している
宮崎県	川南町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2012	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.45	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している
宮崎県	都農町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.70	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している
宮崎県	門川町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	92.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	1.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している
宮崎県	諸塚村	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-		未実施	未実施	実施	未実施	未実施	1.71	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している
宮崎県	権菜村	-	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	98.1	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.44	指針を策定しておらず、他の団体の指針も参照していないが、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 (注3) 平準化の取組みについては、「し」をそれぞれ別の建設費のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の「発注見通しの統合を行っている」は除いて集計)
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均後発費/年度の工事平均後発費

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の 適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(ず) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期													平成30年度総 合評価落札方 式実施件数		
宮崎県	美郷町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	95.0	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.41	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
宮崎県	高千穂町	-	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	98.0	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.56	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
宮崎県	日之影町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	原則事前公表、一部の案件で事後公表を併用	-	未設置	98.8	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.39	指針を策定し、設計変更を実施している	
宮崎県	五ヶ瀬町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	97.4	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.05	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
鹿児島県	鹿児島市	一定額以上の下限額を設定	2016	-	43	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件事後公表	未設置	91.7	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	0.46	指針を策定し、設計変更を実施している	
鹿児島県	鹿屋市	一定額以上の下限額を設定	-	2008	2	一定額以上の下限額を設定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	97.4	未実施事項あり	実施	実施	未実施	実施	0.75	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
鹿児島県	枕崎市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	95.2	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	0.24	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
鹿児島県	阿久根市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.6	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.33	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
鹿児島県	出水市	一定額以上の下限額を設定	-	2011	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	97.4	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	0.34	指針を策定し、設計変更を実施している	
鹿児島県	指宿市	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	92.8	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	0.45	指針を策定し、設計変更を実施している	
鹿児島県	西之表市	一定額以上の下限額を設定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	96.6	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.30	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
鹿児島県	垂水市	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	95.2	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.43	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
鹿児島県	薩摩川内市	一定額超の下限額を設定	-	2007	23	一定額以上の下限額を設定	その他	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	設置済み	91.9	未実施事項あり	未実施	実施	実施	未実施	0.61	指針を策定し、設計変更を実施している	
鹿児島県	日置市	一定額以上の下限額を設定	-	2007	6	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	設置済み	89.8	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.83	指針を策定し、設計変更を実施している	
鹿児島県	曾於市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	原則事前公表、一部の案件で事後公表を併用	全案件事後公表	未設置	97.4	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.46	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
鹿児島県	霧島市	一定額以上の下限額を設定	2018	-	9	一定額以上の下限額を設定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	設置済み	95.0	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.41	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
鹿児島県	いちき串木野市	一定額超の下限額を設定	2019	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	90.4	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	0.31	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している	
鹿児島県	南さつま市	一定額以上の下限額を設定	-	2014	16	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成29年4月中央公営住宅モデルを採用	案件により事後公表及び事前公表を併用	全案件非公表	未設置	93.9	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	0.63	指針を策定し、設計変更を実施している	
鹿児島県	志布志市	一定額超の下限額を設定	-	2013	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	平成31年3月中央公営住宅モデルを採用	全案件事前公表	全案件非公表	未設置	78.0	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.37	指針を策定し、設計変更を実施している	
鹿児島県	奄美市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	92.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	0.69	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
鹿児島県	南九州市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施	未実施	実施	未実施	実施	0.35	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
鹿児島県	伊佐市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	2014	-	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	93.2	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	0.45	設計変更を実施していない	
鹿児島県	姶良市	一定額以上の下限額を設定	-	2017	0	一定額以上の下限額を設定	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	97.4	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.45	指針を策定し、設計変更を実施している	
鹿児島県	三島村	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.8	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.12	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
鹿児島県	十島村	-	-	2018	5	一定額以上の下限額を設定	平成28年4月中央公営住宅モデルを採用	全案件非公表	全案件非公表	未設置	-	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.60	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取組みについては、「しずせそ」それぞれその項目の進捗率のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の「発注見通しの統合を行っている」は除いて集計)
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均稼働率/年度の工事平均稼働率

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダンピング対策			第三者機関 等の設置状況	H30年度 競争入札 平均落札率(X)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定
			総合評価落札方式の導入時期		総合評価落札方式 の導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表	(さ) 債務負担行為の積 極的な活用				(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期													平成30年度総 合評価落札方 式実施件数		
鹿児島県	さつま町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	80.5	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.56	指針を策定し、設計変更を実施している
鹿児島県	長島町	-	2010	-	9	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	94.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.14	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
鹿児島県	湧水町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.28	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
鹿児島県	大崎町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	97.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.38	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
鹿児島県	東串良町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	-	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.63	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
鹿児島県	錦江町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.2	-	実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.21	設計変更を実施していない
鹿児島県	南大隅町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	97.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.40	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
鹿児島県	肝付町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	98.0	-	実施	未実施	実施	実施	実施	0.40	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
鹿児島県	中種子町	-	-	2009	0	一定額以上の下限額を設定	-	【案件により事後公表及び事前公表を併用】	-	未設置	100.0	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.29	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
鹿児島県	南種子町	-	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	91.7	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.24	設計変更を実施していない
鹿児島県	屋久島町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	95.0	-	実施	実施	実施	実施	実施	0.41	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
鹿児島県	大和村	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	-	-	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.46	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
鹿児島県	宇検村	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	実施	実施	実施	未実施	0.76	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
鹿児島県	瀬戸内町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	97.9	-	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.60	設計変更を実施していない
鹿児島県	龍郷町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	89.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.42	指針を策定し、設計変更を実施している
鹿児島県	喜界町	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.9	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	実施	0.64	指針を策定し、設計変更を実施している
鹿児島県	徳之島町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	98.6	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.31	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
鹿児島県	天城町	-	-	-	-	-	-	【原則事前公表、一部の案件で事後公表を試行】	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.26	指針を策定し、設計変更を実施している
鹿児島県	伊仙町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	95.0	未実施事項あり	実施	実施	実施	実施	未実施	0.15	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
鹿児島県	和泊町	-	-	-	-	-	-	【案件により事後公表及び事前公表を併用】	-	未設置	-	-	実施	実施	実施	未実施	未実施	0.13	指針を策定し、設計変更を実施している
鹿児島県	知名町	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.8	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
鹿児島県	与論町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	95.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
沖縄県	那覇市	一定額超の下限額を設定	-	2008	8	一定額以上の下限額を設定	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	設置済み	94.9	-	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.86	指針を策定し、設計変更を実施している
沖縄県	宜野湾市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	97.2	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	実施	実施	0.56	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
沖縄県	石垣市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	94.2	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.46	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.9+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年6月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営住宅モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営住宅モデルとの違いは「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについては、「しずせそ」それぞれ独自の進捗状況のうち、いずれかひとつも実施していれば「実施」、いずれも実施していないが「未実施」と集計(「そ」早期執行のための目標設定の発注見通しの統合を行っている)は除いて集計
 (注4) 平準化率4~6月期の工事平均発注件数/年度の工事平均発注件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札の適切な活用		総合評価落札方式の適切な活用			ダンピング対策			第三者機関等の設置状況	H30年度競争入札平均落札率(%)	入札契約適正化法及び施行令において実施すべき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドラインの策定
		一般競争入札の導入状況(下限金額)	本格導入時期	総合評価落札方式の導入時期		低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準価格の公表	(さ)債務負担行為の積極的な活用				(し)柔軟な工期の設定	(ず)速やかな繰越手続	(せ)積算の前倒し	(そ)早期執行のための目標設定			
				本格導入時期	試行導入時期												平成30年度総合評価落札方式実施件数		
沖縄県	浦添市	-	-	2007	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	92.0	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.58	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
沖縄県	名護市	-	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	設置済み	93.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.71	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
沖縄県	糸満市	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	98.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.91	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
沖縄県	沖縄市	-	-	2007	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	-	-	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.74	指針を策定し、設計変更を実施している
沖縄県	豊見城市	-	-	2008	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	96.8	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.96	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
沖縄県	うるま市	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	独自モデルを採用(平成31年3月中央公営住宅モデル以上の水準)	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	96.2	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.64	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
沖縄県	宮古島市	-	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	94.1	-	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.60	指針を策定し、設計変更を実施している
沖縄県	南城市	一定額超の下限額を設定	-	2008	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事前公表	-	未設置	91.9	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	実施	0.95	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
沖縄県	国頭村	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	95.7	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.58	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
沖縄県	大宜味村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	95.5	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.51	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
沖縄県	東村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	94.0	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.69	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
沖縄県	今帰仁村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.6	-	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.67	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
沖縄県	本部町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	98.6	未実施事項あり	未実施	実施	実施	実施	実施	0.47	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
沖縄県	恩納村	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	100.0	未実施事項あり	実施	未実施	実施	実施	未実施	0.61	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
沖縄県	宜野座村	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	実施	未実施	0.52	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
沖縄県	金武町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	原則非公表、一部案件で事後公表	-	設置済み	-	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.42	設計変更を実施していない
沖縄県	伊江村	-	-	2011	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件非公表	-	未設置	-	-	実施	実施	実施	実施	実施	0.16	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
沖縄県	読谷村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2010	1	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	独自モデルを採用(平成28年5月中央公営住宅モデル以上平成28年4月中央公営住宅モデル未満の水準)	案件により事後公表及び事前公表を併用	案件により事後公表及び事前公表を併用	設置済み	96.9	-	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.21	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
沖縄県	嘉手納町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	2009	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	全案件事後公表	-	未設置	97.7	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.72	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
沖縄県	北谷町	一定額超の下限額を設定	-	2010	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事後公表	-	未設置	95.5	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.53	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
沖縄県	北中城村	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	96.0	未実施事項あり	実施	実施	未実施	未実施	実施	0.97	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
沖縄県	中城村	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	案件により事後公表及び事前公表を併用	-	未設置	94.2	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.66	設計変更を実施していない
沖縄県	西原町	一定額超の下限額を設定	-	2016	0	一定額以上の下限額を設定	-	全案件事前公表	-	未設置	98.1	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	実施	未実施	0.62	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
沖縄県	与那原町	一定額以上の下限額を設定	-	2010	0	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	その他	全案件事前公表	全案件事後公表	未設置	97.6	-	未実施	未実施	未実施	実施	実施	0.31	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
沖縄県	南風原町	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	91.4	-	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.43	指針を策定し、設計変更を実施している

別紙2 各発注者別による取組の実施状況

(注1) 調査対象時点は令和元年11月1日調査日現在。
 (注2) 低入札価格調査基準価格・最低制限価格の算定式は、次のとおり。
 昭和61年6月中央公営モデルとは (直接工事費+共通仮設費+現場管理費×0.2)×1.05
 平成20年6月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.6+一般管理費×0.3)×1.05
 平成21年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.7+一般管理費×0.3)×1.05
 平成23年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.3)×1.05
 平成25年5月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費×0.55)×1.08
 平成28年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成29年4月中央公営モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08
 平成31年3月中央公営モデルとは (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費×0.55)×1.08 (平成29年4月中央公営モデルとの違いは、「範囲」(H29モデル:7.0/10~9.0/10 → H31.3モデル:7.5/10~9.2/10)
 (注3) 平準化の取り組みについて、「し」はそれぞれその項目内の進捗率のうち、いずれかひとつでも実施していれば「実施」、いずれも実施していなければ「未実施」と累計(「そ」早期執行のための目標設定の「発注見通しの統合を行っている」は除いて累計)
 (注4) 平準化率=4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数

所管 都道府県	発注機関	一般競争入札 の適切な活用	総合評価落札方式の適切な活用				ダウピング対策			第三者機関 等の設置状 況	H30年度 競争入札 平均落札率(%)	入札契約 適正化法 及び 施行令にお いて実施す べき事項	平準化の取り組み					平準化率	設計変更ガイドライン の策定	
			総合評価落札方式の導入時期		平成30年度 総合評価落 札方式実施 件数	総合評価落 札方式の 導入状況 (下限金額)	低入札価格調査基準価格の算定式	予定価格の公表	低入札価格調査基準 価格の公表				(さ) 債務負担行為の積 極的な活用	(し) 柔軟な工期の設定	(す) 速やかな繰越手続	(せ) 積算の前倒し	(そ) 早期執行のための目 標設定			
			本格導入時期	試行導入時期																
沖縄県	渡嘉敷村	-	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.00	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している	
沖縄県	座間味村	-	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	1.00	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
沖縄県	粟国村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	実施	実施	実施	未実施	未実施	0.48	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
沖縄県	渡名喜村	-	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	91.3	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.00	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
沖縄県	南大東村	-	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	96.1	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.99	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
沖縄県	北大東村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	-	原則非公表、一部案件で事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	0.80	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
沖縄県	伊平屋村	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	93.0	未実施事項あり	実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1.92	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
沖縄県	伊是名村	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	実施	実施	未実施	未実施	0.24	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
沖縄県	久米島町	一定額超の下限額を設定	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	94.6	未実施事項あり	実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.70	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
沖縄県	八重瀬町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	-	全案件事前公表	-	未設置	未集計	未実施事項あり	未実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.52	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
沖縄県	多良間村	一定額以上の下限額を設定	-	-	-	-	-	-	全案件非公表	-	設置済み	90.0	未実施事項あり	実施	実施	未実施	未実施	未実施	0.59	指針を策定しておらず、他の団体の指針も準用していないが、設計変更を実施している
沖縄県	竹富町	下限額は設定せずに対象工事を適宜選定	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	97.1	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.88	他の団体の指針を準用し、設計変更を実施している
沖縄県	与那国町	-	-	-	-	-	-	-	全案件事後公表	-	未設置	-	未実施事項あり	未実施	未実施	実施	未実施	未実施	0.29	設計変更を実施していない